

第九十三回国会 通信委員會議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十五年九月二十九日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は次のとおりである。

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君

理事 畑 英次郎君

理事 阿部末喜男君

理事 鳥居 一雄君

足立 篤郎君

鴨田利太郎君

渡海元三郎君

長谷川四郎君

吹田 悦君

森 美秀君

久保 等君

楠 兼次郎君

竹内 勝彦君

藤原ひろ子君

依田 実君

昭和五十五年十月十五日(水曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君

理事 畑 英次郎君

理事 阿部末喜男君

理事 鳥居 一雄君

足立 篤郎君

鴨田利太郎君

羽田野忠文君

原田昇左右君

森 美秀君

久保 等君

米田 東吾君

委員外の出席者

外務省経済局国際機関第一課長 池田 右二君

大蔵省主計局主計官 篠沢 恭助君

大蔵省主計局主計官 伊藤 博行君

大蔵省理財局資金第一課長 亀井 敏之君

日本電信電話公社総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公社総務理事 長田 武彦君

日本電信電話公社総務理事 玉野 義雄君

日本電信電話公社総務理事 山口 開生君

郵政大臣 山内 一郎君

内閣法制局第二部長 関 守君

文部省大学局長 宮地 貫一君

郵政政務次官 渡辺 紘三君

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政大臣官房経理部長 澤田 茂生君

郵政省郵務局長 魚津 茂晴君

郵政省貯金局長 鴨 光一郎君

郵政省簡易保険局長 小山 森也君

委員の異動
十月十五日
同日

福永 健司君 補欠選任 原田昇左右君

同日 原田昇左右君 補欠選任 福永 健司君

九月二十九日 郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十二回国会開法第二号)

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会昭和五十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十月十四日 国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十二回国会開法第二号)

通信行政に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

この際、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

通信行政に関する事項

郵政事業に関する事項

郵政監察に関する事項

電気通信に関する事項

電波監理及び放送に関する事項

以上の各事項について、本会期中、その実情を調査し、対策を樹立するため、関係方面からの説明聴取及び資料要求等の方法により国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐藤委員長 次に、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。郵政大臣山内 一郎君。

○山内国務大臣 通信委員会の皆様には、平素から郵政省所管業務の適切な運営につきまして、格別の御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。私は、就任以来約三カ月を経た今日、郵政行政

が国民の日常生活にきわめて密着したものであることを改めて認識し、かつ責任の重大さを痛感しているところであります。

まず、郵政行政にとつては、何よりも綱紀の厳格な保持と行政の厳正忠実な執行が肝要であり、これが国民の信頼を確保していくうえのものであることを銘記して努力してまいりたいと存じております。

今後の郵政行政の運営に当りましては、情報手段の高度化、多様化、高齢化社会の急速な到来など、社会経済の進展を見きわめながら、サービスの改善向上に努めるとともに、業務の合理化、効率化をさらに推進し、各種の需要に対応することによって、国民の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

なお、郵政事業は、三十一万余の職員を擁し、人手に依存する度合いの高い事業でありますので、業務の円滑な運営を図るために、明るく活力に満ちた職場をつくるとともに、安定した労使関係の確立にもさらに努力してまいる所存であります。

この機会に、当面する主要な問題について申し上げさせていただきます。

まず、郵政事業につきましては、現在、業務運営はおおむね順調でありまして、来るべき年末年始におきましても、年賀郵便物の配達など正常な運行を確保し、国民の期待にこたえたいと存じます。

さて、現在、郵便事業の緊急の課題として郵便法等の一部を改正する法律案を国会に提出しており、当委員会の御審議をいただく運びとなつているところであります。仲裁裁定の早期実施を図るためにも、本法律案の速やかな成立を必要とするものでありますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

次に、為替貯金事業につきましては、今後とも国民の健全な資産の形成に積極的に寄与していく所存であります。そのための施策として郵便貯金の一般の総額制限額及び貸付限度額の引き上げ

並びに高年層の郵便貯金について別枠を設けるいわゆるシルバ―貯金の実現等に努力したいと考えております。

なお、郵便貯金の限度額管理につきましては、郵政省の責任において従来からその遵守に努めてきたところでありますが、今後とも一層の徹底を図つてまいりたいと考えております。

次に、簡易保険・郵便年金事業につきましては、今後とも簡易保険の普及に努めるとともに、郵便年金につきましては、来るべき高齢化社会において国民がゆとりある老後生活を送るために、各人の自助努力を促して実らせる施策として、改善充実を図りたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、電気通信行政につきましては、過般の通常国会において成立をいたしました郵政省設置法の一部を改正する法律に基づき、去る七月一日新たに電気通信政策局が発足いたしました。これを機会に、ますます多様化が進む国民の電気通信需要に対処し、電気通信行政の一層の充実を努めてまいる所存であります。

また、国際電信電話株式会社等の運営の適正を図るため、今国会に関係法律案を提出いたしましたので、よろしくお願ひを申し上げます。

最後に、電波放送行政につきましては、宇宙通信、テレビジョンの音声多重放送など、多様化、高度化する国民の情報需要の動向と国際的動向とに即応するとともに、今後さらに増大する利用に対処し、適時適切な電波行政を推進してまいる所存であります。

また、放送大学学園につきましては、文部省とともにその実現に努力してまいりましたが、今国会におきましても、関係法律案を提出いたしましたので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上、簡単に当面の主要問題について申し上げましたが、郵政省所管業務の円滑な運営のため、委員各位の御支援、御協力を切にお願ひを申し上げます。次第であります。

○佐藤委員長 これにて大臣の発言は終わりました。

た。

○佐藤委員長 郵便法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。
提案理由の説明を求めます。郵政大臣山内一郎君。

郵便法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山内國務大臣 郵便法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の改定を行うほか、第一種郵便物等の料金の決定について臨時の特例を設けるとともに、利用者に対するサービスの改善を図る等のため、郵便法その他関係法律について所要の改正を行うとすものであるとあります。まず、郵便法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、郵便料金の改定についてであります。郵便事業財政は、石油危機に端を発した人件費や諸物価の高騰により、昭和四十九年度以来大幅な赤字に転じ、昭和五十一年一月の料金改定によりまして好転いたしましたものの、昭和五十三年度からは、再び赤字を生ずることとなり、昭和五十四年度末における累積欠損金は、二千二百二十四億円になりました。このまま推移すれば赤字はますます増大し、事業財政の状況は、悪化の一途をたどることとなります。

こうした中で、昨年十月郵政審議会に對し、郵便事業財政を改善する方策について諮問いたしましたところ、同審議会から、昭和五十五年度から

三年間は新たな赤字が生ずることを防ぐとともに、累積赤字についてもできるだけこれを解消していく措置をとることが必要であるとして、この際、郵便料金の改定を行うことはやむを得ないものと判断するとの答申がなされました。

今回の料金改定案は、この答申に示された料金を骨子とするものでありまして、第一種郵便物封書）につきましては、定形二十五グラムまで五十円を六十円に、定形外五十グラムまで百円を百二十円に改め、また、第二種郵便物の通常はがきにつきましては、二十円を四十円に改めることを主な内容としております。

なお、第一種郵便物のうち、郵便書簡につきましては五十円に据え置くこととし、第二種郵便物の通常はがきにつきましては、昭和五十五年度中は三十円とすることとしたしております。

第二は、第一種郵便物等の料金の決定についての特例についてであります。

郵便の料金決定方法のあり方につきましては、かねて郵政審議会等から、現行の料金決定方法については、弾力的に対処できる方向での改善が必要であるとの趣旨の御提言をいただいていたところでありましたが、その後慎重に検討いたしてまいりました結果、郵便事業財政の現状にかんがみ、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでの間、一定の範囲及び条件のもとで、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものとする等の規定を設けることとしたとすものであるとあります。

第三は、利用者に対するサービスの改善を図るため、新たに郵便切手について手数料を徴してこれを他の郵便切手等と交換することができるとすること、新たに図画等を印刷した郵便はがきを発行し、一般の郵便はがきの料金額によらない額で売りさばくことができることとする、速達小包として差し出すことができる郵便物の大きさ及び重量の制限を緩和することについての改正を行うこととしたしております。

以上のほか、郵便に関する料金を滞納した場合の延滞金、延滞利率についての規定を設けること等の内容を盛り込んでおります。

次に、お年玉つき郵便はがき及び寄付金つき郵便はがき等の発売並びに寄付金の処理に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

まず、お年玉つき郵便はがき、利用者に対するサービスの改善を図るため、お年玉として贈る金品の単価の最高限度額を現行三万円から五万円に引き上げることとともに、お年玉として贈る金品は、簡易郵便局においても引きかえをすることができるといたしております。

また、寄付金につきましては、その配分を受けることができる団体に、文化財の保護を行う団体及び青少年の健全な育成のための社会教育を行う団体を加えることといたしております。

最後に、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

これは、郵便法の一部改正の中で郵便切手の交換を行うことといたしておりますので、これにあわせて、同様の趣旨から、収入印紙につきましても、他の収入印紙との交換ができるようにしようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及び主な内容につきまして御説明申し上げましたが、今後とも郵便の送達速度の安定を図るにより、国民各位の期待にこたえるよう懸命の努力を傾ける所存でございます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

質疑は、明十六日に譲ることといたします。

○佐藤委員長 逓信行政に関する件について調査を行います。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本件調査のため、本日、日本放送協会理事田中

武志君を参考人として御出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。畑英次郎君。

○畑委員 当面する二、三の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、電波行政の分野に入ると思いますが、今日におきましてはFM放送について非常に国民的な関心も高いわけですが、これにつきましても最近の郵政当局における取り組みの現況あるいはまた全国普及に對します物の考え方につきまして、お答えを願いたいと思っております。なおまた、テレビジョン等の拡充等につきましても、この際お示しを賜りたいというふうに考えております。部内におきましては、周波数の割り当て計画等いろいろ御検討がなされておるわけですが、当局側の基本的な考え方を、あわせてお答えをお願いしたいと思います。

○田中（眞）政府委員 お答え申し上げます。

まず、民放FM放送につきましては、中波放送に對します外国混信の状況と、あるいは民放FM放送の経営の可能性等、周波数割り当てのための諸条件を総合的に勘案いたしまして、県域放送を原則として、できるだけ早く全国普及を図っていくという考え方でございます。

なお、本年六月、金沢、松山及び長崎の三地区に周波数の割り当てを行ったわけですが、これが、これまで放送を行っておりません東京、名古屋、大阪及び福岡の四地区のほかに、周波数割り当て済みの地区は七地区ということになったわけですが、これらの地区に対する免許

処理を急ぎまして、一日も早く新しいFM放送が開始されるように措置してまいりたいと考えております。

次に、テレビジョン放送でございますけれども、民間のテレビジョン放送につきましては、各地域におきまして放送番組多様化の要望、経済力、人口、周波数事情等を総合的に勘案しながら、放送番組の多様化に對する国民の要望にこたえる、そうしまして、地域間の情報格差の縮小を図るという観点からテレビジョン放送の拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、これも本年六月、福島、大阪の二地区につきまして周波数割り当てを行ったところですが、これらの周波数割り当て済みの地区に對します免許処理を取り急ぎまして、これも一日も早く新たなテレビジョン放送が開始されるよう措置してまいりたいと考えておる次第でございます。

○畑委員 最近のテレビジョン放送の関連におきまして、いわゆる音声多重放送というものが非常に人気といえますが、あるいはまた今後における期待といえますか、そういうものが私どもの方にもいろいろな形で入ってくるわけですが、これにつきまして、音声多重放送の今日の普及の現況についてお答えを賜りたいというふうに考えるわけでございます。

これにつきましては、一面、普及につきましていろいろ問題点が多いというふうにも考えておるわけですが、先般でございますが、日本テレビさんのトラブル等もあつたやに承知いたしておるわけでございます。さようなものも含めまして、まずこの辺の普及の現況をお伺いしまして、後ほどまたお尋ねをしたいと思います。

○田中（眞）政府委員 テレビジョン音声多重の現在の普及の状況ということでございますが、現在、音声多重放送を実施しております放送事業者は、NHK—NHKにつきましましては、東京、名古屋、大阪、京都、神戸、和歌山の六地区から電波が出ております。民放で二十三社あるわけでは

ございますけれども、さらにことしじゅうに放送開始する予定の社というものが五社ございますので、これを含めると、今年じゅうには三十都道府県で音声多重放送の視聴が可能、こういうふうな状況になります。

また、全国普及の見通しについてでございますけれども、昨年十二月に電電公社の音声多重用中継回線というものが全国的に整備されたという状況にございまして、今後さらに普及が図られていくというふうに考えておるわけでございます。

補足いたしますと、音声多重放送用受信機の普及状況でございますが、受信機にはアダプター型のもものと内蔵型のもものがございまして、アダプター型が五十六万台、内蔵型が百七十三万台、合わせて二百二十三万七千台というふうな数字をつかんでおります。

なお、NHKと民放、それぞれの平均の放送時間は、週でございますが、NHKの分が、定時に、時間の決まっておりますものだけ申し上げますと四時間二十分というふうな数字が出ております。NHKにはそのほか非定時番組といたしまして、週換算いたしまして五時間四十分程度というふうな統計が出ております。なお、民放三十三社の平均でございますが、十二時間二十四分というふうな数字が出ております。

○畑委員 いまお話がございましたように、普及しております範囲、これはパーセンテージでたしか一割程度でございますが、そういうふうな実際の現況じやないかと思ひます。非常に興味があるといひますか、利用者側、視聴者側におきましても期待しておる、そういうことでございまして、今後の利用範囲の拡大につきましてはどういふふうなお考えをお持ちになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○田中（眞）政府委員 御高承のとおり、テレビジョン音声多重を始めます場合、私どもも多重放送に関する調査研究会というもののからの提言を踏まえまして、さしむきはマスメディアの集中排除等々の制度上の問題の少ない、補完的利用である

ということが非常に明確なステレオニック放送と翻訳による二カ国語放送に限って認めてまいったわけでございます。こうした二つの限られた利用に適するテレビジョン番組というものを考えてみますと、スポーツ番組とかあるいは音楽番組、ニュース、外国映画という比較的限られたものになるということで、そうした面から、その普及についてある程度限界があるのではないかと考えておるわけでございます。先ほど先生一割程度だろうというようにございまして、いま申しましたような事情を勘案しまして、現在の有効かつ能率的な利用を図ることから、テレビジョン放送をより一層多彩と申しますか、魅力のあるものとするためには、この補充利用の範囲内での利用方法の拡充、たとえば歌舞伎の解説というようなもの、あるいは災害放送等公共性、緊急性のきわめて高い情報というものをテレビジョン音声多重放送を用いて効果的に行う方策等々につきまして関係者の意見も聴取いたしまして、できるだけ早く具体的な成果を得たい、よってより普及を図りたいということで現在鋭意検討中という次第でございます。

○煙委員 いまお答えの中にもございましたけれども、先ほどのFM放送、なおまたたまたまの音声多重放送の問題に関連しまして、いわゆるマスキングの集中排除というような問題、あるいはまた今後におきます新たな波を割り当てたいとします場合のローカル的な要素を生かす問題、こういった問題につきましてはただいまお答えの中にも触れられておりますが、お気を使っておられるようでございますが、この点につきましては従来以上にひとつ御留意を賜りまして、なおまた積極的なお取り組みをお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、五十五年度の予算の編成時にかなり国民皆様方の関心をお呼びましたいわゆる新種の個人年金の問題についてお伺いしたいと思っております。あの際にそれほど大きな話題をお呼びまして、い

わゆる民間生命保険側におきましても、いわばこの一年間猶予期間があった、さような意味合いではかなり民間サイドにおけるこの問題に対する真剣な取り組みあるいは改善、こういうものがなされたというようにも理解をいたしておるわけでございます。そういう面から申し上げました場合には、一年の猶予期間がありましたから、逆に申し上げれば、五十六年度は是非でもその実現を期する、そういった一つの絶対的チャンスではなからうかというようにも私は考えておるわけでございますが、御案内のとおり、五十五年度予算編成の際におきましては、五者調停案と申しますかあるいは三者の覚書、こういったものがございまして、それを踏まえて今日までのようなお取り組みがなされましたか、あるいはまたその進捗の度合い等につきましてまずお答えをお願いしたいと思います。

○小山政府委員 新種個人年金の創設につきましては、先生いま申されましたように、高齢化社会の到来に備えて、従来からある郵便年金を時代の要請に合うように改善充実しようとするものでございまして、その内容につきましては、ある程度物価上昇に対応できるよう年金額が増加する仕組みとすること、また最高制限額を引き上げること、また、そのような年金に機能するために資金運用制度を改善するというものであったわけでございます。

ただいま先生から御指摘ございましたように、五十五年度の予算編成時におきましては、関係各機関において基本的には合意に達したのでございますけれども、一部に意見の相違がありまして、五十五年度の実施を見送ったものでございまして、しかしながら、国民各層から強い期待が寄せられている施策でございますので、五十六年度予算におきましてぜひ実現させるべく、現在関係方面と鋭意調整中でございます。なお、この昨年度の経緯を踏まえて、五十六年度予算において重点事項としていま提案しておりますところの法案の内容といえますか制度の

内容は、五十五年度に考えておりましたのと若干異なっております。

その内容を申し上げますと、まず第一に、先年度の要求におきましては、年金の種類というもののの中にいわゆる即時年金と申しまして、払い込みの後直ちに年金を受け取る仕組み、この仕組みを今回は取りやめております。また、払い込み方法でございますけれども、先年度の案には、一時払いという方式と分割払いと二つのものを計画しておりましたのですが、一時払いの方式は取りやめるということになりました。また年金額を、現在上限が二十四万円になっておりますものを、最低十二万円から二百四十万円までということで提案しておりましたものを本年度は十二万円から九十六万円までということで、二十四万円の限度額を九十六万円までにするということで、二百四十万円を九十六万円に下げております。また、この資金の運用の方法でございますけれども、従来、五十五年度予算の計画では、この資金の運用範囲を、第一に金銭信託に、また第二に銀行等の預金、第三に外国債、第四に株式、第五に土地建物というところに投資できるようにならねばならないという要望をしておたものでございまして、第一に株式の投資というものを行わないことになりました。これは一部の御意見として、郵政大臣という名前が民間企業の株主となることは適切ではないのではないかという御意見がございましてこれを取りやめまして、金銭信託の中においてこれは行うということにいたしましたものでございます。また、土地建物等の不動産への投資は行わないということになっております。

先年度の予算におきます要求と異なっている点以上でございます。

○煙委員 ただいまお答えがありましたように、五十五年度、当初スタートいたしました時点と比べますと、その後、関係筋のお立場、そういうものをかなり尊重された、五十六年度実現を目指しました内容に相なっておるというように理解をしております。逆に申し上げますと、これ以

上は後退ができない、しかも早くやるべきだ、なおまた、先ほど申し上げましたように、民間生命保険の方でもそれなりのいわゆる時間的な余裕もあった、こういう時期でございまして、私は、ぜひ五十六年度の実現を目指すべきであるというように考えるわけでございます。さような意味合いで、大変失礼でございますが、本問題は非常に国民的な期待の大きい問題でございますから、この成立を期します大臣の御決意でございますか、これをお聞かせ願いたいと思っております。

○山内国務大臣 私が大臣に就任いたしました郵便年金の話を聞いたのでございまして、現在の郵便年金にはもう全然魅力はない。いわゆる定額支給でございますので、いままのよう物価がどんどん上がっているのに、いつも同じ金額を支給されるようでは老後において楽しみがなくなってくる、何か自分の財産が減ってくるような感じになるわけでございます。そこで、新しい年金を前大臣のときにお考えになりました、皆さん方のお力を得ながらいろいろ工夫して、この線なら大丈夫であろうというような案が、いま簡易保険局長から説明したとおりでございます。したがって、これからの高齢化社会に自分の力によって生き抜いていく、いわゆる自助努力でございますが、社会福祉もこれからはなかなか大変でございますので、そういう方々をぜひ救ってあげたい、こういう気持ちで私はいるところでございます。実現までまだいろいろ困難はあろうかと思っておりますけれども、皆さん方のお力によりまして五十六年度にはぜひ実現をしたい、こういうふうにご考えております。よろしくお願いたします。

○煙委員 ただいま大臣も申されておりましたようにいろいろ困難性の伴う問題であるわけでございまして、ぜひひとつ、まず何といたってさような意味合いでの大臣の御熱心なお取り組みをお願いしておきたいと思っております。

次に、貯金の関係に移るわけでございまして、ただいま大臣のお話の中にもございましたように、高齢化社会を迎えまして、さような意味合い

での対応の一環として、先般、シルバー貯金でございすか、こういうものが報道されておったわけでございす。あるいはまた預け入れ限度額の引き上げの問題、こういったものも言われておるわけでございす、この辺につきまして正確な内容をお知らせしたいと思います。

○郵政政府委員 シルバー貯金の構想でございす、高齢化の傾向を強めているわが国におきまして、老後の経済生活の安定と充実ということが重要な国民的な課題となつてきております。近ごろわが国の社会保障が漸次整備をされてきておりますけれども、なおみずからの貯蓄によつて老後の生活の維持を図る、いま大臣も申されましたわが自助の努力ということが基調であるということには変わりがないというふうに考えております。こういうことからいまして、高年齢の方々が努力をして蓄えた預貯金、これを国として積極的に保護していく必要があるというふうに考えております。郵便貯金の使命は、国民の経済生活の安定を図る、それからその福祉を増進するということとを目的としております。そういう郵便貯金といたしまして、一定年齢以上の高年齢の方々が郵便貯金をしようとする場合に、郵便貯金の預入限度額、これは現在三百万円になっておりますが、それとは別に一千万円の別枠を設けて、非課税で郵便貯金に預入ができるようにし、いま申しましたような要請にこたえようというものでございす。

○煙委員 いまお話ししたシルバー貯金の問題でございす、事のついででどうかと思ひますが、いわゆる先ほど申し上げた預け入れ限度額の云々という問題、かなりこれも先ほどの新種個人年金と同様に抵抗が多いというように考えるわけでございす、この辺の限度額引き上げの算出の基礎といひますかあるいは考え方、これについてお答えを願ひたいと思ひます。

○郵政政府委員 郵便貯金の総額制限額を五百万円に引き上げること、ただいま申しましたシルバー貯蓄と別に要求をいたしておりますが、この

一般の総額制限額が三百万円に引き上げられまして昭和四十八年の十二月でございす。それからこれまで七年近くそのまま据え置かれております。したがつて、この総額制限額につきまして、これまでも国民所得の伸びとかあるいは国民の貯蓄保有額の伸びといったものと均衡に配慮して引き上げを行つてきたわけでございす。いま申しましたこの総額制限額が三百万円になりました昭和四十八年の国民所得が昭和五十五年には一・九六倍、約二倍でございす。それから貯蓄の保有額、これも四十八年と五十五年の対比で平均貯蓄保有額が約二・三倍になっております。こういうふうな経済情勢にかんがみまして、郵便貯金の総額制限額を三百万円から五百万円に引き上げる、そういうことによりまして国民の健全な資産形成に資していこうということを考えておる次第でございす。

○煙委員 先ほど申し上げましたように、限度額の引き上げあるいはシルバー貯金の問題あるいは新種個人年金の問題、何といひますが、実現までにはいろいろ問題が多いと思ひますが、積極的なひとつお取り組みをお願いしておきたいと思ひております。

次に、最近報道されております日中海底ケーブルの切断の多発という問題につきましてお伺ひをしたいわけでございす、本年だけですでに四回というふうなことでございす。この問題につきましてはすでに積極的な取り組みがなされておるやに伺つておるわけでありますが、これはひとりKDDのお立場にお任せしておくとしようなどではななくて、それ以上の一つの積極的な取り組み、こういうものが必要であらうというように思ひます、こういうものが、現況並びにそれに対する対応の処置の内容につきましてお答えを願ひたいと思ひます。

○守佐政府委員 お答え申し上げます。日本国と中華人民共和国との間の国際通信につきましては、現在日中間海底ケーブルとインテルサットの太平洋衛星を利用して、電話電信な

ど音声級回線に換算いたしまして三十九チャンネルの回線を設定いたしております。そのうち、日中間の海底ケーブルにつきましては昭和五十一年、日中国交正常化の前でございしたけれども、国際電信電話株式会社と上海市の郵電管理局との間に共同して建設したものでございす。これが途中、五十三年度に一度切断障害が発生しておりますけれども、その後は比較的安定した通信の状況にございした。

ところが、本年に入りまして御指摘のように都合四回、一月二十二日と五月十六日、さらに九月二十四日、九月二十九日というふうに障害事故が発生しております。その都度通信につぎましては、御説明申し上げました衛星回線によつてバックアップいたしまして国際通信の確保には努めております、その都度修理は事業体の方でやっておりますけれども、先生御指摘のように、このように本年に入つて頻発するということで、政府自体としてもこれはやはり積極的な日中間で話を進めていかなければならぬ、こういうふうなことを私も非常に痛感いたしました次第でございす。

したが、いま、当面の障害回線の早急な復旧ということにつきましては、もちろんKDD側の事業体としてやるわけでございす、現在KDD丸も中国側の要請を受けまして横浜港を出しましたけれども、いま台風でございしたので大阪に避難いたしましたけれども、直ちに長崎港から出ていくということになっておりますが、単にそういう応急的な復旧と申しますか修理の問題だけでなく、もっと事故原因の究明あるいはこれからの対策ということにつきまして、わが国内部も政府全体として取り組んでいきたい、こういうことで海上保安庁とも連絡協議をいたしまして、緊急な連絡ルートをつくること、保安庁は保安庁としてのそれなりの早期原因究明に努めていただく、われわれはわれわれとしてさらに政府ベースでも職員を派遣いたしまして、上海におきましてその対策につぎましていろいろな角度から協議を進めていきたい、このように取り組んでおる次第でございす。

す。

○煙委員 最後に、年末を控えまして、年賀郵便の配達その他、国民としましては郵政省の労使関係に非常に関心を持つておることは御案内のとおりでございす。最近さしたるトラブルもないやに伺つておるわけでございす、この労使関係の、特に年末にかけましての取り組みにつきましての御決意を伺つて私の質問を終わります。

○岡野政府委員 人事局長でございす。平素、郵政内部の労使関係につきましては非常に深い御関心と御心配とを賜つておりまして本当にありがたうございす。

先生も御存じでございす、両三年前でございす、とりわけ五十三年の年末から五十四年の年当初にかけまして、私どもの部内の労使紛争のために、郵便を中心として三事業、非常に混乱がございしました。国民の皆様は御迷惑をおかけいたしまして本当に申しわけない次第でございしました。

ただ、その後、私も相互に正すべきは正し、反省すべきは反省をするというふうな立場に立ちまして、そのひまひまな話し合いを積み重ねようではないか、そして労使の相互理解というものを深めていく、これが一番の要諦ではないだろうかというふうな考え方に基きまして、まあ最近ではどうやら労使関係も比較的落ちついてまいりました、おかげさまで業務運行の方も大きな御指導をいただくというふうにはなつておらないように考えているところでございす。幸いにしましてこんな風情でございすので、今後とも相互理解を深める中でこの労使関係の正常化を志し、かつ十分に安定をするというふうなことを心がけて、一歩一歩じみじみ努力を積み重ねてまいりたい、こんなふうな思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○煙委員 わかりました。終わります。

○佐藤委員長 煙英次郎君の質疑は終了いたしました。

鈴木強君。

○鈴木(強)委員 ただいま郵政大臣から御発言がございました。その中に訪中の件についてはお触れになっておりませんが、大臣御就任以来三カ月、非常に精力的に勉強されておるようでありまして敬意を表しますが、どうぞひとつこの上とも御健闘くださるようにお祈りしております。私はあなたと一緒に参議院でやっております、ひとしとお親しみも感ずるわけですが、どうぞがんばってください。

さて、第一番にお伺いしたいのは仲裁裁定のことですが、郵政職員給与改善のための仲裁裁定はいまだにこれが実施されておられません。いろいろの事情のあることはわかりますが、最近、物価は約九%近く前年同月に比べて上がっておりますし、職員の生活も大変だと思えます。これ以上遷延は許せないと思えますが、直ちにこれを実施してもらいたい、こう私は思いますけれども、大臣の御所見はいかがですか。

○山内国務大臣 公労委の仲裁裁定の件につきましては、私も一日も早く解決をして支給をしたい、こういうふうと考えているものでございます。ところが、現在の予算で計上してございますのは、必要額の約半分かございせん。したがって、すぐ支給するというのは財源的にもいろいろ問題点があろうというふうに考えているわけでございます。

そこで、まず配分交渉でございませうけれども、聞きますと、二カ月ぐらしかかるのが例である、こういうことで、ひとつ早目に配分交渉をやろうじゃないか、こういうことで閣議で発言をいたしまして、多少いろいろ話はございましてけれども、配分交渉に踏み切りまして、大体基本的なことはできたというふうに私は聞いているわけでございませう。したがって、もう少し肉づけをするのに時間がかかりませうけれども、そういった支給せざるを得ない。そこで財源の問題にぶつかりまして、郵便法の値上げをお願いしてございませうけれども、それが通れば財源の問題も簡単に解決を

する問題でございませうので、そのときには一日も早く支給したいものである、こういうふうにご考慮しているわけでございませう。

○鈴木(強)委員 いろいろな御事情のあることはわかりますが、ひとつ決断を持って一日も早く実現できるように御健闘をお祈りします。お願いします。

それから次に、電波関係で質疑をいたしたいと思っておりますが、畑委員の方から出ておりますので重複を避けます。

それで、FMの問題ですが、従来われわれは、NHKがすでに全国各県においてやっておるわけですから、できるだけ民放にもFM放送の早期免許をやるべきだという考え方で来たのであります。が、どうも郵政省のやり方を見ていると、細切れみたいに四つや三つや三つや三つや三つや三つ、何かわれわれにはわからないような形で免許がおりておると私は思うのです。それをよく聞きたいのですけれども、きょうは時間の関係がありますから次回に譲りますが、残された府県に対するチャンネルプランは一体いつごろをめどにやろうとしているのか、それが一つ。

それからもう一つは、テレビの音声多重の問題ですが、お話のように、二種類に限って制限がされておりますので、実際に放送時間は全体の一割くらいしかやっておらないのです。したがって、さつきお話しのような内容になってまいりますれば放送時間もふえてまいらると思えますが、そこはもういいですから省略しますが、一体結論をいつ出して、いつごろからやろうとしているのか。いまの実情から試験局でもやれるようにも言っておりますけれども、本来であれば、本放送局に切りかえてもいいわけだ。そういうことも含めて目途は一体どこに置いてやっているのか、これだけはっきりしていただきたい。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。まず最初にFMのことでございませうが、先生御高承のとおり、十年ほど前に四、東京、大阪、名古屋、福岡というところでスタートいたしましたわけ

でございませうが、ただいま現在割り当て済みでまだ会社ができにくいところについてできる限り早急に電波が出るような形に調整なり、役所からも仲に入りまして進めたいということでございませうが、その後につきましては県域を単位というところで全国普及を図っていききたいというようなことで考えておる次第でございませう。

時期の明言については、まことに申しわけないのですけれども、きわめて早急にやりたいというようなことで検討を進めておるということで御勘弁いただきたいと存ずる次第でございませう。

それから、多重のものと魅力のある拡大利用についてでございますが、これは現在関係の機関にもいろいろ御意見なりアンケートをとつたりいたしまして、ただいま集計中でございませう。それで、これにつきましては、年度内ということとじやなくて年内にも新しい考え方を出して対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございませう。

○鈴木(強)委員 後の問題については、まあいろいろな点もあるでしょうから、実用化局にするためのことも含めてひとつできるだけ早くやつていただきたい。

FMについては、議事録を見ていただくとかわかっては、あなたがしゃつたような答弁を何回しているかわからない、きわめて近い将来とかね、ところが、いつになつてもそのきわめて近い将来が来ない。ですから、そうやっていっている間に、何か知らぬが私たちがよく理解できないような形であそこには免許がおりここに免許がおりるといふような、そんなばかな話はないですよ、これは私は改めて伺いますけれども、ですから、きわめて近い将来と云うが、本当にきわめて近い将来にやれるように努力してください。それをお願いしておきます。

それから、これも畑委員からも出ましたので、大臣が北陸郵政局管内の御視察に参りましたときに記者会見をした、郵便貯金の限度額の引き上げ、それからシルバー貯金の問題、それから個人年金問題、確かに畑先生おっしゃるように、個人年金

なんかはきわめて関心が強いし実現してほしいというので、これは大体固まったようでございます。恐らく次期通常国会に法案が出てくると思えますが、問題は三百万を五百万にするのと、シルバー貯金については、どうなんでしょう、少なくとも大臣が言明していることでございませうから、われわれとしては次の通常国会に実現できるものと確信しているわけですが、次の通常国会にそれぞれの法案が改正されてくるのかどうなのか、出すおつもりかどうか、このところだけひとつはつきりしておいていただきたい。

○山内国務大臣 いま非常に一般の庶民の方々から要請が強い二つの問題の点でございませうけれども、非常にそういう声が強うございませうので、私といたしましてはどうしても実現をしたい、こういうふうに考えているわけでございませう。ただ、法案が出せるかどうかという問題につきましては、これからいろいろ関係官庁と折衝してその成果が出てこないと思ふと出せませんとも言えませんが、私は何とかして出したい、こういう決意でいまいるところでございませう。

○鈴木(強)委員 これは民間銀行方面からかなりの抵抗が出てくると思わなければなりません。従来も郵便貯金の募集のあり方についてもいろいろと行き過ぎだとかなんとかいうような意見が出てまいっております。しかし、いろいろなグリーンカード制の問題等との関連がありまして、いま郵政省が攻撃を受けているというような立場にあると思えます。ですから、大臣おっしゃるような、そう簡単にいくとも私たちが思いませんけれども、御所信ですけれども私たちが思いませんけれども、それが実現できるように全力を尽くしていただければ期待するし、またどんなことでわれわれのできることをやりたい、こう思っているわけですから、その点はひとつぜひがんばっていただきたいと思ひます。

それから、五十九年からグリーンカード制が実施されることになっていますが、これもまたいろいろ

いりと大蔵省との関係、民間銀行との関係がございまして、軒余曲折があったようですが、最終的にこの意見は大蔵省と一致したのでございます。もし一致しているとすればその内容だけで結構です。簡単にひとつ骨子だけ示してもらいたい。

にはまだないわけです。私はこの委員会でも、ぜひ同時にサービスを開始してやってほしい、そうでないと、やはり国中の方の人と郡内の人とがいろいろの面においてハンディキャップがあると。政治の面においても、県政なんかでもかなり問題が出てくると思います。できるだけ一緒にサービスを開始してほしいと強く要望しておきました。しかし、もしそれができないとすれば、ではとりあえず国中、甲府盆地を中心にやるが、郡内の方、いわゆる大月、吉田、都留、この辺については大体いつごろやります、いろいろな準備で、こういうわけでできませんが、ちよっとお待ちいただきたいということをつけ加えて、やってほしいということ強く要望しておいたものであります。これはその後どう進んでおりました、いつごろサービス開始できますか。

○鴨政府委員 お答えいたします。

○西井説明員 お答え申し上げます。

いま先生御指摘の、郵政大臣、大蔵大臣の合意事項、九月二十六日に合意ができております。内容を申し上げますと「民間金融機関の預貯金と郵政貯金との間の取扱いの公平を期するため」二項目ございます。一が「郵政省は、昭和五十八年十二月三十一日までの間に預入された郵便貯金については、昭和五十九年一月一日以降払戻される際に本人確認を行い、その結果、架空名義のもの及び郵便貯金法第十条に規定する貯金総額の制限を超えているものについては、国税庁に通知する。」二項目が「上記の確認及び昭和五十九年一月一日以降の郵便貯金の限度管理につき、グリーンカードによって行うことを大蔵、郵政両省間で検討のうえ、早急にその具体的方法を定める。」ということでございます。

ただいま先生からお話のございました吉田、大月、都留地区、いわゆる郡内地域のポケットベルのサービス開始でございますが、現在本年末を目途にいたしましてサービス開始できるべく鋭意工事を進めておりましたが、格別の電波障害その他が発生しない限りは、年内に、ことしの暮れにしろかと思っておりますが、サービス開始できる予定で進めさせていただいております。（鈴木（強）委員「暦年でないんですか」と呼ぶ）はい、十二月の末ごろでございます。

○鈴木（強）委員 一応の合意点に達したようです。これは結構なことでございます。何でも話せばお互いによくわかるわけですから、さっきの預金限度額の引き上げ、新しい個人年金等の問題についても、世論が支持していることですから、これはひとつ勇断をもって、大臣もさっきおっしゃいましたけれども、事務当局でもがんばってください。

次は、電電公社の資材調達問題についてお尋ねをしたいと思います。

それから、次に電電関係の問題で二、三お尋ねします。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

小さい問題で大変恐縮ですが、最初に、例のポケットベルですね、これが全国的に大変普及をしまいつております。私の選挙区のことでも恐縮ですが、山梨県の場合には、甲府市を中心とする通称国中と言っているのでもございますが、そこにはサービスが開始されて、非常に喜んでおります。ところが、御坂山系から笹子を超えた東京側の方、郡内というのでございますが、そちらの方

最初に、昨年六月二日に牛場・シュトラウス会談が持たれました。そこで日米間の合意ができました。それは双務主義でいくということ、お互いに話し合いをして、できるものとできないもの、そしてアメリカの市場にも日本が入っていく、日本へも入っていく、そういうことを前提にしている。いろいろ検討しようということ、たしか事務レベルの話も五、六回やられたように聞いております。

それから、次に電電関係の問題で二、三お尋ねします。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

きょうは、外務省からも池田第一課長にいらしていただいておりますが、御承知のように、この問題は三年にわたる日米間の重大な問題でございまして、私たち委員会におきましても非常な関心を持って見守ってきた問題でございますし、また、時には積極的に意見も出して御検討をいただいております。

というか、全く同じ方向で御努力くださいまして、厚く感謝申し上げます。

御質問のいまの問題は、確かに先般、ことしの五月ごろと思いますが、アスキーさんが初めて日本にお見えになって、私も三十分ほどお目にかかりました。時の郵政大臣も一時間ほどお会いになりました。そのときに非常に意外だったことは、六月二日のメモランダムとは全然離れて、またイロハのイに戻って、振り出しに戻って、資材の全面的競争入札に適用すべきだということ強く主張した。同時にガットというものは、そんなに競争契約というのはいずれかというのじゃない、弾力性があるんだという言葉を吐かれていた。非常に意外であったということですが、私は非常に残念に思っておったのでございますが、その後、総選挙が終わりました新しい郵政大臣をお迎えして、山内大臣からは、もう少しわかりやすい新しい提案をしてみたらどうかと、多分七月下旬だと記憶しておりますが、大臣のところに報告をして、大臣はこれだいいということ、いまこの三段階方式というものを、その根本的に違ふ問題はございませぬけれども、わかりやすい、非常に明快な段階方式で提案して、自來それで日米間の交渉を進めておるのでございますが、その後の最近の経過につきましては、ただいま池田課長から報告されたようなことを私も承っております。

○山内閣務大臣 私、就任しまして、これはむずかしい問題であるなというふうにまず感じまして、牛場・シュトラウス会談以降はほとんど進展してない、どういふわけだろうということいろいろ考えまして、もう少しこちらが絶対できないもの、あるいはできるものというところを段階的に分離して、そのできるものについて相互主義をとるような方向に会談を折衝していったらどうか、こういうことを考えて、電電公社総裁、外務省と打ち合わせをして、今度はアスキー・通商代表にかわりましたけれども、大來政府代表、アスキー・通商代表の間で、そういう線がいま進行中でございます。相当にお互いに理解を深めて、日本の考

え方もよくわかる、それからアメリカも、一般公開入札にも弾力性があるものであるよ、単なる形式的なものではないというような点を、相互理解をしながら、だんだんいま詰めている段階でございます。そういう状況でございます。

○鈴木(強)委員 私どもも新聞等の記事でいろいろ見ておるわけですが、要するに、いま最終的に日本政府が持っております三段階方式というのですか、できるもの、できないもの、さらに共同研究開発していくという、これにちよつと私たちが問題があると思うのですが、これ以上まだ妥協していく決意なのかどうなのか、その点はどうなんですかね。これは外務省からちよつと伺っておきたいのですが、最初にひとつ総裁です。詳しい内容については触れませんが、三段階方式というのが、これは大体通称で言われていると思いますが、これでもばくらはちよつと問題があるように思いますが、それでも、これが譲歩の最終的なものと考えていいですか。これは大臣も一緒に答えてください。

○秋草説明員 私たちは、量というよりも、取り交わす条約というか、協定というか、その中身のどういふものが約定になって出てくるかということとを非常に心配しております。いま出している提案を一步でもまた緩める気持ちは毛頭ございませぬ。ただ、数とかそういう点になりますと、数ということは、ただ中身、契約の仕方とかいうことは関係がございませぬから、これは相手もあることです。また多少の増減はすると思えますけれども、中身については、いまの考え方を譲歩する気持ちはございませぬ。

○山内閣務大臣 大体総裁から述べたとおりでございませぬけれども、こちらとしては絶対譲れない線があるのです。いわゆる中核部分等でございます。よく御承知だと思えますけれども、そういう点については、共同開発でもやる気があるのなら、共同開発によってお互いにくまなくいきそうなものがあれば、両方の国で生産をして、そうすれば同じものができるのですから、だからこれは一般公

開入札、ガットは適用するとは私は思いませんけれども、こんなものもありますよということば言つてあるわけなのです。だから、それ以上は絶対に譲れない、こういうふうな考えております。

○鈴木(強)委員 わかりました。その態度で最後まで交渉に臨んでいただきたいと思ひます。

そこで、第一課長の池田さん、日米間のことで、すから、よく話せば田満に解決できるものと私は確信しているんですよ。特にE.C.関係でも、これは随分進歩をやってますし、アメリカ自体が随分進歩をやってるんですよ。それなのに、日本に対して競争入札を強いてくるということは、これはもう話にならぬですね。そこいらは、アメリカさんのことですからよくわかっておられるのじゃないでしょうか。なぜこういうふうなことを言つてこられるのかという気持ちは率直に持っているわけですよ。これからまた大來・アスキー会談というものも行われるでございましょう。ですから、さつき言った基本的な六月二日の合意に対する考え方の相違というものは、どこからどういふわけが出てきたのかよく私たちにわかりませぬけれども、いずれにしても、日米間で決めたことはちゃんと守つてもらつて、その上立つて実務者会議が開かれていくわけですから、その実務者会議が意を尽くして話し合いをやつていけば、そこに一つの結論が出てくるだろうと私は思うのです。

それで、まあ大統領選挙もございしますから、政治的ないろいろなかわり合ひもあるのではないかと私は思ひます。率直に言つて、ですから、それらの選挙の情勢等にもらみながらアメリカさんの方でもいろいろ物を言つておるのじゃないかと思ひますけれども、ひとつ大來さんにも実は来ていただきたかったのですが、何か委員会で、国会に呼んだというふうな例はないんだそうで、来ていただきたかったです。それであなたに来ていただいたのですけれども、帰りましたら、ひとつ外務大臣の方から大來さんにもよくお願いをして、そして、一説によると決裂した、そういうふうな話も聞いておりますが、聞いてみると、決裂

ではないんです、ですから何とかうまく年内にいくるだろうというふうなあなたの見通しでございしますから、われわれはそれを信頼して、いま総裁、大臣がおっしゃったような点を、同じ立場で外務大臣もやつていただいていると思ひますから、大來さんもよくのみ込んでいただいていると思ひますから、その線ひとつ最後までがんばつていただくと、それが両国の利益になるわけですから、やつていただきたいと思ひますが、若干のこれらの見通しを含めて、もし意見があつたらここで述べていただけますか。

○池田説明員 アメリカとの話し合いにつきましては、先生ただいとおっしゃつたことを踏まえまして、話せばわかるという精神に基づいて鋭意やつていくつもりであります。この問題につきましては、電電公社、郵政省とも十分な密接な連絡をとりながらやつてきておりますし、今後も協力してやつていこうと考えております。ただいま大臣それから総裁の方からお話があつたとおりでございまして、外務省といたしまして、公衆電気通信設備の特性を生かした調達手続というものをアメリカとの間に何とか話をつけてやろうということ、鋭意努力をしておる最中でございます。アメリカという相手もございしますので、むずかしい点は多々ございしますけれども、先生おっしゃつたように、なるべく早期に解決するといふつもりでやつていこう、またその希望を持ってやつていく所存でございします。

○鈴木(強)委員 それでは次に、電電公社の最近の経営についてちよつとお伺ひしておきたいと思ひますが、御承知のように、電電公社が電気通信省から公社に移行したのは昭和二十七年十月でございます。この間、第六次五カ年計画の三年目をこし迎えておるわけですが、約二十八年間大変な苦勞をされて、三千七百万近い電話が架設されました。全国どこへでもダイヤルで通ずるという目標を達成されたのでございします。それで、第六次五カ年計画の三年目に來ている

わけですから、あと五十六年、五十七年。五十八年から新しい第七次計画というものが想定されるわけですね。ですから、従来のような加入電話については、もう大体普及するところまで普及したというふうに一般的に考えられている。したがって、これから新しい情報化社会に向けていろいろシステム、サービスの開発をやらなければなりません。またたくさんある。三千何百万の電話をステップ・バイ・ステップあるいは新しい機械にかえていくとか、それからあなただけおしやつた料金明細書、内訳がとれるような機械を導入して、お客さんに自分はいつどこへかけたんだというような記録がちゃんと残るような設備もしてあげるとか、また三百万近い電話が移動しているわけですね。そういうものもやらなければなりません。そうし、われわれも見ていて、街頭に電柱が立っている、電線を引っ張っている、風景を害している、パリなんかへ行ってみると、ああいうものはみんな地下へ入ってやっています。ですから、各関係省庁とも連絡をとって共同溝をどんとつくっていくとか、あるいは都市部における電柱は地下に入れていくとかいうふうにして、そういうような方面にまだまだやらなければならぬことがたくさんあると思うのです。

今度、電気通信政策局も、これは二十年近くもかかったのですが、できまして、郵政省の方としてもあらゆる面から相談にも乗ってくれるでございまして、ひとつこれからは、一体建設資金というのは第六次より以上にかかるとかどうなのか、その辺は国民はよくわからぬのですから。電電公社には五兆三千億ですか、負債があるのです。みんな債券を買って、それによつて仕事をしていたのですから、これは返さなければならぬ金だ。ところが電電公社はもううけています。そんな五兆円もの赤字があるなんてことはどこへ行つて聞いたって知ってはいないですよ、PRが下手ですからね。今度は、第七次にはどのくらいの金が必要になるかというくらいのことば早く計画局が中心になって、先手をとって、国民

に向かつて、これからは電話の普及は大体年間百万か何百万くらいでもって、申し込めばすぐつくようになりまして、だけれども、こういう新しい仕事が残っている、保守についてもこうしなければならぬのだというところをやはり国民に訴えていく必要があると私は思うのです。

そういうこれからの基本的な政策についてどう考えておられるか。三年先のことで大変なことでしようけれども、しかし、日本はもう計画が三年とか五年とか短い計画であつて、もう少し先の十年くらい先まで展望したものを国民に示して協力を得ていくということも必要じゃないでしょうか。そういう意味で、その辺はどうなっておるか、お伺いしたい。

○秋草説明員 たいだい六次の真ん中を走っているところでございますが、近い将来を見通して第七次という程度のことを私なりに展望しますと、先生のおっしゃったような新しい電話というものにはまずまず自動化も完了、積滞も終わつた。しかしまずまず考えなければならぬことは、二十年、二十五年前に投資しました、拡充計画を始めました施設がもう更新期にきている。ステップ・バイ・ステップで電子交換機にかえるということには常々国会でも言明しているところでございます。非常に巨大なる設備取りかえの時期がどんどんと迫ってくる。それから、新しい技術としての将来展望は、これは日進月歩の技術革新に基づいて、より安い、より効率的な技術というものが出てくるのでございまして、技術が進歩すると金がかかりますかかるといふことはこれは相ならぬことでございます。いまして、われわれは新しい技術というものを、より安く、より効率的な技術革新というもので懸命にやっております。これもまた似たような制度とだんだん取りかえていきますとまた相当なボリユームにもなる。また、たまたまおしやつたような料金の計算の問題とか、これは大きな額ではございせんけれども、長い目でやれば必ずやばり五千億や六千億円はかかるであろうということも国会で言明しました。その他、いままでもや

ろうとしてもなかなかやれなかつた地下ケーブルの問題等も先生のおっしゃるようなものでございまして。これはどのくらいまとめたかかるといふことは、いまとつきの御質問でございまして、まだ推計はできておりませんけれども、六次よりは減ることはなつてもふえることはあるのではなからうかという程度に思つております。

それに非常に大きな問題は、五十七年度の末をもつて長い歴史的な使命を果たしました負担金と申しますか、加入者に債券を御協力いただいた問題の時限立法が切れるのでございまして、これは財政的にかなり大きな負担になります。このために八年前から公算の電電債というものを年々歳々ふやしまして、これでバトンタッチが十分できるような用意はしておりますけれども、当面の二、三年はかなりギャップが出てくると思つております。

○鈴木(強)委員 第七次の長期五カ年計画というものが今日まででき上がつておらないということでございますから、これ以上聞くことは酷かもしれませんが、しかし大体の地ならしはして、そして第七次五カ年計画というものを早い時期にひとつ国民にも示して理解をしていただくという精神でやつておられるわけですか。その点はそうですか。

○秋草説明員 第七次をつくるかつかうらないかという御質問でございまして、やはり私は、第五次まで続けたような性格とは少し違ひますけれども、一つの予算と違つた大きな五カ年にわたる経営のガイダンスでございまして、管理者も従業員もそうした目標というものを見届けて仕事をするといいことだと思つておりますので、第七次も続けてこの計画は作成してみたいと思つております。

○鈴木(強)委員 若干当面の問題とそれからこれは将来にわたる問題、第七次にかかると思いますが、一つは、公社の電話の通話料の遠近格差の是正ということがございまして、これは委員会でもかなり強く要求されたことだと思ひます。した

がつて距離別時間差法というふうなものを採用してきたわけですね。けれども、やはりいろいろな問題があるわけで、近く公社では夜間通話料の割引をやろうとしておると聞いております。それは大体いつごろからやるのか、そして具体的にはどうなるのか、それからそれによつてどのくらいの減収になつていくのか、これはどなたでもいいから答えてください。

○西井説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話のございました夜間通話料の割引の問題でございまして、御存じのとおり現在、いわゆる市外通話と申しておりますものの中で六十キロメートルを超える区間につきましては、午後八時から午前七時までおむね四割引きの夜間割引をいたしておるところでございます。

それに対して、わが国の通話料金体系と申しますのは、近距離は欧米等の諸外国に比べて二分の一ないし四分の一と非常に安くございまして、遠距離は諸外国に比べて高い、その結果、いわゆる遠近格差が大い、こういう通話料金体系の指摘を受けてきたわけでございまして。この点は公社も機会を持ちますたびに直してまいつたわけですが、まだ現在のところそういった状態でございます。これを抜本的に改正をするということになりますと、これは当然のことながら法律改正になりますと、これは、近距離を上げて遠距離を下げるということになりますと、なかなか利用者の方の利害が一致をいたしませんので、実際問題として理想的な案をつくるというのには困難である、こういう状態でございますので、諸外国に比べて明らかに高いと思ひます三百二十キロメートルを超え市外通話区間につきまして、夜間に、深夜にもう一段の割引を行ひまして、具体的には午後九時から午前六時まで四割引きをもう一段六割引きにいたしまして、そして夜間におきます利用の便を図りたいというのが一つでございます。

それからもう一つは、そういったと、その辺に通話のピークが出る関係もございまして、現在六十キロメートル以上の区間につきまして午後八

時から午前七時まで割り引いております四割引きの時間帯を前後それぞれ一時間ずつ延長いたします。午後七時から午前八時まで四割引きを行う、こういうことを計画をいたしまして、先般、郵政大臣の認可をいただきまして、これは全国的に課金メーターの改造あるいは取りかえが必要でございますので、鋭意工事を進めてまいったところでございますが、大体現在のところでは、十一月二十七日にこの工事が完了いたしまして、それ以降、ただいま申し上げましたような深夜割引等を実施できる、こういうめどが立っているところでございます。

なお、これに伴います減収額でございますが、料金上の計算をいたしますと、平年度におきまして大体千五百億くらいの減収になります。ただ、そういうことで安くあります関係で利用増を約二百億ほど見込んでおりますので、実際、実質的な公社の減収は約千三百億、このように考えている次第でございます。

○鈴木(強)委員 これはサービスをしてくれるわけですから利用者は喜ぶわけでございます。またほかにもいろいろあると思いますが、次に、いま正確な加入者電話というのは三千五百、六百、七百万とも言われているのですけれども、その中で、ステップ・バイ・ステップのA型、それからクロスバー等、旧の機械のままにされているのはどのくらいあるのですか。DEXとかDDXとか新しい機械にかえたのはどの程度でございますか。それで、これからどういう計画でやっているのか、それを教えてください。

○長田説明員 お答えいたします。現在公社で使用しております交換方式はステップ・バイ・ステップ式、それからクロスバー、それから電子交換機、大体大きく分けてこの三種でございます。大体の比率で申し上げますが、五十二年度末、第五次五カ年計画が終りました時点で申し上げますと、ステップ・バイ・ステップは約一五%ございます。それからクロスバーが約八〇%でございます。

います。それから電子交換機が残りの約五%程度でございます。それで、特に非常に問題になりますのはステップ・バイ・ステップでございます。これはもうシステムとしましては五十年以上使っておりまして交換機でございます。機械的に非常に劣っております。それから相当老朽も進んでおります。これが五十二年度末で全国で約六百万端子ございました。これを五十三年度、五十四年度、それから今年度、五十五年度でございまして、この約三千万で電子交換機に取りかえたいという計画で、数字をちよっとはつきり覚えておりませんが、約二百七十万端子をすでにこの計画に計上しております。したがって、大体五十五年度末では残存しておりますステップ・バイ・ステップというものは三百万端子ちよっといふようなことでございまして、あと毎年度百万端子程度のこの更改を続けていきたいということとで現在計画を進めております。

○鈴木(強)委員 新しい機械に早くかえてほしいという要望がかなり強い。昔のクロスバーとかステップ・バイ・ステップじゃ時間もかかりますし、最近のものはさつと早くかかるから、それはもう少しペースを上げてやってもらえないのですかね。そこらにはもう少し力を入れて切りかえをしてほしいと思います。

それから次に、料金明細がわかるような機器の導入ということについてはどうなんでしょうか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。いまの電子交換機とも料金明細につきましては関連するわけでございますが、基本的な明細記録をとる装置につきましては、電子交換機に更改する都度そういうことを考えていきたいと思っておりますが、これはいま申し上げましたようにかなり期間がかかりまして、とりあえずその間のやり方といたしまして、月に一度数計を撮影している状況でございますが、これを住宅の多いところとか問題のあるところによりまして月二回にするとか三回にするとか毎週撮るとか、こういうやり方をやっておるわけでございますが、そのほか

自動撮影装置を置けるところにつきましては毎日撮るとか、それから電子交換機のところと、これをソフトに入れますと、集約の回数でございますが、これを毎日撮るといふか、こうにいたしております。

それで、この回数をふやすということにつきましては、八〇%以上の局についてこれを実施しております。それによっていままでありまして苦情はほぼ半分以上減っております。かなりお客さんに対して説明ができたというふうなことで、それによってお客さんも、たとえば毎週ありますと、この週は使ったかもしれないというように、とりあえずはそういう措置で対処しておるところでございます。

○鈴木(強)委員 ちよっと私が聞いている基本的な考え方と全く違うのです。そうでなくて、少なくとも三千万加入者は、できれば明細書がはつきりして、あなたはこうかきましたということがあるにきつりしたものが欲しいわけですね。特に苦情の問題についてはできるだけいまのような形で当面はやっていかなければならぬと思っておりますが、基本的に明細がちゃんと読み取れるような機械を導入して、それは幾らかかるかは知りませんが、導入はもうできる段階に機械はあるのでしよう。ですから、それをこれから長期計画なら長期計画でやっていく方針なのか、それともそういうことはやめて、いま言ったような二回写真を撮ったり三回撮ったり、毎日やったりして、それで済ましていくというのか、その基本的なことを聞いています。

○玉野説明員 その点につきましてはいろいろ御意見もございまして、私たちとしては電子交換機によりましてそういうことをいたしたいと思っておりますが、それにつきまして現在機能試験といいますが、そういうことをやった場合に、あるトラフィックが入ったというように技術的にトラブルが起きるのか、あるいはその辺がどの辺まで克服できるのかという技術的な試験をいま

やっている段階でございますが、それが終わりましたら、それによって計画を立てていきたい、こういうふうな考えでございます。ただ、御承知のよう、これは通信の秘密等の問題もございまして、その辺もあわせて、その技術試験の結果等も見ながら検討してまいりたい。方向は先生おっしゃるような方向で考えていきたい、こういうふうな考えでございます。

○鈴木(強)委員 これはやはり国民の側から見ると、やってもいいところだと思ふのです。ただ、それではその機械を導入する場合にどれだけの金がかかるのかということが一つ問題になります。ですから、それを新しく加入者から取らなきゃならぬということになると、またこれは反発もあるかもしれないが、どうしてもほしいという人は、多少高くてもつけてほしい、こうなると思うのです。ですから、そういうふうなことにして、通信の秘密といつたって、これは各個人個人がつけることですから、おれはこれはかけなかったということがあるし、わかれれば、計算上はつきりしてくるわけですから、これは間違っていないということになるわけですから、そういうことは問題にならぬと思ふのです。ですから、秘密の問題がほかにあるとすれば十分配慮していただくとしても、導入するといふ方針なんです。ですから、それであれば、必要な経費は加入者の負担になるのかどうかという点も含めて、もう少し的確に国民の前に示して、協力を得るようにはしてほしいのですよ。

これはもう二年くらい前でしたか、そういうふうな話が出まして、いつ公社はそういうのをやってくれるのですかというのを私たちはよく聞かれますから。きょうわかりました。やる方針には変わりないのだが、また、いつからこれをやるかということについては、実験段階というか、機械そのものはもう実用化できるところまでいっているのではありませんか、これはどうなんでしょうか、これは技術局。

○長田説明員 お答えいたします。先ほど私、三種の交換方式を使っているとい

うことを申し上げましたが、このうちのステツ
プ・バイ・ステップにつきましては、これは先
ほど申し上げたようなこともこれあり、実は明細記
録をとるための交換機としては、早くステツプ・
バイ・ステップをつぶしてしまつて、クロスバ
ーない電子交換機で明細サービスをやりたいとい
うふうに考えております。

それで電子交換機につきましては、これは新た
にそういうプログラムをつくるということとを大
体主体にいたしまして、いろいろやれるものでござ
いまして、これは要するに明細サービスをやりま
しても、比較的金がかからないでやれる交換機で
ございます。

問題は、先ほど八〇%あると申し上げましたク
ロスバードでございます。この交換機につきまし
て、これはまだ相当長期間使っていくものでござ
いますので、このものについて、この新しい明細
記録の設備を新たに研究をいたしまして、ほぼこ
れの品物もできております。現在それを今年度、
来年度かかまして技術的な確認の試験をやりたい
というところで計画を進めているところでございま
す。

○鈴木(強)委員　それで、われわれ素人が考えて
みても、これからまだ新しいサービスは十や
十五の表題は出てくるわけですよ。ましてや電
公社は専門的にやっておられるのですから、国民
のニーズにこたえて、新しい情報化社会に向かっ
てのサービスを、どんどん新しいサービスを開
拓していく、それからいままでの古い設備もかえ
ていって、本当にサービスをよくしていく、そう
いうところに全力を尽くす時期に来ていると思
うわけです。

それで、総裁おっしゃったように拡充法が五十
八年三月に切れます。いまだ二十数年にわたつ
て、その拡充法があったために、公社としては建
設財源の調達には大変な役立ったものだと思うの
です。しかしながら、これが切れますと、後は
一体どうして資金を調達するのか、電電債、公募
債、縁故債その他によって資金の調達をするのだ

と思うのですが、聞くところによると、第六次以
上に少なくとも第七次は建設資金も多くなるだろ
う、こういう見通しも持っているときですから、
これからの公社経営というのは非常に大変だと思
います。

時あたかも、五十四年度予算で四千億とか五千
億とか黒字があるとか、あるいはいまだ五年間
で一兆何百億の黒字を出しているとかというよう
なことで、新聞紙上を見ると、利益金を国庫に納
付させようという記事も私は見ました。一体これ
は何を考えているのだと私は思いました。電々
公社がここまで来たのは、財務会計制度の中で、
黒字になった場合、その黒字は電々公社が勝手に
使うのではなくして、損益勘定から資本勘定に
移つてこれは建設財源に充てるのだという、この
目的のために国会の意思として第六十一条が修正
されたのです。そして、その後二十八条が修正
された。公社制度そのものに對しても、私は時間があ
れば大臣にも聞きたいのです。昭和二十九年、三
十一年と二回にわたつて公共企業体審議会から、
予算的にももっと弾力性のある公社制度に変えな
さいという答申が出ていたにもかかわらず、それが
今日までたまたまになつてきている。私は、参
議院におつた当時でも毎年大臣にも質問した、総
理大臣にも質問した。検討します、やりますと言
っておきながら、たまたまになつていく。そうい
う不十分な公社制度の中でとにかくがんばつてき
て、これだけの成果を上げたのでしよう。しかも、
黒字だから勝手に公社が使えるのじゃなくて、ほ
とんど郵政大臣、大蔵大臣と協議しなければ使え
ない金である。しかも予算的にも千五百億なり二
千億というのは黒字になるといふことを国会が
承認してつくれた予算なんです。その上に努力を
して千億なり千五百億のさらに利益というか差
益が出たというところは、これら従業員の努力だつ
たと思うのです。そういうものを、いまから大変
な建設財源が必要なきに、一般会計、要するに
国庫に入れるというようなことは、これは公社制
度そのものを否定することだと思ふのです。そ

んなばけたことは断じて許すわけにいかぬ。だ
から、そういう意味でももう少し私はいろいろな
意見を述べたいのですけれども、私は公社法の改
正についてはできるだけ、いつも口を開けば大臣
にも意見を聞いてきた。一度ぜひ二十九年、三十
一年のものを大臣読んでおいてください。本當にそれ
をやらなかつたのは政府の怠慢ですよ、正直言つ
て。私はかつてみずから党の案を出して、そして
御審議をいただいたこともあります。われわれ
は数が少ないですから否決されてしまったのです
けれども、そこまでやっているのに、にもかかわ
らず、そういうむちゃくちゃなことを言われたら
これは困る。だから、いま新聞紙上で言われてい
るような、そういう公社の収支差益を国庫に納付
するべしという問題については、これはもう
私は断じて賛成するわけにはいかない。公社法、
公社精神を否定するものではないか。もつとよくしな
ければならぬのに、逆じゃないですか。それは
大臣どうですか、総裁も大臣も、この問題に對し
て私は一遍確たることを聞いておきたかつたの
です。どうぞ回答してください。

○秋草説明員　大御理解ある御意見をちやうだ
いしました。この問題は私もまだ何ら正式に
御当局というか行管なり大蔵省から相談に乗つて
くれと言われたことはないでございまして、新
聞に出た閣議決定した行政改革の八項目と申しま
すか、その中に公社公団の剰余金の処理とかいう
きわめて観念的な言葉であつて、電電公社とい
うことは一言も聞いておりません。

しかし、いろいろと新聞にも出たり、ときどき
意見を聞かれたりすることがございますが、いず
れにしても、公社の発足以来、公社制度につ
いて十分熟知されておる専門家でいらっしゃる鈴
木先生のお説のように、そういう話は、どうもこ
の公社の制度そのものの原点に立つて見ればな
まな議論であるということだけは、私言明して
おきます。たまたまこの問題が記者会見で出て
私も大臣のところへ行つて二人で、また大臣は二
回記者会見に臨まれて、私と同じようなことを

おっしゃられたことを記憶しております。した
がつて、これに對する万般の説明材料とかいろい
ろ準備は十分にしておるつもりでございしますが、
まだまだそういうものは盤に載せられておりませ
んの、十分注意深く対処していきたいと思つて
おります。

○山内内務大臣　九月十二日の閣議におきまして
行政官庁長官から発言がございました。その内
容は、特殊法人については「その経営基盤の強化
に配意しつつ、財務の厳正化を図る観点から経営
の実態を見直し、赤字国債の繰減に資するよう、
国の歳入増加を図るための所要の措置を推進す
る」ということで行政官庁長官から協力の要
請があつた。こゝまでしかいらないのです。あ
とは、私の方がいろいろ特殊法人を考えてみますと、
これは電電公社以外に余りないのです。だから
そういうことかなという点を考えておしま
すけれども、どうも電電公社の、いま鈴木先生の
強く言われた収支の問題についてPが足りない
ように私は思ふのです。何か現金がござり余つ
てしまつて貯金でもしているような感じを与える
ようなことを、これは強くPをしてそういう考
え方を修正してもらつて、そういうことではない
んだ、これこれの金はこういうような次の設備に
投入しているんだという点で、いまから、
いまもやつておりますけれども、Pに強力に努
めているところでございまして。

○鈴木(強)委員　表面に出てきてないような問
題を伺いました。しかし、私どもは新聞などを見て
おりますと、かなり動きが出ておるのではないか
というふうに懸念したものですから申し上げてお
いたわけですよ。収支差益というものは、いま大臣の
おっしゃったように、決して電電公社が一存で使
えるものではなくて、あらかじめ建設財源に充當
するものになつていくわけですよ。仮に千億
なら千億の、国会で決めたより以上に収益を上げ
たという場合には、債務償還も五兆三千億
というところで、あるのですから、そういうところ
に回すとか、あるいはさつき夜間割引もありまし

たけれども、その割引とかいろいろな工夫をして加入者のサービスのために使わしてもらおう。さっきの明細書の問題もあるじゃないですか。それからまた、もう一面は、公社法制度の欠陥ですけれども、やはり一生懸命働いた従業員に対して報いる道というものがもう少し考えてほしいと思うのです。勤労意欲を持って、それこそいろいろな合理化の中で、猛烈な反対があるのが当然です。にもかかわらず難事業をなし遂げたその労働者、働く職員の立場というものを考えていけば、やはりそういう面にさらに還元してほしいのであって、それを吸い上げていくことは公社法制度の根本にかかわる問題だ、こう私は常々思っているのですから、少し早走ったかもしれませんけれどもこの席で申し上げたのですが、大臣、基本的にはそういう話があった場合には私と大体同感ですか。総裁もその点、そこだけでいいです、ちよつと考え方だけ……。

○山内国務大臣 鈴木先生と同じような考え方でございませう。

○秋草説明員 全く同感でございます。

○鈴木(強)委員 わかりました。

これで終わります。

○佐藤委員長 これにて鈴木強君の質疑は終了いたしました。

この際、午後零時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 大臣、御就任以来通信行政で大変御苦労なさっておるようでございまして、敬意を表します。

実は今日まで、大臣が就任された後委員会が所信表明というのをずつと行ってきたわけでございませうけれども、今回は所信表明ではなくて、よく

わかりませんが、ごあいさつをいただいたということだろうと思うのですけれども、これは、臨時国会では所信表明をやった前例がないからというふうな理由からおやりにならないかと承っておりますけれども、一國の国務大臣が、行政を担当なさるわけですから、おれはこうやるというぐらゐな所信表明はあつていいのではないかと気がいたしますが、どうですか。

○山内国務大臣 過去の例で所信表明を臨時国会でやったことがないというのを聞いておりますけれども、私、就任早々でございましてので何かあいさつをさせてもらいたい、こういうことで本日はそのような次第でございませう。

○阿部(末)委員 参考のために、私の記憶に間違いがなければ昭和四十七年ごろのことですけれども、各省では大臣が所信表明というのをやるわけですが、ところが郵政大臣だけは所管業務の説明というのをやつてしまつたわけですね。これでは権威がないぞ、ほかの省は大臣が所信表明をやるならば、郵政大臣の権威にかけても所信表明でいけというのを私が提起しまして、実はそれから郵政省も所信表明に変わったといういきさつがございませうから、私は前例がどうこうということにそうこだわらなくてもいいんじゃないかという気がしますが、これは済んだことですから、内容はほぼ似たようなことを承りましたから、結構でございませう。

そこで、第一点にお伺いしたいのは、大臣も御案内のとおり、今度の国会ではいわゆる憲法をめぐつて多くの議論がございまして、その過程で残念ながら閣内の不統一が指摘されてきたこともやむを得ぬことだと思ひますが、この傾向は憲法論議にとどまらない。最近の政府の政策発表や法案の提出等に当たつての姿勢が統一を欠いておる。たとえばの話ですけれども、いま問題になっておる、大きく国民に期待されておる郵便年金法の改正の問題にいたしましても、所管する郵政大臣が年金法をこう改正する、こうおっしゃつておるのに、一方では大蔵省の方から反対が出ておるとか、

マスコミですら明確なことはわかりませんけれども、ともかく国民にしてみればどちらが本當だろうか。とりわけさつき質問のありました預金限度額の引き上げの問題で、シルバー貯金などというものは、私はすばらしい思ひつきだと思ふのですけれども、これまた大蔵省の方が反対だなどというのを打ち出しておる。そうすると、国民はどちらが本當だろうか迷つてしまふわけです。しかも、これは国民が迷うだけでなく、それを代表する議員にまで累を及ぼしまして——衆議院にはそんな先生はおられませんよ、参議院の先生は、おれはおやじが特定局長だけれども、おれが大蔵委員だから郵政省と一戦交えなければならぬと選挙区で言うて歩いているのですよ。これでは大変なことだとは思うのですが、政策の発表に当たつて、もう少し閣内を統一してから発表される必要があるのではないかと、この点、どうでしょう。

○山内国務大臣 御承知のとおり、毎年予算編成が行われまして、予算編成のときにはいろいろ各省折衝しながら統一した予算というものを制定しているわけがございませう。そのときには、予算にも関連する法令とか関連しない法令もございませうけれども、法律も内容を統一してやつていくわけがございませうが、それまでの間各省で、来年はこういうことをやりたいという考え方は、やはり自由に見解を述べた方がいゝんじゃないか。それをひそかにしておいて、予算折衝のときにだけ話し合うというのには私はどうかと思つておるわけがございませう。そういう意味において、郵政省におきましても来年度はこういうことをやりたいという見解を発表して、そのときに大蔵省がすぐ反対するものかどうかと思ひますけれども、それは十二月に十分に話し合つて決めるべきものであつて、その間にはいろいろ意見があつても、かえつて世論に対して、世間の人が、そうか、それならどっちがいいだろうというように考える余地も与えることはできますし、私はいまの段階において意見が合はなくてもやむを得ないのじゃない

か、こういうふうに考へておるわけでございませう。

○阿部(末)委員 そういう切確な意味から大臣の御意見もあらうかと思ひます。しかし郵政省がきょうそういう政策を発表した、あした大蔵省が反対をする、これでは国民が戸惑ふのじゃないでしょうか。やはり郵政省が所管しておる国の歳入歳出に重大な影響のないよう大臣の所管事項については、その真意を確かめて十分話し合つた上で、どうしても賛成しがたいから世論に問わなければならぬというのならば大蔵省が反対というのはいいでしよう。しかし、郵政大臣がきょう発表した、あした大蔵省は反対だと言ふ、幾ら切確な言つても、これではいかげんものではないかと、どうですか。

○山内国務大臣 そういう御意見もあるかと思ひますけれども、私は黙つていた方がいゝとは思ひません。十二月決定の前といへども、やはりいろいろ意見を聞くためにも考え方を述べるのはいゝのじゃないかと考へております。大蔵省のお考えはどういうことになるか、大蔵省にお聞きをいたしたいと思ひますけれども、そういう点については今後とも私は余り気をつけるつもりはございませうけれども、そういうことがあつても私はいいのじゃないかと考へております。

○阿部(末)委員 まあ、よくはこんなことまで言いたくなかつたのですが、どうもそういう傾向から大蔵以外の重要なところでない大臣は陪席大臣などと陰口を言われることになつてくるのではないかと、これは言いたくないことですが、やはり私が申し上げたように、大臣、ちよつと逃げられましたが、きょう大臣が所管事項について政策の発表を行つて、直ちにあした大蔵省が反対をするというこの行き方はいかげんものか。若干の日にちがあつて——何も決定してから発表するというのがいいのです。若干の日程の話し合いがあつて、政府部内の意見の調整は必要ではないのか、こゝろは聞いています。どうですか。

○山内国務大臣 各省の政策を発表するに当たつて、ある程度大蔵省で詰めて発表するということが

か、こゝろは聞いています。どうですか。

○阿部(末)委員 そういう切確な意味から大臣の御意見もあらうかと思ひます。しかし郵政省がきょうそういう政策を発表した、あした大蔵省が反対をする、これでは国民が戸惑ふのじゃないでしょうか。やはり郵政省が所管しておる国の歳入歳出に重大な影響のないよう大臣の所管事項については、その真意を確かめて十分話し合つた上で、どうしても賛成しがたいから世論に問わなければならぬというのならば大蔵省が反対というのはいいでしよう。しかし、郵政大臣がきょう発表した、あした大蔵省は反対だと言ふ、幾ら切確な言つても、これではいかげんものではないかと、どうですか。

○山内国務大臣 そういう御意見もあるかと思ひますけれども、私は黙つていた方がいゝとは思ひません。十二月決定の前といへども、やはりいろいろ意見を聞くためにも考え方を述べるのはいゝのじゃないかと考へております。大蔵省のお考えはどういうことになるか、大蔵省にお聞きをいたしたいと思ひますけれども、そういう点については今後とも私は余り気をつけるつもりはございませうけれども、そういうことがあつても私はいいのじゃないかと考へております。

○阿部(末)委員 まあ、よくはこんなことまで言いたくなかつたのですが、どうもそういう傾向から大蔵以外の重要なところでない大臣は陪席大臣などと陰口を言われることになつてくるのではないかと、これは言いたくないことですが、やはり私が申し上げたように、大臣、ちよつと逃げられましたが、きょう大臣が所管事項について政策の発表を行つて、直ちにあした大蔵省が反対をするというこの行き方はいかげんものか。若干の日にちがあつて——何も決定してから発表するというのがいいのです。若干の日程の話し合いがあつて、政府部内の意見の調整は必要ではないのか、こゝろは聞いています。どうですか。

○山内国務大臣 各省の政策を発表するに当たつて、ある程度大蔵省で詰めて発表するということが

○**関守** 政府委員 お答え申し上げます。
まず一般論として申し上げますけれども、あくまで法案を御提出申し上げまして、政策目的をひと

そこで御審議を願おうという場合におきましては、やはりその政策目的が完全に満足せられるような形で出される方が、原則として申ししますと、やはり適切なものではなからうか。

そういう観点から申し上げますと、この放送大学学園法案につきましては、もうこれは先生の方がよく御存じだと思えますけれども、放送等によりまして教育を行う大学を設置して、その放送大学における教育に必要な放送を行う等の目的の法人を設けてそういうことをやっていくということの方が法案の内容になっておりますので、したがって、当然に、放送を行うことになりまして、その放送を行う放送大学学園が放送事業者としてどういう地位に立つのか、あるいはどういう規律の対象になるのかという問題が生ずるわけでございます。したがって、その点をやはり放送大学学園法案を御提案申し上げるときには一緒に解決できるような形でやりまないと、本来の業務の遂行というのについて十分わかりにくいということにならうかと存ずるわけでございます。

そういう観点からいたしまして、一体的にこれはその放送事業者としての地位なりあるいはそういう規律をするというのとは当然放送法の問題でございますので、それはその法案の中で附則において放送法を改正するという形で御審議をいただくということになるのではないかと。この点につきましては、先ほど来御議論がございましたように、いろいろ前からも御指摘もございましたが、私どもとしても十分検討はさせていただいたわけでございますけれども、そういう点からして一体としてどうも切り離しては御提案申し上げにくいのではないかと。ということで、前回同様の提案の仕方になったということでございます。

○阿部(末)委員 これはまだ私、意見がありますけれども、ほかの問題がありますから、後ほどもう一点基本的に触れさせてもらいます。ちょっと委員長、いまの質問の方は保留しておきますから……。

次に、大臣もお話しになっておりますように、

この郵政事業というのはその予算の七〇％が人件費でございまして、実質的には九〇％が人件費給みの予算でございまして、これはもう言うまでもなく、郵政事業が労働集約型の事業であるということでございます。したがって、この労務の管理、人事の管理、こういうものはきわめて郵政の施策の中で重点的な課題にならうと思っております。したがって、労務間の不信とか職員の不満を解決していかなければ、なかなか郵政事業はうまく回らないのではないかと。このことはまた、郵政審議会の郵便料金等に関する答申の中でもしばしば述べられてきたところでございます。しかるに、この郵政の労使というのは長年にわたって大変折り合いが悪くて、郵政マル生などという言葉が巷間流行するような紛争が続いてきたわけでございますけれども、最近、労務間のコンセンサスが進んでおるといふふうに私、承っております。いよいよ年末首の繁忙の時期にも入るわけでございますので、労務政策についての大臣の所信を伺っておきたいと思っております。

○山内国務大臣 私も就任をいたしましたから、労務の関係というのが非常に重要である、三十一万ぐらいの郵政職員がございまして、一緒に仲よく労使が協調してやらなければうまくいかない事業であるということも十分認識をしております。したがって、早速東京中央郵便局それから大阪中央郵便局にも、皆さん方が働いている状況を見に参ったわけでございますが、狭いんです、職場が。非常に混雑をして、こういうことでは気持ちよく働けないんじゃないかというところを感じましたので、従来からも改造あるいは移転、新築する計画もあるわけでございますけれども、それを促進をして、まず職場を楽しく働けるような職場にしたい、こういうことを感じたいようなわけでございます。

また、公労委の裁定について一日も早くということでも配分交渉も、特に閣議において発言をいたしまして、大体骨組みはできましたので、肉づけをして早くお払いをしたい、こう考えておりますし、また年末が近づきますと、毎年ございましてうに労使の交渉が始まりますけれども、私は誠意をもって十分に話し合いをしたい、こういう気持ちでいるものでございます。

○阿部(末)委員 せっかくコンセンサスができて労務関係が改善の方向に向かっているとお聞きしておりますから、極力ひとつ大臣のいまのお話のような御努力をお願いしたいと思います。

し、また年末が近づきますと、毎年ございましてうに労使の交渉が始まりますけれども、私は誠意をもって十分に話し合いをしたい、こういう気持ちでいるものでございます。

○阿部(末)委員 せっかくコンセンサスができて労務関係が改善の方向に向かっているとお聞きしておりますから、極力ひとつ大臣のいまのお話のような御努力をお願いしたいと思います。これにちよつと関係しますので、人事局長お見えでしょうか。——ちよつとそれではお伺いしたいのですけれども、年末首繁忙に關連するのです。が、本年の三月四日の衆議院の社会労働委員会では、わが党の安田委員から詳細な御質問を申し上げておるのですが、アルバイトのあり方でございます。アルバイトのあり方についていろいろお伺いしたいのですが、まず第一点は、年末首におけるアルバイトの雇用計画と申しますか、それから賃金等も含めて大筋ちよつと御説明いただきたいと思います。

○魚津政府委員 年末首繁忙の円滑な業務運行を確保するためには、当然のことでございますが、本務者の時間外労働のほかに非常勤職員の確保が不可欠の要素でございます。そこで、本年度につきましては、十月一日からの小包郵便物の料金改定に伴う物数の動向でございますが、御審議をお願いいたしておりますので、郵便法の一部改正との兼ね合いもございまして、具体的なには、これらの動向を見ながら必要な雇用数を確保していくことになるわけでございます。まあ、おおよそのところ、延べ二百二十万程度の非常勤職員の雇用になるだろう、こういうふうに見ている次第でございます。(阿部(末)委員「賃金は」と呼ぶ)賃金は、これは内勤が予算上三千九百円でございます。それから外勤が四千六百円でございます。これを具体的な使用ということになりますと、いろいろのところにアクセントをつけて使用してまいらる次第でございます。

○阿部(末)委員 それから二点目に、アルバイトの労働条件についてですけれども、実は雇用に当たっていろいろ問題が起きておるようでございまして、前も質問しておりますように、学校によってはアルバイトをやらせないという高校などもあるようでございまして、それを黙って本人が来るとかあるいは家族が知らない間に本人がやってくる、こういう職場や学校があるようでございまして、こういう職場や学校あるいは家庭、そして本人を含めて一体的な話し合いをした上で、いわゆる家族も学校も全部納得の上で学生のアルバイトの場合には使っていただくといえますか、そういうようなきめの細かい計画ができておるのでしょうか。

○岡野政府委員 郵務局長からお答えをいたしたように、年末首繁忙におきましては非常勤、特に高等学校の学生さんのアルバイト、これに頼ります部分が非常に大きくなりますものですが、そういう意味で、こういった皆様方の労働条件につきましては、前々から一生懸命できる限りの配慮をしておりましたところでございます。今年もその高等学校のアルバイトにつきましては、当該地方公共団体でございますかの教育関係機関あるいはその学校、高等学校が中心でございますが、高等学校御当局等々にも早目にこういった概要等について御説明を申し上げ、その傍ら、御父兄の皆様でございますが、こういう方々にもごあいさつ状を差し上げてというふうなことで御理解をいただき、私どものところでお働きをいただければ、こんなふうにしておるところでございます。

なお、年末交渉の中では関係労働組合との間にいろいろな話し合いを、ただいま大臣からもお話がございましたように鋭意私も進めてまいりたいと思っております。その中でまたこういったアルバイト学生等の諸君の労働条件についても必要な接触、意思疎通を図ってまいりたい。こんなふうにしておる次第でございます。

……

の中で、たしか当時藤波さんが労働大臣だったと思いますけれども、労働大臣、郵政大臣それぞれ、これは率直に言う労働問題の問題だということ、労働条件についてはなるべく労働間で詰めてもらいたいという御意見があったようでございますから、いま人事局長お話しのように、労働条件等については関係する労働組合との間で十分ひとつお話し合いをいただきたいと思ひます。

それから、そのとき問題になったのが実はこのアルバイトの皆さんの労働災害の問題でございますが、大体国の機関で公務員としての身分を持たせて仕事をさせておられるのがたまたまえになつて、それは二名くらい亡くなった方がおいでになるんですが、補償をなさつた。しかしこれは補償額に非常な無理があるのでございまして、本務者の場合の労働条件は退職金とかいろいろな問題がありますからこれは別にしまして、身分は国家公務員であつてもアルバイトの場合には全くほかに補償の方法はないわけでございます。いま文部省の方でできた学災というのでも、学校教育中についた死亡事故については一千万円補償、そのなつておつたと私、記憶しておるんです。一生懸命働いておつて、早く言えば、国の仕事のお手伝いをしておつて、そして命を落とされたという場合に、六百何十万程度しか、補償がでないというので、関係の方と何か方法はないかというところについて協議をいたしたいというのが本年の社会労働委員会の当局的御答弁になつております。人事院等にも当たつてみたい、何か方法を検討してみたいということでございまして、大体一年足らずたつわけでございまして、ことしの年末の繁忙、あつてはなりません、もしも学生の皆さんの中でそういう事故が起きた場合には万全の対策をとっていただきたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○岡野政府委員 お答えをいたします。ただいまお話をしましたように、非常に高校アルバイトの皆さんの労働提供に負うところが大きいということ、安全対策でありますとか、あるいは作業場におきまふところの衛生対策でございますとか、一生懸命働いていたところなのではございませうけれども、先生お話しのように、昨年は残念なことに三名の学生アルバイトの皆さんが亡くなりになる、まことに痛ましい事故が起つたわけでございます。というような意味で、この反省に立ちまして、私ども何かいい手段はあるまいかとあれ以来人事院御当局とも、職員局が中心でございますが、御接触を申し上げてまいつたところでございまして、これは、使用者が私ども国でありますし、それからアルバイト、非常勤の皆さんも国家公務員の非常勤職員ということでございまして、そのうちから国家公務員の災害補償法の適用以上のやり方というものができにくい、でき得ない現状になつておるわけでございます。何か便宜的に郵政省限りでございまして、財政、会計面からやはり不当な支出などということが許されるわけではございませぬものですから、そんなところで考えますと、これはやはり現行の災害補償制度でございまして、この仕組みの中において、いまだ少し中身をりっぱにするという手だてがないものかなという面につきましても寄り寄り御相談はしてまいつたところでございまして、

ただ、最近何つておりますところによりまして、遺族の補償年金という制度、これが国家公務員の災害補償法の中にあるわけでございますが、この年金の改善につきましても国家公務員災害補償法の改善をしようという御準備が関係当局の方で進んでいるようでございまして、それとの絡みにおきまして、人事院におきまして、遺族の特別支給金の問題それから遺族の特別援護金、この二つの金額をアップしようという御計画がございまして、内々でございまして、おありのようでございます。内々でございまして、昨年は、先生もおっしゃいましたように、どうも五百何十万、六百何十万では少な過ぎるというお話でございましたところ、試算をいたしてみますと、二百何十万かこれにアップされるようなそんな計画になつておるようには承知をしていただいております。

というお話でございましたところ、抜本的な施策というものはないわけでございますが、今後ともこういう意味合いにおきまして私どもも配意を十分こらしまして、事故等が発生しませぬように努力をしてみたい、こんなふうに思つておるところでございまして、

○阿部(未)委員 何よりも事故が起らないように配意をしてやるといふのが基本でございますが、いませつかく御努力をいただいておりますようにございませうけれども、一例として私申し上げましたが、交通事故なんかで亡くなつても、あれは二千万ぐらいの補償になるわけですね。それから、学校の授業を受けておる間の死亡事故でも学災で、一千万なんですよ。国の仕事をお手伝いしておつて、そして事故で亡くなつたのが二百何十万や三百万のアップでは、率直に言つて非常にさみしい気がいたします。

そこで、もう一しほり知恵をしぼつていただいで、三人寄れば文殊の知恵ということもございまして、関係組合等との間で多少話し合いをしていただいて、要すればまた人事院の方にも要請をしますか、ことしの年末に間に合うようにもうちよつと御努力がいただかせんか。

○岡野政府委員 先生にいろいろ御教示をいただきました。本当にありがとうございます。私どもも省の中の関係部局と、たとえて言ひますならば、日雇健康保険法あるいは失業保険法、ああいった意味での措置といひますものが非常勤職員にはあるわけでございます。これはただ法制度上からいへばあつてはならないというように定められてはいるけれども、あつてはならないというように定められてはいるけれども、交通傷害保険制度の利用などというように、あつてもないというものでございまして、これも任意加入でございまして、まさか国として保険料負担を

するといふようなこともいふところでは許されておらないといふようなことでございまして、先生おっしゃいますようなことで寄り寄り知恵はしほつてみたいと思ひますが、なかなかむずかしいような現状になつておるわけでございます。

○阿部(未)委員 いろいろ方法が考えられなければならぬと思ひますが、実は私がちよつと思つておつたものを、人事局長がおっしゃるような賃金を少し上積みをして、その期間中の保険をかけてやるとか、本人の責任において、しかし負担は本人にならないような、何か方法がありそうないがしてなりませぬので、その辺も含めての御検討をお願いしたわけでございますので、ひとつ知恵をしぼつていただきますように御要望申し上げます。

それから、先ほど保留いたしておりましたが、いわゆる放送大学学園の設立の問題についてもう少しお伺いしておきたいと思ひます。

まず先ほど郵政省の方、法制局の方でお話しになつたのは、こういう放送を使う学園をつくるのであれば、放送法のどこが抵触をするのか、そのためには放送法を変えなければならぬ、こういうような御趣旨に受け取れたわけでございます。私は、放送法というものが、郵政省がいろいろ免許制度のことを考へておるの、放送というものが国民の生活にとつてきつめて重大な役割りを果たしておるからだと思つておる。したがつて、今日まで放送法体系として現行の放送法体系が最もよいと言つてきたのは、その一つには、放送の国営は認めないという基本的な方針があつたはずでございます。なるほど放送大学はそれ自体国営とは言えないかも知れませんが、特殊法人です。しかし、実際にお金は国家が出すわけですから、金を出さぬで権力というものは口を出さぬ、いふやうなものがあつたら、それはお目にかかりたいぐらいでございます。そうすると、金を出さぬ以上は当然国家権力がその放送に介入してくるおそれなしとしないのです。そういう問題について、電

○阿部(未)委員　当局はそうお考えになっておるといふことは、私わかりました。しかし、それなら、当局はそう考えてそれに間違いないものものならば、何もこれを国会の場で審議する必要はないのでございまして、当局のお考えはわかりま

どもとしましては、第一期計画というのがまあこの程度の規模であるかというようにのことにつきまして、は、大まかな話は文部省から聞いております。第一期計画の数字全体を私どもがまだ査定をしたとかいうことではございませんが、本当に毎年度

しております第一期計画というのは資本的経費で見まして九十億圓余りというふうに私どもは承知しております。これを私どもは査定をしなければならぬと思ひますけれども、またその支出も、これが第一期計画自体が終わるまでに相当長い期

間かかるわけでございますから、そういう中で、ただ、先生おっしゃいましたように大変厳しい財政事情で私もいろいろな歳出の見直しを各省にお願いをするわけでございますけれども、そういう中でございますから、予算編成の中で十分慎重に対処していかなければいかぬと思っておりますけれども、予算の規模といえますのは、いま私が申し上げたような感じで何とか予算措置されていくのではなからうかと思っておりますのでございます。

○阿部(末)委員 国の財政がことし一年か来年にかけて二年ぐらいて簡単に立ち直るようなものであるならば、今日皆さんもそんなに御苦労はなさらないのじゃないですか。やはり昭和六十年なり六十五年というようなものを目標に置きながら国の財政の再建を図ろうとなさっておる。一期計画というものはそんなに百年も先にかかるわけじゃないのです。ほぼ似た期間で進行していくはずなんです。いやでもおうでもこれができ上れば大蔵省は金を出さなければならぬ、つくっておいてほっておくわけにいかぬでしょう。そういうことを私はお伺いしておるのです。ですから、この計画は大蔵省の立場からは財政の見通しが立つまでもう少し待ってもらいたいとか、そういう御意見はないのですかということですが、どうですか。

○篠沢説明員 先生御案内のとおり、放送大学の問題につきましてはもう昭和四十年代の早い時期からずっと今日まで議論が詰められてきたわけでございますが、そのいろいろな過程におきまして、私どもは、先生のお説にもございましたように、財政的に大変な負担である、その効果がどうであるかというような問題については相当文部省にも迫って検討していただいたつもりでございます。その結果といたしまして、政府全体といたしまして放送大学学園というものの発足あるいは放送大学の発足ということにつきまして一応の結論を得まして法案を提出しておりますので、何とぞ御了解いただきたいというふうに思います。

○阿部(末)委員 こういうときには不思議に内閣は一体になるんですね。都合が悪いと内閣はばらばらですが、こういうときには内閣はきわめて一体となつて、皆さんのお話ですと、法案を提出した手前反対するわけにはまいりませんのというようななさきも入ってくるのですが、ここに來ると内閣は完全に一体になっておるようで大変結構なことではございますが、さて、つくりたいという文部省からいろいろ大蔵省はお話を伺つておるようでございますけれども、そこで文部省にお伺いをいたしますが、私どもは、これは当初計画では大体東京タワーから電波の届く範囲しかエリアに入らない、カバーできない、そう聞いておりますが、そういうものでございますか。

○宮地政府委員 ただいま先生からお尋ねがございましたように、第一期の計画といたしましては、東京タワーから電波の届く範囲内を当面考えておるところでございます。

○阿部(末)委員 これは私、専門じゃありませんが、教育の機会均等とかのことがいろいろ言われておりますし、したがって教育が地域によつて長い間にわたつて差が出るというようなことは余り好ましいことではないのではないかと、素人考えですが、そう思います。しかし、いまの計画によりますと、全国をカバーできるまでには少なくとも十年以上の歳月を要するように私は理解をしておりますので、せっかくいま放送衛星という新しいシステムによつて全国がカバーできるような放送の技術が開発されつつあるようでございます。しかも、それも十年や二十年先というのではなくて、昭和五十七年には試験にしろ放送衛星を打ち上げてそれを実用に向けていくという計画が進んでおる。とするならば、当初の計画が一年か二年おくれる、その放送衛星を利用して全国をカバーできる時期がどれだけ早いのか、その方が放送学園にとつては大事なことはないのでしょうか。

○宮地政府委員 先生御指摘のように、教育の機会均等ということはもちろん大変基本的な一つのたてまえでございますので、私どもとしてもそういうたてまえに立つていろいろな教育についての施策について進めているところでございます。ただ、御案内のとおり、この放送大学というものはわが国でももちろん最初の試みでございますし、しかも、先ほど来お話のございますように、全体計画としては大変大規模なプロジェクトになるものでございます。したがって、当面私どもの対応といたしましては、段階的にかつ慎重にこれを進めていく必要があるわけでございます。もちろんそういう観点には財政的な観点も入つておるわけでございまして、それらを全体的に勘案いたしまして、当面は東京タワーが利用できるということも留意しながら諸般の資料を得るということも必要でございます。

もちろん電波を使う放送大学でございますが、大学教育としましては、ほかに学習センターを設けてスクーリングもやるということも必要でございます。そういう具体的なスクーリングをやる際に、スクーリングと放送との組み合わせでございますとかそういうことにつきましても、もちろん先ほど申しましたように、これは新たな試みとして行われるわけでございます。さらに、こういう放送大学を進めることによりまして、従来の既存の大学についてもいろいろ、あるいは単位の互換でございますとか、そういうような各般の面でこれからの大学教育の改善といえますが、国民に開かれた大学教育を進めていくということで非常に大事でございます。しかしながら、全体を進める段取りといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、具体的な資料も得ながらそれをさらに着実に前進させていくことが必要であらうかと思つて、ただいま御説明申し上げておるような段階を経て進めてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○阿部(末)委員 いずれ私はこの法案の審議に当たつてもっと詳細に議論をさせていただきますように、思いますけれども、いま申し上げましたように、まず第一点は、放送法を改正をして大学の教育にこれを使うことがいふことが悪いことか、そこに

はいわゆる国家権力の介入というような問題もいろいろ検討しなければならぬ疑問点があるから、もっと時間をかけて放送法の改正については議論をさせていただきたいということが一点目。

二点目は、仮に放送を利用する大学が必要であるという結論になったとしても、教育の機会均等という意味から考えればむしろ一番最後をどこに持つてくるかということの方が大事であつて、最初をどこに持つてくるかというのがこの場合には大事ではないという気が私はいたします。そういう意味から、放送衛星の実用化を待つて全体の計画を——これはつくつた方がいいという場合です、全体の計画を繰り上げる。その方がはるかに教育の機会均等という意味からも、この大学を設ける趣旨からも妥当なのではないか。

三点目は、先ほど来議論しました国家財政がきつて緊迫しておる今日の事態の中で、同じ文部省がお金を使ふならばもっといま緊急を要するところに使わなければならぬところがあるはずだ。そういう意味から考えれば、これはいまあわてて審議をして成立をさせなければならぬほどのものであらうかということについて非常に疑問を持つておるという意見を申し上げておきます。あとは委員会でのこの法案についての審議の際にまた意見を述べさせていただきますと思ひます。大臣もよくお聞きとりをいただきたいと思ひます。

それでは、引き続き質問をさせていただきますが、先ほど畑委員の方からもちよつと質問があつたようでございますけれども、郵政省がいわゆる新しい郵便年金をつくるのだというふうに誤解をされておる向きもあるようでございますけれども、私も長年郵政事業の下の方に携つてまいりましたが、私どもの感覚では、保険年金と一緒に呼ぶくらい郵便年金といふものは郵政事業の中で不離一体をなしてきたものでございます。たまたま戦後の経済の変動でしばらく取り扱い中止という期間はありませんでしたが、経済が落ちつけば当然これは復活するはずのもので、そのときにどういう内容で運用されるんだらうかということに

ついて大きい関心を持っておたわけでござい
ます。ところが、大臣発表されましたようにすば
らしい内容で、いわゆる公的年金の補完として老後
を自分で守っていくという、そういう構想から
もこれは大変りっぱなものだと思いますし、気を
つけて新聞も拝見しておりますが、投書などでも
これに対する反対の意見というのはほとんどあり
ません。金融機関の一部程度で、あともうの方
々がこれに期待をしておる。

それからもう一つ、私はこの年金の制度とい
うのは民間の保険会社にもあると記憶しておるの
です。民間の保険会社にもあるのならば、この国
営の年金制度を改善することによって切
琢磨して、よりよい内容のものを国民にサービ
スすべきであるし、また国民に幅広い選択権を
与えるべきではないか、私はそういう考えを持っ
ておるのですが、この点について、大臣なり関係
局長さんから御答弁が願えればありがたいと思
います。

○小山政府委員 御指摘のとおり、郵便年金は
大正十五年から郵政省で取り扱っております。ま
た、民間の生命保険は、三十五年おくれまして
昭和十五年からこの種の年金を取り扱っている
次第でございまして、なお、先生が御指摘にな
りましたように、この年金制度は大正十五年に
つくりだされた当時そのまゝの制度であつた
関係上、特に第二次大戦後の急激なインフレ
というものが対応し切れなかつた点がござい
ました。一時昭和二十年に二百万件の加入があ
つたものが現在では八万件に減少しているとい
う状態でございます。したがって、このような
郵便年金の仕事を郵政省がすべきであるとい
ふ法律によつて命ぜられております郵政省とい
は、このままで放置しておくことは法律のた
てまえ上非常に問題があると考へまして、特に
これから到来を予想されております高齢化社会
というものを控へまして、これを現実の社会に
合わせるような形で改正すべきである、こう考
へまして、約三年間にわたりまして、外国の事情
を調査しある

いは国内の権威ある学者の方に研究会を開いて
いただきましていろいろ検討しましたその結果、昨
年秋、郵政省の新しい形での郵便年金の構想とい
うものを発表したわけでございまして、

なお、これにつきましては、御指摘がありま
したように、まさに公的年金というものはま
す今後充実されなければならぬものと考えて
おりますが、それと同時に、公的年金の持つて
おります性格上、画一性というものがどうしても
ございます。そういった生活の中
にはいろいろな生活に対する欲望というものが
段階を経てございまして、それその段階にお
いて、自己の生活に対する満足感を得るため
には自分自身で自助努力をしていくことをしな
ければならぬのではないかと、そういったま
なは、国営事業といつてもそのような国民自
身の自助努力を国の事業として支えていく
方式を現実的にとるべきである、こう考へ
ておる次第でございまして、したがって、そ
のような観点に立ちまして、本五十五年度
予算においては一部未調整の部分がありま
したので発足には至りませんでしたが、五
十六年度の予算においてはぜひこの制度を
発足に持つていくように努力したいと思
います。

○阿部(未)委員 詳細に説明をいただきま
して、全く同感でございます。ひとつ大臣、不
退転の決意を持つてこの実現を期していただ
きたいと思ひますが、決意を聞かせてくださ
い。

○山内国務大臣 趣旨についてはただいま簡
易保険局長から説明したとおりでございま
すので省略いたしますが、非常に高齢化社会
になりまして、自分の年金が均一に毎年同じ
ような額をもらつていくと、額は実質的に下
がると同じで、何となくこの新しい年金を五
十六年度から実施するように重大な決意を持
つて臨みたいと思ひますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○阿部(未)委員 次に、グリーンカードの問題に
ついては大蔵との間で意見の調整が終わつて
おるようでございますからその内容には触れ
ませんが、大臣、これは聞いておいていただ
きたいのでございまして、このグリーンカード
制度というのは、そもそも税金を取る、いわ
ゆる脱税を防ぐための一つの手段でございま
す。なるほど、郵便貯金なり銀行の預金
を利用して脱税をするということはこれ自
体きわめて不都合なことですが、脱税をた
くさんするほどの財産を持つておる人間が
そうたくさんおるはずはないと思ひます。私
どもの知つておる郵便貯金の分野におい
ても、それはごく限られた一部の方たちだ
らうと思ひます。

そこで、国家財政が厳しいから何とかして
少しでも税金を取らなければならぬと言
うし、国民として税金を納めるのはこれまた
当然の義務ですけれども、一体郵便貯金が発
足して以来、特に戦後貯金をされた方々が
貯金をしておつてもうかつたのでし
ょうか。郵便貯金にうたわれておる財産が
安全に守られたのでし
ょうか。おまへが消費
者物価の上昇と貯金の利子とを比較してみ
ると、物価の上昇の方が高いのです。消費
者物価よりも低い水準でしか貯金の利子は
支払われていない。明らかに貯金は目減り
をしております。それはこの三十数年の間に
一年か二年ぐらゐは消費者物価の方が下
回つたことがあるかも知れませんが、け
れども、しかし、ほとんどの年次にお
いて郵便貯金の金利は消費者物価の上
昇に及ばなかつたわけですから、大
変な犠牲を払つて、しかし、ほか
に手段がないから、病氣をしたとき
にどうしようか、子供を学校にや
るためにどうしようかと思つて、こ
の貯金という手段にすがつてきたわけ
でございまして、国民はこの三十数年
間、この貯金をするために実際には大
変な犠牲を払つてきておる。だから、
貯金の利子の払い方が少ないとい
つて訴訟を起したのがありましたね。
負けたようございまして、そういう長
年にわたつて零細な庶民がほかに手
段がないから貯金に頼つてきて、し
かも――国の政策の上でこれは悪
かつた

よかつたは言いません、いわゆる物価が
上昇していったために犠牲をこうむつて
きた。それに対して何の補償をし
てやつておりません。しかるに、いま
ごく一部の人間がこれを利用して脱税
をしておるなどといふことで、それで
このグリーンカード制度などといふもの
を設けて、私はこれが角をためて牛を
殺す結果にならないかといふことを非
常に心配をしておりますし、またこれ
はきわめて複雑な手続であるといふこ
とは間違ひございせん。郵政省等でも
いろいろお考えになるでし
ょうが、あの子供たちが学校で
する預金一つにしても、厳
格に言えばグリーンカードを持つてい
かなければ預金がで
きなくなるのです。おまへが不心得者が
おるからといつて、こんな複雑な手
続を国民の負担に押しつけるといふことは私
はきわめて不満ですけれども、せ
つぱく話し合ひがついたよう
です。しかし、運用をして
みて悪いところは早く改め
てもらわなければならぬ。

一体グリーンカードを紛失したらどうなる
のだらうか。気の小さい人は
グリーンカードのために夜も寝られ
ないかも知れません。それほど
これは複雑な手数を要するものであるし、
しかも明らかに、郵便貯金は「一
の預金者」という規定がある限り、た
とえば贈与とかいふ問題は別に
して「一の預金者」といふ規定がある
限り、ちつちや子供までみんな預金
はできるのです。そのちつちや子供
の名義でする預金にもグリーン
カードは要するはずなんです。これは
大変なことだと思つて、さう
だけれども、せつぱく大蔵との間で話
が煮詰まつたようですからそのこと
については触れませんが、これは
ひとつ心をしておいていただきたい。
特に、長年にわたつてほかに手
段がないから貯金をして、国は
そのお金を使つて財政の運営で
大変な犠牲を払つておる、そして
一部の方々はそれのお金で投資
をして莫大な土地を買ひ占めたり、
ビルを建てたりあるいはマン
ションを建てたりして、お金
が目減りしないどころか何十倍
にもなつて返つてくる。常に犠
牲をこうむつておるのは零細な
お金

を預金してきた庶民大衆であったということを忘れないでもらいたいということでございます。そこにもつてきて大蔵省が一部の不心得者をたしなめるためにグリーンカードなどという制度を押しつけて国民全体に大変な負担をさせる。もつとほかに私は税金を取る方法があつただろうと思うのですが、知恵の一番ある大蔵省ですが、そのことは特に大臣に心しておいてもらいたいと思ひます。

次に、先ほどこれも畑委員から質問のありました貯金の限度額の問題ですが、これは、先ほど私が冒頭議論した、閣内の意見の不統一があるようございすけれども、今日の社会情勢の中で、ちよつと物価指数を調べてみましたが、昭和四十八年にいまの総額制限を設けてから今日までの物価の指数あるいは個人の所得の伸び、おむね指数では一九〇台に上つておるようございす。したがつて貯金の限度額が——片方でグリーンカードをつくるのですから、片方ではもつと要求にに応じたものをつくつてやらなければならぬ。その意味では、今日の物価指数から考へて五百万という限度は適正であらうし、また、特に老後のみずからを守る制度としての大臣の言われるシルバー貯金、こういうものは私はきわめて時宜を得た施策だと考へておるわけですが、大変先走つて恐縮ですけれども、大臣、大蔵省から押されがちでございせんか、どうでございすか。

○山内国務大臣 いろいろ貴重な御意見で、最後の押されきみというのはよく意味はわかりませんけれども、私は私なりに懸命に努力をいたしまして、来年度はひとつ実現したい、こういう決意でいるわけでございます。

○阿部(未)委員 時間が参りましたから、前の委員会でもちよつとお願ひして、村上さんが郵政大臣でしたから昭和五十二年ごろだつたでしょうか、郵便局の窓口で起こる欠損金の問題で、いわゆる任意弁償という制度をいま郵政省はとつておる。これは経理局の時代ですか、貯金も関係ありますか、これは大臣、損をしたときには、窓口の決算が合

わす金が足りないときにはあんたが払いなさい、任意に弁償しなさいということですね。余つたときどうするかということ、余つたときは国庫に入れないといふわけですね。これはちよつと無理があると思いますので、何とかひとつ適当な解決の方法を見つけてもらいたい。たしか大臣がそのときに年度末までと言つたから、昭和五十三年の年度末には目鼻がつくと私は思つておつたのですが、どういふものか、もう五十五年になつてしまひまして、非常に残念でございす。時間もございせんから、関係者の間でひとつ作業を進めていただきたいと思ひます。

最後に、大臣にお願ひしておきたいのですけれども、簡易保険の余剰金の運用については、これは大臣が簡易保険の積立金の運用をすることになつておるのですから、同じ性格のものでございすから、このために簡易保険の加入者は年間百億損をしておるのです。これは本来国の国庫にある金じやないわけなんですから、大臣の所管にかかわる積立金の一部を、理屈をつけて余剰金といつて勝手に大臣の運用から外してゐるわけですから、これはひとつ積立金と同じような運用をするように鋭意大蔵省と折衝を重ねていただいて、簡易保険加入者の利益を守つてやつてもらいたいと思ひます。

以上、全般の問題について大臣の決意をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○鴨政府委員 お答えいたします。

任意弁償の問題につきましては、会計検査院との間で種々折衝いたしておりまして、おおよそ解決にめどがつきつあるということをお答え申し上げておきます。

○小山政府委員 余剰金の問題につきましては、御指摘のとおりでございますので、私どももいたしましては、積立金と同様に郵政大臣のもとで運用すべきであるとして、今回の重点施策として五十六年度の運用法等の改正案として要求してゐる次第でございす。

○山内国務大臣 いま説明をした状況で、まだ完

全でございせんので、できるように私は最大の努力をしたいと思います。

○阿部(未)委員 終わります。

○佐藤委員長 阿部未喜男君の質疑は終了いたしました。

次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 最初に、郵政大臣にお伺ひしておきます。

この郵政行政、国民の日常生活に最も密着したものであること、さらにまた、一連のいまままで続いてまいりましたいわゆるKDD事件や、さらにまた網紀の不正等々、今後国民の信頼にこたえていかなければならない立場にございす。そこで、今後また料金問題やあるいは国民へのサービス改善、安定した労使の関係等々、そういった面を含めて非常に重要な時局の中で、郵政大臣としての御決意を最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

○山内国務大臣 先ほどごあいさつ申し上げた中にも入つておりますけれども、一番重大なのは、いま先生のおっしゃいましたとおり国民の信頼を得ることである、貴重な貯金を預かつたり、あるいは郵便というものを信頼してわれわれに任されておるわけにございすので、信頼ということとをまず第一に、私、方針として考へておるわけにございす。

それから、KDDのような事件がございしましたので、私が郵政大臣を任命された際には、総理から特に注意をするように、綱紀粛正が第一であるぞ、こういう強い指示を受けたわけにございす。したがつて、私も就任のあいさつにおきましてその旨を伝え、なお予算の執行ということとは、予算というものは国会がちゃんと決めたものである、そのとおり執行するのが国家公務員の務めである、ということ、厳正な予算の執行をすべきである、こういう点を強く強調して指導してまいつておるところにございす。

○竹内(勝)委員 それでは、電電公社の調達問題に關してお伺ひいたします。

その後日米の交渉が何回も行われて、最近大

来・アスキー会談、そういったものを踏まえてその状況を概略御説明ください。

○山口説明員 お答えいたします。

ただいま先生御質問の十月三日の来・アスキー代表の会談に至るまで、昨年の六月二日にストラウスさんと日本の代表との共同声明が出まされて以来、約七回にわたりまして事務的な折衝を持つてまいつております。

初めの四回までは主として日米間の電気通信市場の実態と日本におきます電電公社の資材調達の状況、それからアメリカにおきますAT&Tを含む電気通信市場の調達の状況、こういうものについてお互いに実態の認識を深めたわけにございす。

五月以降、先生も御承知のように、アスキーさんも五月に日本に参りまして、離日に際しまして、電電公社の調達問題はすべてガットの中で処理をしなければだめだ、こういう発言がございまして、その後電電公社としましてこの問題の解決のために真剣に努力を重ね、検討を加えてまいりまして、外務省、郵政省の御指導のもとにいわゆる三段階方式という提案をいたしました。この三段階方式の提案を十日以降五回、六回、七回と説明をしてまいつております。アメリカ側もこの新しい提案に對しまして回を重ねることに理解を深めてまいつておりまして、私どもは今後、いまの提案に對しまして最終的にどうしても話し合ひをつけた、このように考へておるわけにございす。

○竹内(勝)委員 そのいわゆる三種に当面仕分けする三段階方式でございす、この内容を説明してもらつたのと同時に、電電公社としてこの問題を三段階方式というもののどの辺までの受けとめを持つておるのか、どういふ方針で進んでいくのか、その辺も含めて説明してください。

○山口説明員 ただいま提案しております三段階方式について簡単に申し上げますと、第一の段階は、電電公社が調達いたします物品のうちきわめて市販性がある物品でございまして、一般の市場

で競争入札でもって調達できるものを第一の分類にしてごさいます。

第二の分類につきましては、電電公社が使用します機器のうちで、市販性も相当ありますけれども、必ずしもそのままでは電電公社が使うというわけにはまいりませんで、若干の手直しなりあるいは標準化なりをいたしまして、継続的に購入をしていくものを第二分類にしてごさいます。たとえば汎用的な宅内装置とかあるいはモデム、こういったものがその中に入るとは思いますが、そういうものでごさいます。

なお、第三の分類にしてごさいますのは、市販性のないものでございまして、公社特有のものを電電公社が研究開発をしてまいりますもので、これにつきましては、研究開発の当初から関係のメーカーに参加を求めまして、一緒に研究開発をしていく、後、実用化を進めていく、こういうものでございまして、研究開発が終了すれば、引き続きそのメーカーから購入をしていく。

こういうふうに分けてごさいますが、いづれにしても、第二段階第二分類のもの、第三分類のものに對しまして、日本の国内だけではなくて外国のメーカーにも呼びかけよう、こういうような提案をしておるわけでごさいます。したがって、この提案に對しまして、私もアメリカが主張しております内外無差別あるいは電電公社の閉鎖性、こういうものに對しまして十分にこたえ得る回答案だと考えておりますし、事務レベルの交渉を重ねてまいります中で、やはりこの問題については向こうも真剣に耳を傾けてくれていると信じております。なお、私もこれまでしては、この方法が今後の電気通信施設の調達の効率の運用から考えても最もふさわしいものだ、このように考えております。

○竹内(勝)委員 それで、今後大統領選挙等が近く行われていく、そういう中で今後の会談の見通し、そしてまたこの電電調達問題に關して今後の日本側としてのその対応の仕方、こういう方向に

持つていくんだというこちらの決意、そういうたものがありましたらそれを……。簡単にいいです。

○山口説明員 お答えいたします。

私も正式に答える立場にないのかもしれないけれども、大来・アスキー会談が九月に持たれましたときに、この問題の決着を十月末にしようという話があったように伺っておりますが、その後の会談によりまして、アメリカ側から、十月末の決着には時間的な余裕がない、アメリカの中でいろいろと各方面の説得に時間がないということ、十月末決着はずれまして、十一月の選挙以降になる、こういうふうには聞いておるところでございます。したがって、そのように運ばれていくのであろうかと思っておりますが、いづれにしても、先ほど申しましたように、私も現在提案しております案につきましては、郵政省、外務省の御指導を得つつ本案についての解決を図っていきたい、このように考えております。

○竹内(勝)委員 次に、電電公社にお伺いしたい点は、納付金とかあるいは電話税、こういった問題がクロージアアップされてきておりますが、それを伺う前に、五十一年に値上げがございました。それは一体どのような根拠でもって値上げ幅を決定した、その時点での将来の見通しをどう判断したのか。また、その値上げ幅の妥当性、その意義づけ、そういったものはどういふふうに行われたのか、説明をしてください。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。

前回の料金改定、これは五十一年の十一月から実施されたものでございまして、その料金改定は、五十一年から五十三年の三年間を算定期間といたしまして、もし料金を上げなければその間に見込まれる赤字等を補てんする、また改良投資充当分、これは収入比の三%でございまして、それと過年度の四十九年、五十年の赤字回復分と、この三つ合わせたものを必要額といたしまして、基本料を二倍、それから度数料を七円から十円ということとを主な内容としていたしまして国会の御審議を経て

定められたものでございまして、この値上げ幅は平均的に見ますと約三%の値上げ幅ということになっております。

それで、実績的に見ますと、当初は五十一年の六月から料金値上げをお願いしたいということ、国会に御審議をお願いしたわけでごさいますが、実施が十一月に遅延したというようにございまして実績収入は料金改定案よりも大分減ったわけでごさいますけれども、他方支出につきましても経費の削減という努力を最大限図りまして、また、経済情勢が安定していったというようなことから支出の面も相当に減らすことができたということ、収支差額はその三年間ではほぼ同額に、一千億円ほど少なくなったわけでも、おさめることができたということでごさいます。

それで、先生の御質問の最後の点でございまして、じゃこれ以降どのように考えていたかということでごさいますが、五十四年度につきましては公社として正式に、幾らぐらいいなるだろうというふうなことが実は算定してございまして、た五十四年度は黒字でもつてであろうということを、見込みとして持っていたわけでごさいますが、実行的には、その後景気が非常に良好であるというふうなことで、また経費の削減に努力したというところまで黒字で推移していくという状況でございまして。

○竹内(勝)委員 その時点で、三年後にはまた赤字になるのじゃないかとあるいは値上げをいふような意見があったのかどうか、その見通しをどういふふうにしたのかはちよつとまだはつきりしませんが、最近の収支状況というものが、利益剰余金、相当大きなものが計上されて累積剰余金も一兆三千億円に達している、こういう報道がございまして、最近の収支状況の実態、これはどうなつておりますか。

○岩下説明員 お答えいたします。

最近の決算は五十四年度でございまして、総収益が三兆八千五百五十六億円、総費用が三兆四千

二十七億円で、差し引き収支差額が四千五百二十九億円の黒字になっております。五十四年度は御承知のとおり景気の好況も大分幸しいいたしました、収益がかなり伸びた、あわせて、費用面につきましても、公共料金の値上げがほとんどなかったとかあるいはその他省力化、合理化の施策に努力をしたという点で経費の削減が図られました結果、好調な収支状況になったということでごさいます。

○竹内(勝)委員 去る九月十二日閣議決定した行政改革大綱の中で、特殊法人の経営見直しによる歳入増加、こういう方針が打ち出されておりますが、これは一体どういうことですか。まず大臣にお伺いしたいと思います。

○山内国務大臣 九月十二日の閣議におきまして行政官理庁長官から、特殊法人については「その経営基盤の強化に留意しつつ、財務の厳正化を図る観点から経営の実態を見直し、赤字国債の縮減に資するよう、国の歳入増加を図るための必要の措置を推進する」という協力要請があったわけでごさいます。この中に電電公社があるという発言は、そのときには全然ございせん。そこで、これは推測以外にないのでございまして、いま電電公社から数字を発表しましたように、収支に黒字の差額がある。これは単なる差額でございまして、これを国に納付するというようなことを考えているのじゃないかとという推測でございまして、まだ行政官理庁長官も正式にどういふことをやろうなんということを言っておりませんが、そういうことであるとすれば、その差額というものは、いまの設備の取りかえとか古い設備を新しい近代的な設備に漸進するやうないろいろな措置を講ずるとか、そういうことで国会において予算を御決定願つておるものでございまして、したがってそのとおり実施すべきである、こういうふうな考えでございまして、まだはっきりとした行政官理庁の見解も出ておりませんが、どういふことかというところはまだこの場で詳細にお答えできないような時期でございまして。

ただいま先生がおっしゃいましたとおりでございまして、わが国の電話料金は、近距離は欧米諸国に比べて非常に安くなっておりますが、遠距離は高いということで、いわゆる遠近格差が大ききという料金体系になっております。ただ、これ抜本的に改正いたそういたしますと、遠距離わずかに下げるためにも近距離をかなり上げなければいけない、こういう収入構造になっておりまして、したがいまして、この抜本改正のためには抜本改正をいたしまして遠距離を下げるためには、どうしても近距離の料金のかんりの値上げ

させていたかないと公社財政上非常な問題ができる、こういうことでございます。また、そういうことをいしますと、遠距離、近距離の加入者の方の利害がそれぞれ相反する関係で、公社は終戦直後二百二十倍以上の遠近格差がございましたのを、機会あるごとに遠近格差を縮めてまいりましたけれども、なお諸外国よりも大きいという実情でございます。これを抜本改正いたしますのは、事実上加入者の御理解と納得を得るのがなかなか困難な関係もございまして、今回とりあえずの措置といたしまして、ただいまお話のございました夜間の料金の割引ということに拡大しない深夜の二段割引、こういうことをすることにいたしましたわけでございます。

なお公社は今後も適当な機会をとらえまして、この遠近格差の是正問題について取り組んでまいりたい、このように考えている次第でございます。

○竹内(勝)委員 時間がありませんので、最後に総裁にお伺いしておきますが、この間も、去る三日でございましたか、神戸市元町において電話回線が故障になりました。これは電子交換機の故障だ、こういうことで約八時間にわたって一切の通信が麻痺してしまつた。これは御承知のとおりです。あるいはまた災害時における電話回線のパンクがいままでにおいても何回かございました。こういった技術の面もそうですが、それからまた調達問題やいまの上納金の問題等々、あるいはまた一部には今後また電話料金の値上げというふうな反対の考え方、こういうふうなものまで出てくるというふうな中から、国民から電電公社自体が、最も密着したそういう中において非常に遊離した、おごりの姿勢になつてしまつてはこれは大変でございます。そういう面で今後公社として十分慎重な対処をお願いしたいと思ひますので、その御決意を最後にお伺いしておきたいと思ひます。

○秋草説明員 神戸の電子交換機の事故につきましては何とも申しわけない次第でございます。私どもが最新鋭を誇る電子交換機の事故でございます。

して、私たち非常に愕然としまして、直ちにこの原因を徹底的に究明するということ、今後こういう対策をどうしたらいかなということ、いま懸命に検討させているところでございます。いずれにしても、事業が大きくなればなるほど、またりつぱにならねばなるほど、国民からいろいろな大きな目で見られるので、一日ごとにサービスなり心構えのレベルというものは上げていかないと、国民からやっぱ信頼は失われるということ、私たちが、常々従業員に申しておる次第でございます。今後とも一層留意しまして国民の期待にこたえるということをお願い申し上げて、答弁にかなうと思ひます。

○竹内(勝)委員 終わります。

○佐藤委員長 竹内勝彦君の質疑は終了いたしました。

鳥居一雄君。

○鳥居委員 電気通信政策局の活動がございまして、最も重要な課題の一つと言われているデータ通信行政、これについて伺つてまいりたいと思ひます。

(委員長退席、堀之内委員長代理着席)

最近の一連の新聞報道によりますと、仮称データ通信法案、これが国会提出また見送り、こういう報道です。これまで出るぞ出るぞと鳴り物入りで言われながら、五十三年に機情法が成立をし、そしてその後を追つかけるようにしてデータ法案が準備され、五十四年の通常国会で流れ、その翌年また提出を見送り、そして今回こそと、こういうふうな業界その他では見てまいりましたけれども、一体これは見送りを決定したのでしょうか。どうなんでしょう。

○守住政府委員 データ通信制度関係の法案でございますけれども、五十三年度でございましたが、データ通信振興法という仮称の名前で成案を得ようと検討いたしておりましたけれども、当時のと申しますか財政事情の問題、それからまた、この問題は公衆電気通信事業者あるいは民間のデータ通信事業者、その他ユーザー等各方面的見解の問

題がいろいろございまして、その関係のコンセンサスが得られなかったというふうなことで成案が得られずして、十二月段階で見送らざるを得なかった、こういうのが先生御指摘のとおりでございます。

それからなお、データ通信の実態面から、あるいはまた将来への展望、見通しというものを考えた場合には、回線の利用制度とか、あるいはネットワーク化に伴う標準化の問題とか、あるいはいろいろな方面での周辺部分の制度の整備だとか、さらにはこのようなデータ通信事業所の振興の問題、こういういろいろな問題がございまして、先ほど申し上げましたようなのが現在の現在までの電気通信制度の基本の問題にもかかわつてくるといふ面がございまして、したがって、やはりいろいろな検討をいたしました。もつと各方面と申しますか、いま申し上げましたような公衆電気通信事業者、データ通信事業者、これは民間でございまして、それからユーザーさらには学識経験者その他多数の各方面の方々の御意見を伺いながら、そのコンセンサスを求めていかないと本物の成案は得がたい、このような判断をいたしましたわけでございます。

もちろん、私も、この七月に、国会の長い間の御議論の末、電気通信政策局というものを御認めいただきましたわけでございまして、電気通信政策全般につきましても、役人と事業体制だけで物を考えて進めていくというふうなことではななくて、広く各方面、各界の有識者の方々の御意見、いろいろな御提言を承りながら、今後の八〇年代に向かつての電気通信政策というものを展開していかねばならぬ、こういう問題意識を持つておるわけでございまして、いまお尋ねのデータ通信法制の問題も含めまして、来る十月二十四日から大臣の私的懇談会としてのものを設けようと思つておりますが、その中で実は六つの分科会と申しますかテーマにしよう、このように考えておりまして、その中で御議論いただきながら成案を得ていきたい。したがって、時間的に申し上げ

げますと、今度の通常国会はこの面では間に合わないという結果と相なろうかと思ひます。

○鳥居委員 延々とお述べになりましたけれども、見送つた、そう受けとめます。

それで、五十三以降の経過の中からいいますと、そんな対応では郵政省として責任を全く果たせない、こういう状況があるわけですよ。御承知のとおり機電法が五十三年度で期限切れになる。そして、時限立法の機電法の中でコンピュータのハードウェア、この助成策をとつてまいりましたけれども、やはり時代の要求ということからソフトまで含めて対応を新しい時代は考えなければならぬだろう、こういうことで五十三年の通常国会におきまして機情法が御承知のとおり成立した。そのときに、本来情報サービス業と言われればもう公然の対象の中にあつたはずなんです。これはもう公然の事実です。通産省の特定サービス業実態統計調査によりますと、情報処理サービス業、ソフトウェア業、ファシリティーマネージメント業、その他いわゆる情報サービス業、これがその機情法の中から対象の除外になった。その理由は、情報サービス業の中いわゆる情報通信業が含まれるからだ。郵政とそれから通産との間のなわ張り争ひ、そういうことで実はこれが対象の除外になつてしまつた。情報サービス業というのは、この統計調査によりますと、就業人口にして七万七千八百七十七人、これは最も新しい資料です。五十三十一月一日現在、機情法成立当時の最も新しい資料として就業人口が五万九千、こういう業界です。ですから雇用規模から言つて、広告あるいは証券、無機化学、化学繊維、こうした業界に匹敵するような、りつぱに認知を受けているべき業界であるわけですから、そういうふうに評価されて、実は期待しておりました。この情報サービス業は、企業の数としては当時一千十社、非常にささやかな事業形態でありますから、一社一事業所、一社平均六十人、こういう経営基盤の上からいまして非常に脆弱な、未成熟な、保護策を必要とするいわゆる知識集約型産業の典型、

わが国の重点志向していくべき業界である、こう言われているこの業界が、情報通信業のわずか五十三社がこの中に含まれているために、情報サービス業が全部対象外になったわけだ。そして一千十社のうちの八十三社、これはソフトウェアそのものから、このソフトウェアまでは機械法の中に入れて、そういうことで機械法が成立しました後、通産と郵政との間では情報通信業に關して助成を図る、そういう約束はありませんでした。

○守住政府委員 通産と郵政との間の権限と申しますか所管と申しますか、お互いに協調していかなければならぬ面もございしますが、その点で御指摘のようなことがあり、また私どもの方の所管の部分については私どもの方で助成、振興を図ろう、こういうふうな話し合いがなされたということを知っています。

○鳥居委員 五十三年に省内にデータ通信會議が設けられました。そして五十三年の九月にその報告書がでました。その報告書がでました。これは公開の資料でしょうか、どういふ扱いですか。

○守住政府委員 当時の電気通信監理官時代のデータ担当の参事官のもとに、八名の学者先生方とかコンピュータメーカーとか、あるいは御指摘の情報通信業者もお集まりいただきまして、たしか五十三年の五月から八月ごろまでだったと思いますが、そして議論をしておまとめいただいた、そういう報告書であると受けとめております。

○鳥居委員 この報告書は公開されたものでですか。

○守住政府委員 公表、公開をいたしております。○鳥居委員 郵政省では、どういふふうにご報告書を評価していますか。

○守住政府委員 その後、実はKDD事件というのが出まして、その当時の電気通信監理官室はもっぱらそういう問題で、書類等も押収されるいろいろなことがあったわけだ。これは、実はその間非常に大きなブランクが発生したわけだ。ございますけれども、しかしそのデータ制度の問題、

振興の問題につきましては、今後の展望の中での非常に重要な問題であるということでご報告書も受けとめておられるわけだ。ただし八名の方で、どちらかといひますと冒頭申し上げましたように、わが国の公衆通信事業そのものの問題とも絡み合っています。またユーザーの方々、広くまた各方面の方々の御意見も入れていかないと、現実の政策として実現できるといふいろいろな障害もございしますので、これを一つの勉強の場の問題といたしまして私どもとしては受けとめまして、これを基盤に置きまして、もっと広く今度は、申し上げましたような大臣の私的懇談会の各界の方々、これは公衆通信事業者の方々も入っておられますし、ユーザーの方も入っておられます。それから学識経験者の方も入っておられますので、もっと広い場で十分御議論をさせていただきまして成案を得ていきたい、このように考えておる次第でございます。

○鳥居委員 五十三年五月二十七日から始まりまして八月いっぱいかけまして、九月に「データ通信の発展のために」という報告書がでました。そしてこれをベースにして同年の十二月、今度は電気通信監理官室として「データ通信の発展のために」という方策を小冊子にしました。そしてこれをベースにして、データ通信振興法案をきりぎりの三月十六日の閣議に提出する段取りまで全部とれてはいますけれども、その経緯はどうですか。なぜ流れてしまったのですか。

○守住政府委員 その点は私は不勉強でございます。したが、閣議提出まで至らなくて、政府内は意見一致にならないで事務段階で落ちておる。その事情、理由等はなお私どもとしても今後に向かつて勉強してまいりたいと思っております。

○鳥居委員 ですから、五十四年三月十六日に流れてしまったその理由、原因が明確にならない以上、これは何年でも流れ続けるものじゃないのですか。これも見送りで済む。それは単に新しくできました電気通信政策懇談会の結論を待つんだという。それは別な理由によるのじゃないですか。

理由は何でもつくります。つまり、本質的に電気通信政策上このデータ通信振興のための法案というのにはなぜ流れるのか。流れる最大の理由というのにはあるにやないですか、どうなんですか。

○守住政府委員 まず一つの面は、振興策につきましても国の財政、助成あるいはまた税制措置、この問題について意見の一致を見るに至らなかった、こういう点を聞いておる次第でございます。

○鳥居委員 それだけですか。あと外部圧力というものはありますか。

○守住政府委員 つまびらかにいたしておりませんけれども、私自身の受けとめ方といたしましては、公衆電気通信事業者の方の受けとめ方、理解の問題、これを十分に理解させ、リードしていかなければならぬ、こういう感じを持っておる次第でございます。

○鳥居委員 いずれにしましても、産業構造審議会の情報産業部会では、現状のデータ通信促進のための阻害要件になっているさまざまな問題の検討に入っております。それからまた、伝えられるところによると、データ通信を正常に発展させるためには一体何が阻害要因なのか行政官理の方で調査しようという話も聞いております。

ですから、電気通信政策局としてはいま当面の最大の課題がこの問題だと私は思うのです。何かいたずらに時間かせぎをしているように見えてならないのですが、厳正な立場でこの問題に対処していけますかどうか。この辺は大臣でしょうか。

○山内国務大臣 私が就任する少し前に政策局というのができておりました。どういふことをやるんですかというのを聞いたのでございしますけれども、データ通信を中心にしていろいろ政策を練っていくんだ、こういう話でございましたけれども、説明を聞いてもなかなかはっきりしたものが私は理解できないのです。そこで、今度懇談会をつくってひとつやろうじゃないかというので、最近懇談会を発足することになっております。そこで、いろいろ聞いてよくわからないのです。

けれども、電電公社が現在一部やっている、それから民間も大いにやりたいというので、どの辺でお互いに協力してやるのか、これはなかなかむずかしいのです。鳥居先生御指摘のようにいろいろな問題が過去にあつてまだ現在でもあると思うのでございしますけれども、そういうような解決を懇談会の先生方によくお聞きをして推進をしてまいりたいと現在私は考えておるところでございます。

○鳥居委員 「データ通信の発展のために」つまり報告書、この内容を尊重する考え方に立たない限りはこれは何の意味もないだろうと思うのです。この報告書をめぐりましてさまざまな波紋がございしました。そのことも私たち承知しております。ですから、先ほど評価と申しましたけれども、この報告書に沿って尊重する方向でさらに幅広い意見をくみ入れていく、こういう姿勢に立たなければならぬと思うのです。政策局長、どうですか。

○守住政府委員 その報告書は一つの勉強会のものでと申しましたけれども、電気通信監理官室時代のデータ通信関係の諸君たちが学者先生方々と苦勞してまとめた基本のものだ、こういうふうには理解しておるわけでございます。したがって、そういうものを中心としながら、さらにはいま申し上げましたようないろいろな問題がございしますし、さらには振興とかいう角度での税制なり財政の問題も出てまいるのでございします。そういう点も加味しながら今後コンセンサスを得るよう、推進できるように努力してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○鳥居委員 問題は内容なんです。回線利用制度、制限と申しますが、また回線料金問題、実はさまざまな障害があるわけで、きょうは時間の都合で次の機会に議論をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、有線音楽放送いわゆる音放につきまして何っておきたいと思うのです。この委員会でもまた衆議院の通信委員会以外の各委員会でもこの数年の間にざつと十回を超える議論をいたして

おります。未成熟だからこの業界は手の加えようがないとか、いろいろ郵政はこの対応をしまいにしました何十回やっても現状は全然改善されないというのがあるの姿だと思ふのです。どんな状況かと言いますと、有線音楽放送の業界が公正な競争であればいいんですけれども、秩序を全く乱していきうような、しかも監督の掌にある電気通信政策局あるいは電波監理局、いまの法律の体系でその無秩序な現状を一定の秩序を回復できる考え方でしようか。いまの法律の体系の中では全く手のつかない状況で、何らかの手だてをとらなければならぬ、こういう考え方に立つてしようか。どういう考え方でしようか。

○守住政府委員 先生御承知のように、これを法制定からなめてみました場合、私どもの所管いたしておりますのは有線電気通信法、設備の技術基準という面で届け出を通じてこれを所管いたしておりますのでございます。一方では、有線放送事業者としての業界と申しますか業種と申しますか、そういう関連にしましては電波監理局の放送部の方の関連で、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律という流れの中でこれを監理しております。他方、事実上の問題といたしましては、これが道路、電柱に有線を送架していかなければならぬということで道路法の関係あるいは電力会社、電電公社の電柱の使用契約の関係、こういうふうな四つの側面があるというふうにとらえておるわけでございます。いろいろな道路上の不法占有だとか電柱への無断送架の問題等々ございまして、通信面からも有線面からと放送事業者としての面、両面ある、このようにとらえておるわけでございます。

私も七月から、参りましてこの問題をいろいろ勉強させていただいておるわけでございます。従来のようなことでなくて、建設省から始まりまして、私も二つございまして、さらには検察の方、法務の方ともこの関係についていろいろ御相談を申し上げたり、緊密な今後の連絡調整をやっておりますのでございますが、この一方で、

現実に行われております道路法の占用許可を受けずに不法な占有をやるという問題あるいは無断送架の問題等と私どもの通信、この両面につきましているいろいろな案を考へまして法務当局の方とも御相談をしておるところでございますが、現行のこの不法、無断な状態に対する方向としては、通信関係の規制ではなくて、むしろそういう道路とか電柱の規制、こちらの方へ力を入れるべきではないかということの一つの意見としてはいたしたいところでございます。

私もといたしまして、実は有線電気通信法に基づいて告発もいたしましたが、道路の方は起訴になりまして、その有線電気通信法上の関連では不起訴になっておる。これも実は検察御当局そのものの考え方とかいうことも承りながらおるところでございます。

もう一つ、今度は実態面として、御指摘のよう秩序ある姿の中で自由な競争と申しますか、それができるようにという点がございまして、もとこの有線ラジオ放送自体もその区域が独占という発想ではございせんし、私どもの所管しておる有線電気通信法の面から見ても、他人の通信に妨害を与えなければ、これは別段独占でなければならぬという点でもございせん。ただし、現実には例の二柱、一つの電柱に一条しかかけないという電力会社、電電公社の方針といえます。一柱、一条でございます。したがって、現実には二柱という点になります。これを同じ地域に二柱という点になります。不法といえますか承認なしの送架になってくるといふふうな不法状態という面も出てくるのではないかと、このように考へておりました。いろいろな各省にまたがる問題でございますので、郵政省は通信、放送の主管庁といたしまして関係者を集めながら、検察、法務御当局の御意見も聞きながら、従来でないようなやり方で、あるいは告訴、告発も積極的にやっていくとか、民事上の仮処分も電力会社、電電公社に積極的にやらせていくといひますか指導していくという点についても力

を尽くしていきたい、このように考へている次第でございます。

○鳥居委員 守住さんの話は、結局おつけ合いつことを言っているようなものじゃないですか。道路は道路管理者の建設省、柱の方は電電公社と電力。この業の監督の責任というのは郵政省にあるのじゃないですか。有線電気通信法の上からいけば、設備の設置に当たつての技術基準、この監督の権にあるのじゃないですか。また、電波監理局の方では業務の監督をする。ですから、道路にしろあるいは電柱にしろ、被害を受ける立場からの発想にしか立てないわけでしょう。未成熟とはいひながらこの業界の監督をする責任は、郵政省がみずからその権にあるのだ、こういうところからこの対策が出発するのじゃないですか。それが、いつまでたつたつて解決なんかできません。

○守住政府委員 実は御指摘のとおりのように私も感じたわけでございまして、たとえば建設省と議論いたしました場合も、この業界の公益性というものをどのよう位置づけるか、その次第によつて道路の使用の許可とかあるいは道路使用料とかいうことについてもいろいろ対応ができるのだという御意見も出ております。したがって、実はこれは電波の放送部のことになるわけでございますが、放送事業としての位置づけ、性格をより明確にして、それを基本としながらその監督、業界の指導というものを原点に置きながら各方面とやつていかないと、ばらばらになつてしまふのじゃないか。先生御指摘のような点も踏まえて、やはり有線放送、音楽放送事業者の位置づけというものをまず明確にして、これへの対策の手を打っていくということではないかと感じておる次第でございます。

○鳥居委員 今後の対策、これに重大な関心を持つものです。大いに期待したいと思ひます。以上、質問を終わります。

○堀之内委員長代理 木下敬之助君。

○木下委員 大臣にはこの委員会の最前におきまして抱負をお伺いさせていただきます。大変むずかしい状況のたくさん諸問題のある中でございまして、どうか国民の声を十分に聞いて行政に生かしていただきたいとお願ひ申し上げます。私は、当面する幾つかの問題につきましてお尋ねしたいと存じます。

まず、去る三日神戸市元町電話局の電子交換機の故障で神戸市の加入電話約二万本とデータ通信など八時間も不通に陥つたとのことでありまして、事故の原因はどのようなものだったのでしょうか。この事故の内容はどのようなものだったのでしょうか。原因と今後の防止対策についてお伺ひしたいと思ひます。

○菊地説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、十月の三日の夕刻でございますが、神戸元町の電話局の電子交換機が障害になりまして約一万九千八百の加入者の方々八時間三十分におたり非常に御迷惑をかけたわけでございますが、このことを深くおわび申し上げます。

電子交換機と申しますと、装置の本体でありましていわゆるハードウェアと申しておりますが、それと、それを動かすプログラム、いわゆるソフトウェア、こういう組み合わせによりまして運用されておるわけでございますが、実は今回の障害というものは、たまたまこの両方が障害になつたという私どもにとりましてはきわめてまれなケースが起つたというものであります。ちよつとその辺につきましまして詳細に申し上げますと、引き金になりましたのはハードウェアであつたと思ひます。このパッケージ部分、電子回路の集積部分でございますが、これが障害になりました。一時的に接触不良を起したのではないかと、それが引き金になった。このような場合に、電子交換機は通常二重化されておる、重要な部分は片一方がやられましても片一方で動くというふうなことになつておるわけで、いい方に切りかわるということによりまして信頼性を高めるといふ

ことになっておるわけですが、実はいま申し上げたように、神戸の場合にはこの障害を切り離して正常にこれを立ち上げるためのソフトウェア自体が予想がつかないようなむずかしい原因によりまして破壊されておった、こういう事実がございます。そのためにいろいろ工夫をこらしたのでありますが、なかなか正常の運用に立ち上がらなかったということでございます。

またことにそういうことで申しわけない事故を起こしたわけですが、公社といたしましては今回の事故を真摯に受けとめまして、このような事例を教訓といたしまして、今後一層サービスの安定の確保に努めたい。そのためにこの事故の原因を十分いまチェックして、大体原因がわかっておりますので、信頼性の確保のための施策、それから異常が発生してもこれが速やかに回復するための施策、こういう二本立てによりまして、今後このような事故が起こらないように検討を進めてまいりたい、こう思っております。

以上でございます。

○木下委員 このたびの事故の際に、緊急電話を含む全回線が不通になったと聞いておりますけれども、どのような対応をそのとき臨時に行っておったのでしょうか。

○菊地説明員 お答えいたします。

非常に長い時間障害が回復しなかったというところでございまして、その理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、緊急の措置をいたしまして私どもがとりました施策の内容を申し上げますと、たとえば一〇番でありますとか一九番でありますとか、こういった緊急通話の確保のために、一般の利用者の方々の通信手段といたしまして公衆電話、いわゆるボックス公衆電話でございますが、これを第一番に復旧するということを行いました。たまたま元町の局にはユニットが二つございまして、片一方のユニットは動いておりまして、そちらの方へ切りかえたというところでございます。

そのほか、神戸の駅前に臨時に公衆電話を設置

いたしまして、一般の方々に御利用いただけるようお世話すると同時に使っていた、こういうようなことでございます。

そのほか、広報車でありまして、あるいは広告板にいろいろ掲示いたしましたりして周知を図りまして、お客さんの御理解と御協力を賜るといようなことも進めてやっております。

そのほか、公共機関、たとえば行政機関でありますとか医療機関でありますとか、そういった大切な電話につきましても切りかえましてその通話の確保を図った、こういうようなことで進めてまいりました。

以上でございます。

○木下委員 なかなか敏速にやられていることと思えますけれども、一念のためその時間的な経過を、八時間半の中で、いま幾つか言われましたユニットを切りかえるのはどのくらいでできたのか、もう少し詳しいことがわかりましたらお聞かせ願いたい。

○菊地説明員 お答え申し上げます。

事故が起こりましたのが十月三日の四時二十五分でございますが、それからどういふことをしたかと申しますと、まず最初に、その最も危ないのじやないかと思われる部分についてのハードウェアの探索をいたしました。ところが、そこに原因がない。それで、あちらではないかこちらではないかというところで次々とハードウェアの障害探索を行った。これで完全に異常がないということを確認いたしましたので、ソフトウェアによりまして立ち上げを何回か試みた。ところが、先ほど申しましたように、普通だと異常が起こりました場合には緊急に処理をするプログラムが働くわけでございますが、これが働かなかったということもございまして、前後たしか四、五回ソフトウェアの入れかえを行った。このソフトウェアの入れかえが非常に時間がかかった一番大きな要素だ、こう思っております。

以上でございます。

○木下委員 私の質問の趣旨は……。

○菊地説明員 どうも申しわけございません。改めてお答えさせていただきます。

ボックス公衆電話につきましては、二時間たちました時点で三十二個ほど切りかえております。それから逐次切りかえ数をふやしまして、合計八十八個について切りかえたということでございます。

それから、先ほど一般の公共機関のお話を申し上げましたが、こういう大切な機関につきましては、これも二時間後には三十二回線。それからこれも逐次切りかえまして、トータルで八十一という形で切りかえたところでございます。

以上でございます。

○木下委員 この二時間というのは、簡単に片づくと思つて——片づくと言つと語弊があるかもしれないけれども、いろいろな原因を探索してやるうちにロスした時間だろうと思つたので、今後こういう事故があったときにはこの二時間というのをもっと短縮できると考えてよろしゅうございませうか。

○菊地説明員 自動交換機には自動的な立ち上がり機能があるわけですが、公衆電話は別といたしまして、一般のお客さんの場合にはほかの局へ切りかえるというふうなことになりますと加入者の番号、お客さんの番号が変わるといふこともございます。そのような点でお客さんの御了解を得ないといふ面もございします。したがって、そういう面と障害回復の見込みと、見込み時刻と申しましようか、そういうものを勘案しながら進めてまいることが必要じやなろうかというところでございしますので、余り早くということもいかげなものとこのようない問題があるかと思っております。

○木下委員 このたびの事故によって加入者はいろいろな損害を受けたと思われませんが、これに対する補償等の対策はどのように考えておられますか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

電電公社が提供いたしております公衆電気通信

役務の主要な提供条件と申しますのは公衆電気通信法に定められておるところでございますが、その中で公社が今回の障害等によりましてサービスを提供しなかつた場合の規定が設けられておるわけでございます。具体的には公衆電気通信法の七十八条及び百九条に、料金返還を行う場合、それから損害賠償を行う場合という規定がされておるところでございます。一般的に申しますと、加入電話等につきましては二日以上通話ができないうときは基本料等の料金返還を行う、それから五日以上通話ができないうときは損害賠償を行う、こういう規定がございまして、今回いまお話しのように約八時間半にわたりました通話が不能になったわけですが、法律上におきまして料金返還とか損害賠償の対象には、いま申しました関係でまだならない、こういうのがいま現在の状態でございします。

○木下委員 電電事業に対する信頼というものと補償というものは密接な関係があらうかと考えております。警備保障会社等もこういった電話は通じるものという信頼のもとに会社等とも契約をなされておることと思つたので、今後について、こういった事故のないようにするのが最良でございしますけれども、あつた場合にも、信頼のおけるものという前提でいろいろな社会の契約がなされていくということも大いに勘案していただきたいと考えております。

次に、電話通話料の遠近格差についてお尋ねいたしたいと思います。

通話にかかるとコストの遠近差に比べて、現行の通話料の遠近格差は余りにもひど過ぎると思つておりますが、この点のようによろしくお考えおられますか、お伺いいたします。

○西井説明員 ただいま先生からお話のございましたとおり、わが国の電話の通話料は、近距離は諸外国に比べて非常に安いと思つて、逆に遠距離は諸外国に比べて高いという料金体系になっております。それで、公社といたしましては、できるだけこの遠近格差を縮めてまいりたいという

ことで、終戦後間もない昭和二十二年ごろにはこの遠近格差が二百二十倍以上ございましたので、それを機会あるごとに逐次縮めてまいりましたのでございます。しかしながら、ただいま申しましたとおり、諸外国等に比べてまだ遠近格差が大きいという実態でございまして、これを一挙に抜本的に解決するためにはどうしても近距離の料金を上げて遠距離を下げなければいけない、こういうことでなかなか一挙に実施するということは困難でございまして、できるだけいろいろな機会をとらえて逐次これを実施してまいりたい、このように考えておるところでございまして、

なお、その一環といたしまして、諸外国に比べて明らかに高いと思われまして、三百二十キロメートルを超えます長距離区間につきましては、現在大体四割の夜間割引をいたしております。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕

それにもう一段の夜間割引をいたしまして、夜の九時から明け方の六時までの間に六割引きの料金割引を行いますとともに、六十キロメートルを超えております区間につきまして、現在午後八時から午前七時まで四割引きを行っておりますが、これをそれぞれ前後一時間ずつ拡大する、こういう施策をとりまして、この遠近格差問題について多少とも実態とかあるべき姿に近づけていきたい、このように考えておるところでございまして、

○木下委員 諸外国に比べて高いというのはそのとおりでございすけれども、私率直にお聞きしたいのですが、コストの遠近差は幾らかあるでしょう。それと実際にいたっている通話料との差が大きいのではないかと申し上げておるので、コストとの関係についてはどう考えておられますか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

ただいま距離別の、一定の時間をおかけになったときのコストがどのくらいかという御質問かと思いますが、電話のコストの大宗を占めます設備にかかります費用でございまして、これにつきましては、設備の新しいもの、古いもの、いろいろ

ございまして、それから区間によりまして、コールの多い非常に大東の回線が行っておる区間もございまして、田舎の方に行きますと非常に少ない通話しかない電話局間の設備もございまして、それから、たとえば東京から大阪等に通過しますときに、現在の電話ルートといひますのは斜め回線にいまして、非常にコールの多いところは電話局電話局に直通回線を持っております、それをあふれたものは他のルートを通る、そこがまたあふれますと、たとえば東海道回りのルートがあふれますと北陸回りをすると、途中非常にたくさん

の階梯を通りまして、つながるルートが多い区間によりまして十を超えるというわけでありまして、複雑な通話経路をたどっておるわけでありまして、したがって、これを厳密に原価計算をします、ということでは、これを厳密に原価計算をします、これはわが国だけではございせんまして、世界各国ともこの電話料金の市外の距離別のコストといひます、計算をしてゐる国は、私も知っております、計算をしております、どこの国も不可能だということでは、計算をいたしておらない、出せないというのが本当の実態でございまして、

ただ、それは申ししても、何か大体の大きな、そういうものがある程度平均化したと申しますか、何かの計算をしなければいけないだろうというところで、公社といたしましては、ここ数年、公社の中で、研究会を設けましていろいろな案を検討中ではございます。できるだけ早くこれをまとめまして、大ざっぱな案でもまとめていきたい、このように考えておるところでございまして、

○木下委員 コストが計算しにくいのはわかりますけれど、一応受益者負担という観点で考えたときに、何らかの方法で出しているか、負担する方は納得がいかな、と思ひます。

私どもは、いま厳密なものを出なくても、大きな幅の中で比較した場合でも、大変その実態に外れた通話料の差になっておるのではないかと考えておりますが、この点、大変大ざっぱですが、もう一言、この実態のコストと現実の通話料との差

についてどのようにお考えか、お聞かせ願ひたい。

○西井説明員 再度のお尋ねでございまして、非常に、やや勘的な要素も入つてまいらうかと思ひますが、一番近い単位料金区域域内と一番遠い七

百五十キロメートルを超える区間で申しますと、大体一対二十ぐらいに開くのではないかと。そうしますと、大体これは諸外国の遠近格差の料金ともほぼ見合つてまいっておりますので、まあそういうのがほぼコストに近いのではないかと、このように考えている次第でございまして、

○木下委員 ありがとうございまして。その一対二十が現実は一対七十幾つというようなかつこうになっておるといふこの格差は放置できないと考えております。特にこの遠近格差問題は、首都に遠い地方に行くほど不公平な負担を強いられておると考えますが、この点どうお考えでしようか。

○西井説明員 ただいま先生のおっしゃるとおりかと思ひますが、ただ、実際に通話をおかけになる方は、市内と申しますか単位料金区域域内ばかりおかけになる方もいらっしゃると思ひますが、市内、市外、それぞれいろいろおかけになっておられるのが実態だろうと思ひます。そういう加入者別にどういふような通話のおかけになっておる実態かといふのは、なかなか詳細なるものは

困難でございまして、大ざっぱに申しますと、事務用と住宅用という公社の電話料金の種類がございまして、事務用の方のほうはこれはおかけになる回数も圧倒的に多いと思ひます、その中でいいますと、市内、市外に割りますと、やはり事務用の方がやや長距離におかけになる方が多い、住宅用は比較的回数が少のうございまして近距離の方が多い、こういうのが大ざっぱな実態でございまして、もちろんこれは各人の、個人個人のいろいろな方の実態によつて大きく変わつてまいつてきておるのが実態だろう、このように考えている次第であります。

○木下委員 地域差についての一つの考え方、ちやうどこの郵便法の改正の法律案の資料の中にあります家計費に占めるいろいろなものの割合といひのがあります。これを全国を画一に見ずして地域で見ると、やはり電話料の多くなつてゐる地域もあつたりするんじゃないかと、かように考えるわけでございまして、一度その点詳しく調べて、公平を期していただきたいと思ひます。

先ほど話に出ました、深夜割引の実施を考へておられるようですけれども、単純な遠近格差の是正には役立つと考えますが、地域格差としてとらえてみますと、地域に関連したものは、夜間に通話をするように勧めていくこととなつて、本来の遠近格差は正の観点から見たときに前進とは思ひえないのでありますが、どう思われますか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

この電話料金体系が、いかなる電話料金体系が最も合理的なのかといふことにつきましては、なかなかいろいろむずかしい問題もございまして、ただいま先生からのお話もございましたとおり、原価といふのも一つの大きな要素かと思ひます。しかしながら、原価といふのは、先ほど申しましたとおりなかなか出にくい関係でございまして、結局諸外国ともどういふ考え方で通話料金を決めておるかといふことでございまして、やはりわれわれから申しますと、この電話料金を法律で相当詳細に規定しておる国はちよつと諸外国で

はございませんでして、諸外国はいろいろな案を、言つてみれば試行錯誤を繰り返して、そして国民の方の納得をされるところでおさめておるといふのが私のもの知つております関係で、諸外国の実態でございませんでして、したがって、諸外国は頻りにわたりまして電話料金を変えておる。たゞいま夜間料金のお話が出ましたけれども、夜間料金の扱い、それから、これは日曜、祝日の料金を割り引くとして、現在では法律改正を行なわねばならないというほど私どもの料金は詳細に法律で決まつておるわけですが、そういういろいろなやり方につきまして、諸外国は試行錯誤をやりまして、大体世界各國とも夜間割引というのを実施して、おる国がほとんどございまして、一段割引をしておる国もございまして、今度私どもがいたしますように、夕方それから深夜と二段割引して、おる国、そういうのもございまして、そういう点を勘案いたしまして、私どもの電話料金の今度の深夜割引というのは、将来のあるべき姿から言つて逆行する方向では少なくともないだろう、ちよつと手前みそでございませんでして、そのように考へてゐる次第でございませんでして。

なお、電話のコストにかかわる経費をいたしましては、先ほども申しましたように設備にかかわるコストが非常に大きゅうございまして、そして設備は、これは都会地におきます産業地域は昼間の十時前後が一番ピークでございまして、それに合せて設備が一つづつございまして、したがって、東京とか大阪の都心の電話局は、皆さんがお帰りになつた五時過ぎ以降はがらに電話があらいておる、逆に住宅地のところは皆さんがお帰りになつた夕方七時ごろからピークが出てくる、こういう電話のトラフィックというものは場所によつても非常にまちまちでございまして、地域によつてもたまたま先生のおっしゃつたとおり非常に異なつておるわけで、そういうものをいまのよくな一定のルールで料金として制定していく、こういうのにどういふのが一番合理的かということ、何度も申し上げるようございませんでして、結局

国民の御納得と諸外国等の例を参考に決定させていただくか、それが一番結果的にはコンセンサスの得られる料金ではないか、こういうふうに考へてゐる次第でございませんでして。

○木下委員 いずれにしましても、ほぼ税金に近いような形で徴収され、まあ公社として役立てておる料金でございませんでして、公平を、何しろ公平を期していただくということをお願い申し上げます。

いろいろとお話ししました。大臣、この遠近格差の問題につきまして、何か御決意を……

○山内國務大臣 いろいろ先生から御指摘ございませんでして、遠距離の電話料が比較的に高いことはこれは間違ひございませんでして、しかし、そのかわりというわけではございませんでして、近距離は安くなつてゐる。そこで、これはやはり是正をしなければいけないという方向だけは私は間違ひないと思つてゐる。ただ、いま直ちにということとは非常にむずかしい問題でございませんでして、徐々に時間をかけてやる一つの課題だと思つておる。さしあたりは夜間の遠距離の電話料金を安くすることによつて多少はそういう点を考慮してゐるということをお認めをいただきまして、今後の課題として十分に検討しながら徐々に訂正、是正をしてまいりたいと考へております。

○木下委員 私として重ねて最後にお願ひ申し上げますが、これは早急にできると常識としてとらへた問題は、これは早急で、現実には地域が、不当に差別されたという言ひ方は変へなければ、地域によつてはやはり不当に取られておるのじゃないかということをよく検討いただきたい、資料をつくつていただきたいと申し上げて、この問題に関する私の質問を終わらせていただきます。

次に、資料調達の問題につきまして、昨年六月の日本共同発表以後、数回の事務レベル会合が開催され、また十月三日にはアメリカにおいて大来・アスキュー会談が催されたこと聞いておりますが、その交渉経緯及び内容はどのようなものでございませんでして。

○山口説明員 お答えいたします。

昨年の六月に牛場・ストラウス共同声明が発表されて以後、七月、九月、十一月、それから本年の二月、六月、八月と計七回にわたりまして事務レベルの交渉が持たれてまいりました。なお、その間に三月と五月には日本の安川代表とアスキュー代表の会談もございまして、最近では九月と十月に、先ほど先生がおっしゃいましたように大来代表とアスキュー代表の会談も持たれております。

この七回にわたりまして事務レベルが非常に精力的に行われたわけでありませんでして、七回の前半につきましては日米双方の電気通信市場の実態、それから日本における電電公社、アメリカにおきましてAT&T、これは米国内で最大の電信電話会社でございまして、御承知のとおりでございませんでして、その両者の調達の内容、実態について相互に認識を深めてまいつてきたところでございませんでして、そういう実態認識に基づきまして、第五回目以降はこの問題の解決のために日本側から先生御承知の三段階方式というものを提案してございまして、五回、六回、七回とその提案について議論を深めてまいつてきておるところでございませんでして。

なお、十月三日、ごく最近の大来・アスキュー代表の会談内容につきましては、私も聞いておりますところでは、当初十月末にこの問題を決着すべき予定であつたところが、アメリカ側の国内事情といふことが、アスキュー代表が国内的に各方面の了解を求める時間的な余裕がないということとで十一月以降に持ち越された、このように聞いております。

○木下委員 日米両国の主張している要点及び相違点を御説明願ひたい。

○山口説明員 最も大きな相違点は、電電公社の資料調達を政府調達協定、ガットの協定に基づいて調達すべきだ、こういうふうにはアメリカ側が主張してございませんでして、私どもはこれに對しまして、電気通信設備の資料調達というのは、いわゆるガットの協定によりまして、この購入に当たつて

は原則として競争入札を採用することになつてございませんでして。電気通信設備につきましては競争入札という方法によつて調達することはきわめて不向きだ、このように考へてございませんでして、日本側、電電公社側としましては、もつと電気通信設備の購入に向く方法で調達をし、内外無差別で調達をしていくのがより適當ではないか、こういう主張をしてゐるところでございませんでして。

○木下委員 日米の主張が平行線をたどつてゐるというのはどういふ点に問題があるのですか。

○山口説明員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、アメリカ側が、電電公社の調達をすべて政府協定、ガットコードのもとに調達すべきだと言ふことと、私どもが考へまして、それはやはり向かない、どうしても電気通信設備の調達には、その調達に合った、私どもが提案してございませんでして、最も効率的な運用ができるんだ、こういうところに意見の差がございまして、この意見も、お互いに回を重ねて交渉してまいります過程では相互に理解が深まつてまいつてきておりますが、その点が最終的に妥結できない問題だと思つております。

○木下委員 大変むずかしい問題で、御苦労なさつておるようございませんでして、今後の見通しはそういう平行線のままなのではないか。どういふふうな見通しを持っておられるのでしょうか。

○山口説明員 私ども電電公社の立場からちよつと将来の見通しというものは申し上げにくいわけでありませんでして、外務省、郵政省の政府レベルでアメリカのUSFTRと交渉をされてございませんでして、私どもは助言といひませんでして、お手伝いするといふ形で実は交渉に臨んでおるわけでございませんでして、先ほど申し上げました、私どもとしては、先ほどから言つておるようによつて、電気通信設備の調達に最も向く方法を現在日本側が提案しておるわけにございませんでして、何としてもやはりアメリカ側にこの提案を理解してもらつて最終的に結論を持つ、こういうことが好ましいと思つてございませんでして。

郵政省、外務省の御指導のもとにそのような対応をしてまいりたい、このように考えております。

○木下委員 皆さんの主張は十分理解しておるつもりですが、良質で低廉な電気通信サービスを維持していくに当たり、通信機本体を含め開放された場合、どのような影響があるかと考えておられますか。

○山口説明員 電気通信設備を開放された場合ということは、電気通信設備がガットコードの中に全面適用された場合というふうな受け取ってお答えしたいと思いますが、ガットコードを適用されますと、原則として競争入札で購入することに義務づけられるわけでございますが、そうしますと、私どもの電気通信設備の購入に当たりましては電気公社がある一定の考えのもとに統一した設計法をとっておりまして、そのもとに電気通信機器は標準化をされてございます。したがって、その標準化された設備の中にいわゆる一般の競争入札で物が入ってくるということになりますと、大変に適合性とかというところで困難を生ずることは必至でございます。したがって、そういったものを避けるためには、電気公社が購入に際して提示いたします仕様書にきわめて詳細な技術内容を記述しなければならぬということになります。そうなりますと、電気公社が開発の過程で得ております技術上のノウハウ、そういったものまで記入しなければならぬことになってまいります。これはノウハウ流出の問題で、電気公社が共同開発しておりますメーカーがございしますが、そういったメーカーも開発過程でいろいろなノウハウを得るわけでございますが、そういうものも全部第三者に開示しなければいけない、こういう問題がございまして、メーカー側から見れば、せっかく電気公社に協力をしたものが全部漏れてしまうというようなこともございしますので、そういうものが一点ございします。

それから、御承知のように電気公社の設備は私ども非常に高い品質と信頼性を要求しておりますので、その信頼性と品質を確保するためにはメーカーの製造設備の内容まである程度調査いたしまして、私どもが要求しております品質がつくり得るのかというふうなことで製造工程までチェックをいたしております。これが競争入札になりますと、そういった事前のチェックまで工場に立ち入って調査することは恐らくできないだろう、こういうふうな考えております。

さらに、電気通信設備は大変に耐用年数を長くとしてございまして、交換機等でございますと約二十年近い耐用寿命がございします。その間に部品の取りかえなり、あるいは増設のために装置を購入するわけでありますが、そういったものに対して、やはり長期間に電気公社に供給をしてくれる製造会社でなければ困るわけでございます。

こういったことがございしますし、さらに設備を供給する製造業者側から見ますと、競争入札によって物を買いますと一番安いところに落札するわけでありますけれども、そうしますと、電気公社の設備というものはおおむねきわめて特殊といえますか、汎用性があまりございせんので、そういった製造設備をつくっております製造業者にとりましては一年に一遍売り込めるか、あるいはそうかわからないようなことになりまして、製造業者から見ますと、生産が平準化されて、安定した供給をするということの方がむしろコストを下げるということになるわけであります。そういう点から見ても、競争入札は不向きだろう、こういうふうなことがございまして、私どもは、電気通信設備の購入につきましては、私どもがとっておりますいわゆるゆるい随意契約的なものが最も効果的な購入ができると思っております。

なお、この私どもの考え方は電気公社だけの考え方ではございません。先進諸国、E.C諸国の電気通信事業体も同じような資材の購入方法をとっておりますし、当のアメリカにおきましては、A.T.&Tの調達方法というものは、若干日本と、電気公社と違いますけれども、いわゆるガットコードで言っておる競争入札というのとは違っておらないうところでございます。

○木下委員 この電気資材調達問題につきまして郵政の当局も大変御努力なさっておりますようでございますが、郵政大臣、この問題につきましての御所見と今後の決意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

○山内国務大臣 私が就任してからたくさんいろいろ問題がございしましたけれども、その中でも重要な問題の一つでございます。公衆電気通信設備というものは時間をかけて研究しながら開発して、それを実際にいま電気公社で使っているものでございます。したがって、アメリカの言っているのは、ガットの精神に沿って、日本が調達をする公衆電気通信設備全部を要するに一般公開入札をしないといふのがアメリカの主張でございます。これは電気設備に限りません、政府が調達するものは全部についてそうやらない——ところが、いま電気公社から説明がございましたように、いまの電気通信設備の中核部までそういうことをやるわけにはいかない。したがって、できるものは一般公開入札としていわゆる政府調達の協定の枠の中に入れますけれども、これはなかなか入れるわけにはいかないという理由を十分に述べているという段階でございます。そこで、アメリカでも大分理解を示しておりますし、ガットによる一般公開入札といっても、この電気通信設備については弾力性を持っているんだよ、こういうような言い方をしておりますので、大分いま歩み寄っているという段階だと私は考えております。また、これは大来政府代表にお願いをしておりますので、アスキー・通商代表とは、新聞によりまして今月の末ごろまた日本でお会いになる、こういう話でございしますので、よくお願いをして、円満に解決することを心から希望しているものでございます。

○木下委員 ありがとうございます。

次に、最近新聞報道等で特殊法人を対象として剰余金吸い上げ制度が発表されておりますが、公社に対して大蔵省及び行管庁から何かこういう話があったのをごいまいしょうか。

○岩下説明員 お答えいたします。

大蔵省におきましては、国の財政再建を課題といたしまして、電気公社も含めまして、歳入歳出のいわゆる全般的な見直しをしておるということ、私は私どもも聞いておりますが、具体的なまとまった話は公式には全くございせん。なお、行政管理庁からもそういった形での特段の話は、公式な形ではまだございせん。

○木下委員 話は直接にないということでございますが、いろいろな考え方が取りざたされております中で、公社は良質の電気通信サービスを供給していくことを目的として、受益者負担及び独立採算制を基本として設立されておる公共企業体であると考えておりますが、このような公社の立場から見て、納付金制度をどのように考えておられますでしょうか。

○岩下説明員 お答えいたします。

基本的に、先生おっしゃいましたように、電気通信サービスのいわば安くてよいものを提供するということが公社の使命でございますので、そういった点から考えますと、現在の公社事業の基本的な点からいいますと、現在の公社事業の基本的な点は採算制を基本とした公企業としての公社の性格またその沿革等から考えまして、もしこの収支差額ないしは利益金を対象に国庫に納付するということでございますと、基本的にこれはなじまないものというふうな考えているわけでございます。

受益者負担の問題としましては、一つには、通信設備は利用者の拠出によってでき上がったものが約八割でございます。現在固定資産が約八兆円、五十四年度末でございますけれども、それに見合ういはば資本構成の方から見ますと、加入者引き受けの債券が約三兆円、それから過去公社発足以来二十七年間の累積の収支差額、これが約一兆三千億円、また、加入の際に御負担いただきました設備料、これは現在単独電話で八万円でございますけれども、これまた二十七年間の累積額が約一兆八千億でございます。合わせまして六兆一千億

円のものを受益者提出としてお客様からいただいております。これが固定資産の八兆円に對しまして約八割に相当するということでございますので、こういった設備をいとお預かりしまして、効率的に運用して、安くてよいサービスを提供するということが公社の使命でございますので、こういったところから生まれます収支差額、これを国庫に納付をするということは、そういった受益者負担の制度から見ましてなじまないのではないかと、かように考えております。

また、もし赤字が出ますれば料金改定をお願いしまして利用者の御負担でそれをカバーする、と同時に、黒字が出ました場合にはこれを利用者の方いろいろな形でお返しをする、これが受益者負担の趣旨であらうかと思っておりますけれども、そういった考えから、従来もこの収支差額につきましては、予算の形でいわゆる建設改良投資の財源のための必要資金として織り込みまして、国会の御承認もいただきながらこれを実施をまいりましたわけでございます。ことしの十一月二十七日から実施をいたします夜間料金の値下げ、これは年間約一千三百億円の減収になるわけでございまして、これを実施します趣旨も同様なことでございます。したがって、そういった趣旨から考えましても、収支差額の国庫納付というものは利用者の御期待に沿わないということになるのではないだろうか、かように考えておるわけでございます。

また、経営の側からしましても、いわゆる独立採算制という趣旨、これは電電公社が発足した際の公企体としての制度の柱になっているわけでございますが、こういったものにもひびが入りかねないという問題もございまして、

と同時に、現実の財務状況から考えましても、現在のところ比較的好調な収支状況でございますけれども、五十五年度予算では約二千七百億円の収支差額が、来年度はこれが半減いたしまして一千四百億円と減るわけでございます。さらにまた、恐らく収入の伸びを上回った形でこれから経費の

増加も懸念をされる折から、収支の傾向も経年的には悪化をしまっているということが現在懸念されております。かたがた、資金的に見ましても、五十八年度以降は債務償還のための資金を六千数百億円必要とする。これは昭和四十八年、九十九年、三百万を超えます大量の電話の架設を行いました。際に加算引受債券が同時に大量に発行されたわけでございまして、この満期が十年でございまして、ちょうどその満期の到来が五十八年、九十九年ころピークがやってくる。そんな点から考えまして、収支面また資金面から考えまして、公社の財政的な余力も国庫にお納めするというだけの余力に乏しいという問題がございまして、

結論的に申し上げまして、これからのいわゆる情報化社会に今後とも公社もその一翼を担いまして貢献をしまいたいと考えておりますけれども、そのためには現在の公社制度の柱でございましてこの独立採算制というものを基礎として、情報化社会の発展にも公社なりの貢献をしていく一つの礎としたい、このように考えております。○木下委員 公社の収支差額というのは、どのような性格のものとなっておるのでございませうか。一般企業の利益と違ふとは考えておりますが、どうとらえておられますか。

○岩下説明員 電電公社の収支差額は、さつきもちよつと触れましたけれども、一般企業のいわゆる利益金とは基本的性格を異にしておりまして、たとえば新規サービスあるいは新技術の実用化ですとか、あるいは加入区域の拡大ですとか、また防災計画とか、こういった形でいわゆる現在の加入者へのサービスの改良のための設備投資の必要資金としても使われておる。しかも、それが民間企業のように、決算をしまして年度末に幾ら幾らというふうなことはなしに、予算の段階からある一定の金額をその必要資金として盛り込むということがございまして、と同時に、民間会社の利益金のように、たとえば株主への配当でございまして、ないしは役員賞与といった形で社外への流出は全くございませんで、すべてが加入者のための何らかのお

役に立つ形で使われておる、そういう点におきまして民間企業の利益金と根本的に性格を異にする、かように考えております。

○木下委員 加入電話はもうすでに一般に広く行き渡ったと思われまますが、今後の電気通信サービスはどのような方向に発展していくのか、また、そのための投資に必要な資金はどうやって調達するおつもりなのか、お聞かせ願いたい。

○長田説明員 お答えいたします。いま先生御指摘のとおり、電話は、現在加入電話は完全に積滞が解消しておりますし、それから全国の電話も自動化あるいは自即化という目標が達成されております。しかし、今後公社は、いま申し込めばすぐつく電話という状態を、それからどこへでもすぐつながる電話という状態を、維持をするという大きな問題がございまして、すでに架設されました電話加入者に故障の少ない良好なサービスを提供していきましますとともに、情報化社会が非常に進展をしておりますので、それに寄与するための電信電話以外の新しい電気通信サービスというものにつきましても、今後その開発、拡充に積極的な努めていく必要があるというふうな考えております。

ちよつと具体的にサービス面と設備面について一応御説明をさせていただきますと、まずサービス面でございますが、電話が広く行き渡りましたと申しましても、現在やはり毎年百万加入を超えます新規の電話の申し込みがございまして、さらに、毎年約二百万を超えます電話の移転というものがございまして、これらのものに對しましてすぐに対応されるように所要の基礎設備を拡充していくということとは、やはりこれは相当大きな投資を要する問題でございまして、

それから同じく、加入者が通話として御利用いただくということで、通話の利用増というものの毎年数%というオーダーで実はございまして、このための設備というものが当然必要でございまして、また、信頼性の高い通信網設備を拡充して、すぐつながる電話ということを持続していく必要があるわけでございます。

それから、次の問題といたしましては、非常に電話サービスの多様化ということがございまして、さらには現在非常に移動通信サービスという新しいサービスの充実にも努めますし、こういった電話サービスの問題のほかに、情報化時代の進展に伴いまして、よく非電話系のサービスといたしまして申し上げておりますが、非電話系サービスの基本サービスと考えられますようなたとえば新データ網サービス、私どもDDXという略称を使っておりますが、あるいは加入ファクシミリ通信サービスというような、新しいこういうネットワークの非電話系サービスを早期に全国的に拡大をしていかなければならないという問題がございまして、

このほか、過疎地のサービス回線、福祉対策電話の開発普及、さらには最近非常に東海地震等の問題がございまして、こういった防災対策の推進、こういったような問題にも努めていく必要がございまして、またこれらの計画を推進するためには、当然技術開発、研究開発にも相当建設投資が必要であるというふうな考えております。

以上サービス面の問題でございまして、設備面につきましましては、現在三千八百万を超えます既設の加入者がございまして、これに對して非常に故障の少ない良好な電話サービスを維持するというためには、老朽、劣化をいたしましてまいります通信設備を逐次適切に整理、取りかえをしていく必要があるわけでございまして、大体通信設備の寿命というものは、平均しますと十数年くらいに当たっておりますが、たまたま昭和四十年代の初めぐらから急激に投資してまいりました設備も、相当老朽をきてきているものがばつぱつ出てきていて、こういったような時期でございまして、このための取りかえ投資というものが非常にふえてくる時期にこれからちよつと当たっているところでございまして、その整備に当たりましては、電話網をさらに経済化を図っていく、あるいは非電話系のサービスにも適合できるというふうなことで、非常に

通信網のデジタル化を推進をしていかなければならぬ、こういうふうな考えております。

以上のことを展開いたしますと、建設投資額というものは今後逐次増加するのではないかと、いうふうに現在考えております。そのためにこの建設投資に必要な資金を確保いたしますためには、当然いまま先生御指摘ございました収支差額あるいは減価償却の引当金、こういうものの等のいわゆる内部資金によりましてまず調達をするわけでございしますが、当然これでは足りません。足りない分につきましては、加入者債あるいは財政投融資等に加えて、さらに従来からも公募特別債というふうな、あるいは外債を発行するというようなところで資金の調達をやつてまいつたわけでございしますが、五十七年度末には一応この拡充法も期限が切れるという問題がございします。したがって、今後とも一層資金調達面での努力を進めなければならぬということ、それから今後の資金調達についても総合的な検討をこれからさらに進めていかなければならない時期に來ているというふうに考えております。

○木下委員 時間も参りましたので、最後にこの問題につきまして大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○山内閣務大臣 九月十二日の閣議の際に行政管理局長官から、特殊法人の経営状態についていろいろ調査をしたい、その目的は国の歳入増加を図るための所要の措置を推進する、これだけの要請がございまして、電電公社の名前も出ておりませんし、その後行政管理局長官からどういふふうにしたいのだという話もございしません。したがって、この場所において郵政省の考えはどうだと聞かれましたも、ちよつとその時期が早いのか、じやないか、こういうことできようは意見を述べることが差し控えますけれども、それが出ましたときにはまた郵政省の意見を申し上げます。

○佐藤委員長 木下敬之助君の質疑は終了いたしました。

藤原ひろ子さん。

○藤原委員 大臣は本日の委員会の冒頭で郵政行政に対するお考えをお述べになつたわけでございしますが、まず第一番に触れられましたのは綱紀の問題についてでございました。私は最初にこの点についてお尋ねをしたと思うわけでございします。

昨年の十月に発覚いたしました公共通信機関国際電報株式会社、KDDの汚職事件は、不正、腐敗、そのでたらめさとその規模におきましていままでも他に例を見ないというほどの物すこいものでございしました。私も衆議院、参議院の通信委員会において、あるいは決算委員会や予算委員会におきまして、再三にわたつてこの問題を取り上げて事件の解明に当たつてまいりました。

それと同時に、この事件で政治家がどのようにかかわつていたのか、この点につきましても国民の皆さん方が大変な関心を持たれたわけでございします。さきの通常国会におきましては、警察庁の刑事局長の方から、KDDから贈答を受けた政治家が百十九名だといふふうに表示されたことは、国民の政治に対する信頼を失墜した、こういうふうに申ししましてもいいと思うわけでございしますが、この問題につきましても、私は次に来るであります。KDD法の改正の提案のときに改めて触れていきたいと思ひますけれども、きょうどうしても明らかにしておきたいと考えますのは次の点でございします。

大臣が「郵政行政にとつては、何よりも綱紀の厳格な保持と行政の厳正忠実な執行が肝要」である、こうおっしゃつておられる点なんです。この点が本當に厳正に行われるのかどうかという問題です。これがまた国民の一番注目している点だといふふうに思われるわけです。大臣は先ほど同僚議員の質問に対して、何よりも国民の信頼の回復を願うんだ、こういうふうにおっしゃつたわけですが、

けれども、今日の時点では国民はまだ郵政省の幹部の皆さんの言動について信用しているといふふうには理解をされないわけですね。

それはなぜかと申しますと、この事件が表面化いたしましたから、幹部職員の方々がこれに關与している、こういう疑いが持たれ始められたところに、郵政省はみずから自分たちの手で關係職員を調べるんだ、こう言つて調査を開始されたわけですね。その結果を委員会にも御発表になつたわけですね。そのときの発表は、關与している者はいないんだ、こういうのが幹部の方々の、そして大臣の御答弁また小山元官房長、必死でこゝういふ答弁をなさつたのを私ははつきり覚えていゐるわけなんです。しかし事實はどうだったか。事實はそうではなくて、幹部職員の中から二名の逮捕者が出てくる、とんでもないことです。そして、そのほかにも多くの幹部が多かれ少なかれ接待を受けた贈り物をもらつたり、こういうことをしていたのも事實だったわけですね。ウイスキー一本、鉛筆一本に至つても、本當はそんなものは国家公務員である以上もらうべきでない。年末に差し入れがあつたなど、これはささいなものだなどと言わなければかりの発表があつたわけですが、私は全くけしからぬことだといふ理解をしておりましたし、そういう贈り物をもらつていたといふのは事實だったわけですね。

私は、郵政省がこれらの問題についてどのような省内でけじめをつけておられるのか、つけられたのか、いまだにはつきりしたことは聞いていないわけですね。大臣、過去にそのように悪事はあつた、あつたけれどもそれは前の大臣の時代のことでは私は關与してないんだ、こういうことではおかまりをして、とにかくこれから綱紀の厳正に努めますから前のことは水に流してくださいなどというふうな態度では国民の信頼を回復することはできない。事實は事實で明らかにし、悪い事は悪かった、国民にもごめんなさい、ちゃんと謝るべきは謝り、正すべきは正すということが国民の信頼を回復する唯一の道だと思ひますが、この省

内のけじめについてどのように今日つけておられるのか、その点についてはつきりしていただきたいと思ひます。

○奥田政府委員 ただいま御指摘のように、昨秋省内に綱紀点検委員会を設置いたしましたので、所要の調査を行いました。その結果、すでに御報告を申し上げておりますとおり、KDDから接待を受けた件数十六件、贈答を受けた者約二十二、三名、海外出張のみやげを受けた者七名というようないふ事實が判明いたしました。これらにつきましても、調査の結果いづれも社会的儀礼の範囲内と認められたわけでございします。その後、定期人事異動期を迎え、新たな業務の執行体制をしくに当たりましてさらに点検をいたしましたところ、一部に社会的儀礼を超える接待や贈答があつたことが認められましたので、六月二十三日に、指導監督の立場にある者を含み、關係者七名に対し厳正な処分を行い、責任の所在を明確にした次第でございします。

○藤原委員 この問題はきようは突つ込んでやろうとは思つておりませんので、いまのはさらに次の機会に譲つていきたいといふふうに思つております。

次に、来年一九八一年、これが一九七六年の第三十一年国連総会で決議をされました国際障害者年、この年に当たるわけですね。この国際障害者年の目的を見ますと、障害を持つすべての人々の社会への全面参加と平等、そういうことを実現するために各国の政府や自治体、民間団体、すべての国民が積極的な行動に立ち上がり、障害者の生活と権利を守る国際的、国内的運動の新たな出発点にしよう、こういうものでございします。したがって、国際障害者年をわが国で取り組むに当たりますけれども、重要だと思ひますことは、単なる集会であるとか記念行事のものに終わるのではなくて、この国連の障害者年の訴えを眞正面から受けとめて具体的な施策が講じられなければならない、こういうふうな思ひます。

今日、政府の調査を見ましても障害者は百八十

万人を超えております。こういう人たちの生活水準あるいは社会生活への参加、仕事や教育や福祉など、どれ一つとってみても個人の尊厳にふさわしい処遇がなされておられません。社会への全面参加と平等というようなことは、まだまだきわめて不十分であるわけです。このことは、郵政行政の分野においても同様だと思います。だからこそ、きょう大臣のお考えに述べられました、この二ページにありますように、今後の郵政行政の運営に当たっては云々というところで、最後に「国民の福祉の増進に寄与してまいりたい」というふうにおっしゃったんだと私は理解をしたわけでございます。

情報化社会と言われている今日ですけれども、多くの障害者が情報であるとか通信というものの面からも、社会への参加ということはいまだ大変困難になっているわけですね。大臣は、国際障害者年にとり取り組むというおつもりできょうのお考えを述べられたのか、その基本的な姿勢をまずお伺いしてみたいと思います。

○山内閣務大臣 国際障害者年が来年でございますけれども、いま情報化社会でございますして、電気通信、テレビ、ラジオ、どんどん進展をいたしていることは御承知のとおりでございます。普通の人はそれで非常に恩恵をこう受けておりますけれども、視覚、聴覚、言語障害のおありになる方々にもできるだけひとつその文化を享受していただくように、いろいろと郵政省においても従来からやっておりますけれども、さらに来年の国際障害者年についてやっていきたいと考えているわけでございます。

いま点字の郵便料を無料にいたしている、これも一つのあれかと思えますけれども、いま一番お困りになっているのは電話じゃないかと思うのです。電話が非常に便利になりましたので、聴覚が不十分の方についてどういふ程度のことをやっているかといいますと、電話機を改良いたしております。耳の聞こえにくい方には、ボタンを押せばそこで声が大きく聞こえるような装置もいたして

おるわけでございます。また、鼓膜が破れて普通聞こえない方には、内耳さえ残っておれば耳の後ろの骨に受話器を当てますと声が聞こえるようになってくる。それから、寝たきり老人の方には、ダイヤルを回すのが御不自由でございますので、ボタンを一つ押すことによって病院なりあるいは親戚の方、御兄弟の方などに電話が通ずるような施設をやっている。また、盲人の方には、ダイヤルに特別なマークをつけて、手探りでも電話番号さえわかれば相手に通ずるような電話機も改良されているわけでございます。これはほんの一例でございますけれども、そのほか郵便局の施設の改良の問題、改造の問題、こういう点についてさらに逐次やってまいりたいと考えておるわけでございます。

○藤原委員 それでは、国際障害者年を来年に控えまして、郵政省、電電公社、NHK、個々にそれぞれの施策につきましまして具体的に御意見を伺いたいと思います。

まず郵政省にお尋ねをしたいと思います。先日郵政省の説明によりますと、政府の推進本部の決定に基づいて、いま大臣もおっしゃった電話機器の開発なども含めて、あるいは局舎の改善、ロビー、スロープ化、トイレ、こういうものを車いすなどでも入れるようにするとか、記念切手の発行、現行の点字郵便物の無料化、こういうことなど障害者に向けての九つの対策を充実させていくんだという御説明があったわけですね。私はこうした現行の施策の実態を見まして障害者の方々の御意見を聞いてきたわけですが、いままさにでも改善が可能なものが幾つかあるわけですね。そういつたことは膨大な予算がかかるわけではなく、本当に待ち望んでおられるというふうなものもはせひとも直ちにでも実現をさせていただきたいと思うわけなんです。その一つは、郵政省が毎年四月に、身体障害者福祉運動運動ということにちなんで大変いいことをしておられるのですね。それは「青い鳥のはがき」というのを発行されているわけですね。今年度の場合には三千万枚のはがきを発行さ

れていまして、障害者からの申し出によって一人について二十枚のはがきを無料で配るということをやっておられるわけですね。お聞きしますと、十六万四千人の障害者に無料で配ったということなんですけれども、これはどういう目的で、またどういふ方法でそれを配っておられるのかという点をお答えいただきたい。九つの施策につきましまして先日もう聞きましたので結構でございますが、「青い鳥のはがき」を何の目的で、どういふうに配っておられるかだけについてお答えいただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 「青い鳥のはがき」は昭和五十五年から身障者に、いま先生おっしゃったように一人二十枚ずつ無償で交付をされているわけでございます。これは郵政省の立場で身障者のための施策を講じたいということで始めたものでございまして、現在の配付のやり方といたしましては、本人の申し出あるいは代理人の申し出、そして郵便による申し出、こういったもので全国の約一万八千の郵便局でその申し出を待ちまして配付をいたしておるといふことに相なっております次第でございます。

○藤原委員 障害者の皆さんは情報伝達的手段におきましてもさまざまな困難があるわけですね。少しでも郵便を利用していただけるようにするといふのは大変いいことだと私は思うのです。また事業促進の意味からも大切なお客様だといふふうに思われるわけですね。ところが、この制度、「青い鳥のはがき」の京都での実態なんですけれども、中京局の地域にはいま九百六十六名の重度の身障者がおられるわけですね。皆対象者なんですけれども、この方に「青い鳥のはがき」が渡ったといふのは百五十人分なんです。一六％です。京都の中郵では千八百八十六名おられるのですが、二百七十八人、つまり一四％、これだけにしか配られていないわけですね。この理由は、私も考えてみたんですが、いま局長さんと言われたように本人あるいは代理人の申し出、郵便でもいいということですが、障害者手帳を持った人が取りに行くといふのが大

変困難なんです。そういうためにこの普及に大変無理があるというわけなんです。郵便局へ車いすで行ったって入れないじゃないか、あの段々をどうして上がるんだ、表から、もらいに来ました、申し込みに来ましたとどなたかたって聞こえないじゃないか、あるいはもし入ったとしても、聾啞者は手話でなければ通じないのに郵便局に手話が通じる人がいるのか、そういう声があるとか、代理人の人が身障者手帳を持っていけば、それはいつもは身障者手帳を持っていないからならないというものであるのに、それを人に預けるといふのは大変困難なんだ。実態、生の声を聞きますとこういう声があるわけなんです。ですから、せっかくいいことをやられているのですから、たとえば福祉事務所ですね、いま私が調べたのは福祉事務所調べた。重度障害者が何人いるというのはいちやんとつかんでいるわけですね。だからこへ送る、あるいは持っている。そしてここから民生委員さんであるとか市政協力員さんであるとか、いろいろそういう方がしつこく配っておられるものがあるわけですね、そういう方を通じて、たとえば京都では障害者相談員という方々も置かれているわけですから、こういう人にお願いをし、すべての障害者に行き渡るような配慮をすべきだ、こういうふうには私は考えるわけです。たとえば京都では市バスの老人バスというのがありますが、これは民生委員さんが一軒一軒配られるわけですね。どんなにお年寄りが喜んでおられるか。涙を流して喜んでおられる。自分は使えない人でも、なるほどこのように老人を大切にしてくださるというその心が通じるわけです。青い鳥のこれも、せっかくなので、いま目的では郵政省の立場で障害者への施策を講じたいと言われるならば、施策に魂を入れ、血を通わせてこそ初めてその施策が生きてくる、私はこういうふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○魚津政府委員 現在の身障者の「青い鳥のはがき」の配付の実態を全国的に申してみますと、対象者がおおよそ三千万九千人でございます。そ

して配付率がおおよそ五〇％。先ほど先生、京都の場合一六％というお話でございましたが、全国的に申し上げますとおおよそ五〇％。しかしながらそれでも半分しか配付を受けてないじゃないかという問題を踏まえてたまたま御提言をなさったわけでございます。私たち、その御提言に初めから反対するということではないわけですが、二、三の問題意識を持っていくわけでございます。

その一つは、身障者の意向を確かめないままに一方的に先生がおっしゃる身障者名簿によりまして配付をするのは身障者自身の御意向にそぐわないというような意見を申す方が少なからずいらっしゃるわけでございます。その点が一つござい

ます。それから、この名簿は法律的には福祉事務所が備えつける義務として現在まだ確立されてないわけでございます。備えつけのあるところ、ないところがあるというふうに私たち認識をしております。

それから、仮に名簿を備えつけておりましたが、郵便局でそれを借りるということについては、また身障者自身のいわゆるプライバシーの観点から直ちに迎えてくれるかどうかという不安なあれこれございまして、決して配付率を高めて制度的な趣旨を本当に生かすという姿勢に欠けるという気持ちではないわけでございますが、そういう点がありますので、いたがなものといたしまして、今後の方向といたしましては、施策をPRするという点に私たち一層検討を加えまして、その趣旨が生かされるように、生活に定着するようにいたしたい、こういうふうに思っております。

○藤原委員 PRもよいと思います。しかし、結果的にいまの答弁は施策に魂を入れるという立場ではないと思います。身障者の意向を確かめないでとおっしゃる。それでは確かめたことがあるのかどうか。確かめもしないでにおいて、意向も確かめないでそぐわないというようなことは、それはただけでない。名簿につきましても、名簿を郵政

省が借りよなどと言っておりません。福祉事務所に札を尽くしてお願ひし、おついでに配っていただけないでしようかといううなことは当然でございまして、ことごとく思うわけですね。ぜひとも御検討いただきたいと思ひます。

次に、車いすで自分の手でポストに手紙を入れたい、こういう要求があるのですが、障害者を持つ人のために局舎の改善を進めていくなどという施策もこれはいいことだし、当然のことだと思ひます。同時に、自分の手で車いすに乗ったまま手紙を入れたいのだといううなことで、これはポストを低くすればできるわけですね。ですから、この際、障害者年に当たって、低いポストもあ

りますけれども、局長さんあたりに聞いてみますと、障害者用に低くしてあるのでは多分ないでしようというお答えだったわけですね。いずれにせよ、せっかく低くするならば車いすでも入れられる、そういうところも勘案をしたポストをつけていただきたい、これはいかがでしょうか。

○魚津政府委員 現在の郵便ポストの差し入り口、ポストに入れるその差し入り口の高さは、いろいろポストには種類がございまして、一番高いのが地上から二メートル三十三センチでございまして、したがって、私も昨今いろいろと身障者への思いやりのある施策といううなことを当然考えているわけでございます。その一メートル三十三センチが、車いす等を利用なさる方に果たして御不便をかけているかどうか、実際にも私も検討したわけでございまして、私どもの結論といたしまして、一番高い一メートル三十三センチのポストであつても、身障者の方の御利用には不便がないといううな判断をしていくわけでございます。ただ、具体的に設置をされているポスト、これは全国でおおよそ十四万本余りございまして、そういう具体的な事情の中では、地況の変化、道路事情の変化といううなことで個別的にお直しをするといううなことがあろうかと思ひますけれども、そういうものは個別的な対策といううなことで、今後絶えず目を配って対処してまいりたい、こういうう

うに思う次第でございます。

○藤原委員 いま一番高いものでも、障害者が車いすに乗ってポストに入れるのに不便はないとおっしゃったわけですが、私のところへは不便だという投書が来たから、こうして質問を申し上げているわけですね。だから、そういう一方の見解で断言をされるといううなこともなく、もっと調査もするし、個別的要望もあればその立場に立つといううなことが大変大切なのではないかと私は思ひますので、いまの答弁に対して御注意を申し上げます。

次に、電電公社にお尋ねをいたしたいと思ひます。同じように、その投書の中で車いすでかけられる公衆電話の設置をしてほしいという要望があつたわけですね。調べましたところ、車いす用の公衆電話ボックスの設置というものは、いま全国で百六カ所についている。しかし公衆電話は全国八十五万台あるわけですね。八十五万の中で百六、近畿郵政局管内では、この間委員派遣で行つて表をいたしたときに調べたのですが、十五万九千台の公衆電話がある。そこに車いすでかけられる公衆電話は八カ所しかない。京都には一つもないわけですね。私は、市役所であるとか公会堂であるとか駅であるとか、あるいは障害者の施設、病院、こういう公共の場所、ここにぜひ優先的に、車いすでもかけられるという、ボックス型でもキャビネット型でもいいわけですねけれども、そういうものを設置すべきだといううな思ひますが、その用意があるでしょうか。

○稲見説明員 お答えを申し上げます。

先生いまお話しのように、車いすのままで使つていただける公衆電話というものは大きく分けて二種類ございまして、一つはボックス型と言つておるものでございまして、もう一つの種類が、たゞいまお話しのようにキャビネットあるいは置き台のようなものにつけまうところの、言うならば小型の公衆電話、この二つでございます。第一の方のボックス型につきましては、たゞいまお話しがございまして、五十四年度末現在で百六カ所程

度でございます。その後も増設を続けておりますので、現在では百二十ぐらゐまで来ておるかと思つておりますが、昨年度末では百六といううなことでございまして、私どもも確かにこれは少ないといううな認識をしております。このボックス式のものにつきましては、問題は最も適当な場所を選定し確保するといううなことでございまして、これにつきましても、福祉行政関係に造詣の深い関係の行政当局であるとかあるいは関係の団体、こういうところからの御要望も篤と承りまして、かつまた、御案内のとおり、これは道路管理者あるいは公園等の施設の管理者の御協力をいただけないればどうにもならないという問題もございまして、そういう向きと十分連携をとりまして、今後さらにボックス型の、車いすのままで使える公衆電話について増設を進めてまいりたい、こういううな考えをしております。

それから、もう一種類のキャビネット型あるいは置き台型と申しますが、これは青電話も黄色電話もあり、赤電話もあるわけでございますが、車いすのまま使えるように高さを調整いたしましたものが五十四年度末現在、全国で約二千四百ぐらゐ別にご覧いただけます。ちょっと申し添えておきたいと思ひます。

○藤原委員 それでは、御要望があればぜひ設置をしていただき、促進をしていただきたいと思ひます。

私がいまここにお持ちしましたのは、盲人用のダイヤル盤です。これは電話局へ行けばただでございまして、非常にモダンなものですけれども、しかしその普及ですね。視力障害者が三十三万六千人、これだけおられるのですけれども、公衆電話で一万七千個ついております。一般で六万個というのが電電公社のお答えだったわけですが、こんないいものをただでつけてくださるんですから、私も一生懸命普及しようと思つて視力障害者の方に聞いたら、いや、そんなものがあるといううなことはいままで知らなかった、よく言ってくれた

と喜ばれたわけですが、とにかく知らなかつたという状態が大変問題だ。京都で船岡寮という盲人の老人ホームがあるんですね。ここには一体公衆電話についているかどうかこの間見に行きましたら、ついておりました。ところが、これがついていても何かわからないわけですね、余りにモダンですから。これを普及しようと思つたら、これは何なのか、盲人は字で書いたって読めないじゃないかと言つても、それは普通家族の方がかけるし、目の見える方もかけられるわけですから、これはいかなるもので、どこへどうしたらただでもらえるのかというふうな説明をつけたらどうだろうかということをおぼろげに思つたわけなんです。

同時に、こういったダイヤル盤というのは邪魔にならないわけですし、公共施設に置かれて公衆電話、こういうところへ積極的に、申し込んだり取りに来なくてもつけて回つてやるくらい親切が要る。跳より始めよ、まず国会の中にあるいは国会の周辺、こういうところにも電電公社はおつけになったらどうかというふうに思つたわけですが、ぜひこの普及方をお願いしたい。いかがでしょうか。

○稲見説明員 お答え申し上げます。

先生からただいま最初におほめをいただきましたが、このダイヤル盤は、当初私どもの方でアタッチメントとして用意をいたしましたときに、盲人の関係の方々からいろいろ御意見をちょうだいいたしました。おほめにあずかりまして採用に踏み切つたというふうな経過がございます。

それから、施設されておる数につきましては、いまお話しのとおりであります。実態としては、いまと多く、十万を超える程度に達しておるのではないかと思います。定かにつかんでおりませんが、七万以上ということをお答え申し上げておきたいと思ひます。

それで、これの公衆電話等への普及の問題でございますが、おっしゃるとおり、私も現在の設置の状況で必ずしも十分とは考えておりません。

で、今後とも関係の団体の方々等からの御意見も承りながら、適切なところへは増設の努力というものをしてまいりたいというふうに思つております。

それから、御指摘のように、関係の方々へ盲人用ダイヤル盤という便利なものがあるということについての周知がいささか不十分という不徹底ではないかという点でございます。これは私も残念に思つております。今後、全国的にも、たとえば電話帳でありますとか、そのほか、電話のユーザーさんと申しますかお客様の方へいろいろ電話局として御案内をする機会もございます。そういう機会を活用いたしまして、一般の方々にもこの盲人用のダイヤル盤の存在というものについて周知を図るというふうになしたいと思ひます。

それから、実は盲人用の電話帳というのが今日かなり不備でございます。これにつきましても、私も、国際障害者年ということも一応念頭に置きまして、何とか全国的にももう少し充実を図つていきたいという考えを持っております。で、そういう盲人の方々のための電話帳というものを出すような際には、この中にも御案内を申し上げたいというふうに考えております。

○藤原委員 それから、難聴者向けのシルバーホン「めいりょう」ですね、こういったものもいろいろ工夫して開発しておられるわけですね。五十二年十二月に設置を開始されて四年になるわけですが、全国八十五万台の公衆電話のうち、設置されているのは二万五千五百台。これは五十四年度末までです。ですから、障害者の施設には優先的にこういった「めいりょう」などもつけられたいらうか。先日参りました聴言センターには、公衆電話に「めいりょう」がついておりました。

先ほど同僚委員の質問に対して、加入電話は申し込めばすぐにつく電話というふうにしてほしいとおっしゃつておりましたが、要望してもなかなかつかかなかつた、非常に時間がかつたということへ私は見に行つたわけですが、実際についていたからよかつたものの、申し込めばすぐにでもつく電話というようにしていけばどうだろうか。そのためには機器を製造しなかつたらだめなんです。から、そういう用意があるのかどうかという点も含めて促進方をお願いしたい。いかがでしょうか。

○稲見説明員 お答えを申し上げます。

シルバーホン「めいりょう」とわれわれ愛称で呼んでおりますけれども、これにつきましても公衆電話への普及も鋭意努力をしております。近年では大体年間七百万所、明年度あたりは八百カ所ぐらゐを予定したいと考えておまして、逐年増設を図つておるところでございます。ただ、一体八十五万あるいは九十万という公衆電話の中でどの程度までシルバーホン「めいりょう」をつけたいかといふことは今日定かには決めかねるわけでございますが、現在の二千数百で十分とは決して考えておりません。お話のように、利用機会が多いと一般的に認められるような場所につきましては、今後もさらに増設に努めて福祉に寄与をしてまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○藤原委員 それでは、NHKにお尋ねをしたいと思ひます。

通信委員会におきまして私も過去二回ほど、手話通訳などを入れたらどうかというふうな質問もさせていただいたわけですね。そういったものも含めて、手話通訳だけでは不十分だというふうな点で「聴力障害者の時間」という隔週の定期番組をNHKがつくつておられるわけですが、これ、これあたり大変いいことをしていただいているわけですね、この際もつと回数をやすとか、障害者の意見も取り入れて一層の充実を図つていただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○田中参考人 お答え申し上げます。

われわれのところ、いま先生御指摘のように五十二年度から「聴力障害者の時間」というのを設けました。それから約三年たちまして、その間放送時間もふやしたり、あるいは利用者の皆さん方の見やすい時間ということで現在では日曜日の午後六時四十分から七時までのところを使つて放送

しております。

それで、御指摘の手話通訳について、この番組の中で全面的に——普通の番組でありましたら、小さい画面を割りまして手話通訳ということになつておりますけれども、この番組は全面的に手話の方を出しまして、わかりやすくということに現在も統一しているわけでございます。私たち番組をつくるに当たりましては、いま申し上げましたような手話あるいは口話法、それから字幕スーパーという三つの組み合わせでこれから考えていきたいと思ひます。ひとつその辺は御理解をいただきたいというふうに思つております。また、ニュースの場合も、表現内容を正確にしなければいけないので、その辺のところでも手話を取り入れるということにつきましては、われわれいろいろ研究はしておりますけれども、まだ実現には至つていないというところでございます。

○藤原委員 難聴者の御意見を直接にお伺いしますと、テレビのドラマなど、こういうものが放映された場合、この番組に字幕を入れて貸し出ししてもらえぬだろうか、これが強い要望なのですね。京都市の聴覚言語障害者センターというのがあつたのですが、それは聴覚障害者の生活の充実と社会的自立のためにビデオを生かすという目的でビデオライブラリー事業というのをしているわけですね。ここへ行つて見せてもらつたり、いろいろ職員の方々に聞いてみますと、ボランティアの方々が協力をされて、字幕の挿入をしたり、自主制作のビデオもつくつたりしておられる。全く市民の善意による献身と奉仕、こういうことによつてこの仕事もなされているわけですね。しかも、三十分番組一本に字幕を入れようと思つても、業者に注文すれば数十万円かかるわけですね。ですから、大変な労力と費用が必要であるわけですね。それからまた、テレビ局の了解を得てやつておられるわけですから、著作権を侵害するということも問題も出てきたりして、なかなかいいことをやりながらひやひやものでやらなければならぬというふうな、本日に今日の日本の姿そのものだと思

うのです。こういう中で一生懸命やっておられる。とにかくにもこうしたビデオは、聾学校や施設を初め、聴力障害者に大変喜ばれているわけですね。

ところが、残念ながらこういう事業活動が全国的に広がっているかというと、そうではなくて、京都と神奈川にあるだけということなのです。財源も少なく、職員やボランティアの皆さんの献身的な努力で支えられているというふうなことが現状ですから、点字図書館のように全国的なビデオライブラリー、こういうものをつくるということが求められるだろう。調べてみますと、そういう事業団の法人化というものも進められているというふうな聞いています。調べてみますと、私は、最後にNHKとしてこの法人化に対してどのようなお考えをお持ちされるか、また、できつつあるのならどのように参画をしているのかという点をお聞きしたいのと、それから郵政省に対して最後にお願いをしたいのは、こういったビデオライブラリーというふうなものができたとき、法人化の動きがあるのですから、そういうものができたときには、郵送料がばかにならないわけですから、点字郵便物というのは、先ほど大臣も御答弁になったように無料であるわけですね。盲人用と書けば無料だという特典があるわけですね。郵便法やその規則にも明記されているわけですね。あるいは点字図書や出版物、テープ、こういったものを認可を受けた図書館であるとか施設であるとか、こういうところから利用者に送る場合は無料、利用者からそういう施設に送る場合は無料だというふうな明記されております。ところが、聴力障害者に対する特典は、法でも全然確保されていないわけですね。ですから、こういうフィルムライブラリーができた場合には、法改正も必要になるのじゃないか。つまりこういう聴力障害者に対して、そういうテープができて貸し出しをするときには、郵政省としても無料にしてやろう、あるいはそれを戻すときには、テープなどの貸し出しについてはそういう配慮をしようというふうなことを

も郵便法の上に明記されるべきではないか。私は、いますぐこれをしますとかしませんとかのお答えは無理だと思いますが、とにかく聴力障害者には電話は一人では使えません、郵便は重要なコミュニケーションの手段であるわけですから、ぜひこの点検討していただきたい。ですから、最後に、NHKでこういったフィルムライブラリーなどの法人化が進んでおれば、それにどう参画して、どういう展望をお持ちされるのかという点と、郵政省側に、こういうものができた場合に、盲人に対する特典のようなことを聴覚障害者にも考えてはどうか、この検討をしていただきたい。これについてのお答えをいただいて終わりたいと思います。

○田中参考人 お答え申し上げます。

VTTRに字幕を入れるということは、一番問題は、小さな画面の中にどの程度字が入るか、またその読みますスピードはどの程度なのか、理解度が問題になるかというふうな思います。そういった点で、最近先生御指摘のように、放送文化基金という団体からの助成金を得まして、聴覚障害者情報文化センターというような組織がこの春からでき上がりまして、この中で、いま申し上げましたように字幕のテレビ番組とか映画の製作とかいうようなことをいろいろ研究し、実行に移しているというところでございますので、私たちもこういった団体に対して番組の提供とかあるいは適切な助言なども今後積極的にやっていきたいというふうな思っております。

○魚津政府委員 現在の郵便制度の中では、身体に重度の障害がある者が、別に定められた図書館から図書の送付を受けるというふうな場合には、書籍小包として、その料金を一般の場合に比べて半額にいたしております。これは承知の上で話しながら、きょう先生のおっしゃった問題については、将来の問題として考えさせていただきたい、かように思う次第でございます。

○藤原委員 どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 藤原ひろ子君の質疑は終了いたしました。

依田実君

○依田委員 最初に、電電公社の資料調達問題についてお伺いをしたい、こう思っております。

きょうの新聞を見ておると、この二十三日にまたアスキー代表が来日される、こういう記事が出ておったわけでありまして、今月の三日に大米さんが行かれまして、そのときの結末は、われわれが聞いておるところは、向こうが大統領選挙で忙しい、それ以後にしてくれと言った、こういうふうな聞いておったわけでありまして、そこで、この旬日の間に急遽何か情勢変化が起こったのかどうか。つまり外務省なりでいろいろ御判断になつて、この二十三日にアスキーが再び来て電電公社問題について交渉をしたい、こう言っている背景について御説明をいただきたいと思っております。

○池田説明員

先般アメリカのバインハーストで行われました会談におきましては、日米双方の問題に関する理解が非常に深まったということでありまして、しかしながら、本件につきましては、日米双方でなお解決しなければならぬ問題点が多々ございます。そういうことで、けさの新聞の報道はありますけれども、基本的には情勢が変わっていかないものと御了解いただいているのではないかと、つまり、ごく近いうちにこの問題に決着をつけるということはかなりむずかしいのではないかと考えられます。しかしながら、日米双方とも、できるだけ早期に、年内にでございますが、この問題を解決することを目指して最大限の努力をするという考えにおいては考えが一致しております。まして、今後ともそういうことでございまして、本問題の早期解決を目指して引き続き鋭意努力していくということでございます。アスキーが二十二日から二十四日に来るわけですが、このときには、先ほど申したような状況ですが、その時点で解決するといったような話し合いにはならないのではないかというふうにわれわれは考えてお

る次第であります。

○依田委員

九月にはやはりワシントンで大米さんとアスキーとの話し合いがあった。そのときもアスキーの方から非常に厳しいことを言われたにもかかわらず、電電公社側は例の三段階方式、それ以上に譲った話は聞いていないわけでありまして、今度もいまのままで対処していく方針なのか、これは外交交渉でありますから、余り手のうちというふうなものならぬのかもしれないけれども、お話をいただける範囲内でその辺の電電公社側の考え方を話しをいただきたいと思っております。

○山口説明員 お答えいたします。

今後の対応策につきましては、私どもはやはりいま先生がおっしゃいましたように、三段階方式というものをアメリカ側にも理解をしてもらって、ぜひともこの線でまとめていただきたいということを外務省なり郵政省にはお願いしておるところでございます。

○依田委員

日本側のアメリカにありますがワシントンの大使館の話などを聞かされても、まだ何かそう差し迫ってこの問題を解決しなきゃならぬという、そういうような意欲が日本側にも余り感じられない。まだ日本側としてもアメリカ側の意向、つまり出方というものを打診をする段階だ。いまの外務省のお答えを聞いておりましたが、まだ今度の交渉ではとてもとて、こういう感じが出ているわけでありまして、その辺の認識、つまりまだ年内に決まらぬのだからもう少し向こうの出方を見る、こういうふうな認識でいまの日本側の交渉は進められておるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思っております。

○池田説明員

われわれの気持ちには先生がおっしゃったのは全く異なりまして、この問題は非常に差し迫った日米間の、ある意味では大きな基本的な問題だと思っております。それから十二月三十一日という期限が区切られておるということで、できるだけまとめなければいけない、こういう考えでやってきておるわけですが、日米双方、アメリカにもいろいろな事情がありまして、当初十月末

ということを希望しておたわけですけれども、いろいろな事情があつて解決しなければならぬような問題もあるものですから、そのタイミングではいくことがむずかしくなつた、こういう事情であります。しかし、われわれの意欲、それから米側もその点は交渉当事者、かなりハイレベルの当事者も同じ気持ちでやっておるということでございます。いささかも先生がおっしゃるようなまだ時間的な余裕があるというふうな気持ちは持つていないつもりでございます。

○依田委員 そうしますと、もう一回お尋ねいたしますけれども、この二十三日に臨むについて、三段階方式でそのまゝ臨むのか、あるいは二十三日を前にもう一度政府側内でのいろいろ検討をする、そういう機会を持つか、その辺についてお伺いしたいと思います。どちらでも結構です。

○池田説明員 私ども外務省としましては、この問題につきましては郵政省、電電公社と密接な連絡をとりながら進めておるところでございます。アメリカに対しても公衆電気通信設備の特性というものを踏まえた調達手続をなければならぬだ、よということを終始言っておるわけでございまして、この点はきわめて基本的な点でございまして、この問題をこの段階で変えるというふうなつもりは毛頭ございません。ただし相手があることですから、これは多々むずかしい点がありますけれども、けさほど御答弁申し上げましたが、先般来の大来代表とアスキューの会談においても、わが方の考え方というものについても相当理解も進んでおりますので、なお粘り強くわが国の利益を踏まえてやろうという考えでおる次第であります。

○依田委員 確かにこの三段階方式、われわれもいろいろ御説明の機会があつて聞いております。確かに通信機器の中枢部分に関する利益をいかにして守るか、これはまた大事なことであらうと思ふのでありますけれども、しかし一方では日米経済全体のバランスを考えながらやつていかなければならぬだらう、こういうふうに通うわけでありま

す。競争入札にした場合に、必ずしもアメリカ側に行くかどうか、これも未知数でありまして、機会均等の窓口だけあけるといふことも大事なことにやないかとも思ふわけでありまして。その辺の日本の利益と、両方利益になるわけでありまして、そういう電気通信部門の大事なところを守るということと日米経済のバランスというものをどうういうふうにとつていくか、この辺が交渉といひますか、所管の大臣の一番勘どころだと思ふのでありますけれども、今後の対処の仕方について大臣のお考えを一言だけ聞かしていただきたいと思ひます。

○山内国務大臣 非常にむずかしい問題で苦慮いたしておりますけれども、通信の中枢部について一般公開入札をやるといふことは非常に困難だと思ふので、むずかしい、もう不可能に近いといふふうな考えております。ということとは、世界のどの国を見ても、アメリカでもやつてない、それからECでもやつてないといふほど電気通信設備というものは各国重要に考えているわけでございまして。したがってその点は守つていきたいと思いますけれども、できるものは一般公開入札、いわゆるガットの線に沿つてやつていく、こういう内容で郵政省としては外務省、大来政府代表にお願いして、こういう線できつとめするように一生懸命やつてくださいます、こう言つていられるわけでござい

○依田委員 話題を変えさせていただきます、やはり最近話題になつております郵便貯金の問題について、二回させていただきます、こう思つております。

新聞報道などによりますと、一種興味本位かも知れませんが、最近民間の金融機関から郵便貯金への預金のくらがえといふことがさういふものが起つておる、こういうふうに通うわけであるわけであります。郵政省の御説明をいろいろ拝聴させていただきます、そうではないのだ、いわゆる定期貯金の持つておる魅力であるとか、あるいは経済情勢一般の中で金利の高いものへ資金

が集中する、そういう趨勢の中で起つておることで、別に郵便貯金の方へ特別な理由があつて流れているのじやない、こうおっしゃるわけでありまして。しかし、実際問題としてわれわれも、この間も私の選挙区の農業協同組合の組合長にお会いをいたしましたら、やはりどうも大口で移動をされておるようだ、こういうお話が出ました。郵政省でその辺の実態、特にこれだけ話題が出ましたのですから、たとえばどこか名寄せをする貯金局のところでも、最近そういう大口の定期貯金が増えていくかどうか、こういうふうなことをお調べになつたことありますでしょうか。

○郵政府委員 先生いま前段で御指摘の点でございしますが、本年度の郵便貯金の増加状況、前年度あるいは前々年度に比べますと、比較的順調な増加状況になつております。この点は先生お話しのごさういふように、金利の天井感といふふうなことから長期性の貯蓄手段がお客様に選好されたためであるといふふうに私どもは見ているわけでござい

それから、後段で御指摘のございました大口の貯金が引き出されて郵便局の方に回つていゝのではないかと、この点でございしますが、実際問題として御指摘のような場合もあるかと思ひます。また逆に、郵便局の方から同じような形で払い戻しがされるケースもあり得ると考えられるわけですが、御承知のように、郵便貯金は日々大変大量な預入れ入れあるいは払い戻しの事務を処理いたしております。と同時に、個々具体的な預入金の経路につきましても特別に確認調査をするという立場にござい

しません。また実際問題といひまして、それらを實際に把握することが困難であるといふことで、御指摘の調査はいたしておりません。○依田委員 御調査をなさつていないといふお話なんです、これだけ議論になつておるわけでありまして、名寄せを實際にやつておるのだといふ、そのくらの事務能力をお持ちになつていゝところでありまして、多少その辺の実態について末端の方がどうなつていゝのかといふこ

とを問い合わせるなりして中央部で情勢を把握されることが大事なんじゃないかと私は思ふので、その辺のことをぜひひとつお含みお願ひいた

グリーンカードの制度につきまして、この郵便貯金をどう取り扱うか、先般郵政、大蔵両省の合意事項が出たわけでありまして、これを交わすことによつていゝまでのそういう議論に一応決着がつく、これで一応落ちつくとお考えになつていゝのでし

○郵政府委員 先生御指摘の郵政大臣と大蔵大臣の合意は去る九月二十六日に取り交わされて、閣議でもこれが発表されたところでござい

申しましたようにこの春に固まつたものでござい

○依田委員 この合意事項の一番最後のところに「大蔵、郵政両省間で検討のうえ、早急にその具体的方法を定める。」と書かれておりまして、い

まの御答弁の中にも技術的、実務的詰めをこれからやっていきたい、こういうことでございますけれども、そう早急というわけでもございませんでしようけれども、いつごろをめどにおやりになるのでしょうか。

○郵政府委員 いま御指摘ございましたように、実施に当たりましての具体的な方法等、技術的、実務的な事項でございますが、これは現在検討を開始いたしております。さらに検討を重ねまして、遺漏のないように決めていきたいと思っております。

先生御指摘の具体的な検討につきまして一律にいつまでというふうな点につきましては、これを定めることがなかなかむずかしいでございます。と申しますのは、たとえば予算にかかわるものがあるといはしても、事が五十九年一月一日から始まるものでもございますので、物によりまして五十七年あるいは五十八年度予算に計上することが必要なものもあるかと思ひます。そういうことで、合意事項の第一項、第二項を通じて、要は五十九年の一月以降十分な実施に遺漏なく移れるようにしていきたいということでございますので、特にわれわれ一生懸命に詰めをする姿勢は持つておるわけでございますが、具体的な期限という点につきましては明確なものを備えていくわけではございません。

○依田委員 こういうことは万々ないとは思ひますけれども、そういう心配をする向きもあるというところで聞きをいたしたのでありますけれども、具体的にいろいろ方法を検討したところが、やはりその一に書いてあるようなことが無理だということを実施が見送られる、こういうことはないでしょうか。

○郵政府委員 先ほど大蔵省と十分な協議をしたと申し上げました中に、先生御指摘のような心配がないということをわれわれ十分確認をいたしまして合意をした次第でございます。

○依田委員 世の中いつまでも騒いでいても仕方ありませんから、ぜひこの線でお進めをいた

くのがいいのじゃないか、こう思っております。

ところで、こういう合意事項ができたというところを、ぜひ末端にまで知らせたいので、また窓口に来られるお客さんにもそういう周知徹底、お知らせの方をぜひ遺漏のないようにしていただきたい、こう思っております。その辺の周知方法についてはすでに動き出しているのではありませんか。

○郵政府委員 ただいまお話しいたしました合意そのものが両省間で成立をしたという点につきましては、すでに地方郵政局を通じて各郵便局に連絡をいたしております。

それから、この合意の具体的な中身を詰めましたものを地方に知らせるという点につきましては、先ほど申し上げました事柄を詰めていきまして、順次必要な時期に地方に十分な徹底をしていきたいというふうに考えております。

○依田委員 いずれにいたしましても、このグリーンカード制度を取り入れられましたのは、われわれも常日ごろから申し上げている不公平税制をいかにしてなくしていくか、その一環としてこれが採用されたわけでありまして、ですから、これを入れたためにまたどこかでひずみが出る、脱税の新しい形態が生まれてくる、こういうことじや困るわけでありまして、そういう脱税をするような者をいかにして締め出していくかということが一番大事であろう、こう思っております。

そこで、大臣に一言だけ、この合意を踏まえて今後限度額管理の実が上がるようにお願いしたいと思うのでありますけれども、その辺の御決意についてお伺いをさせていただきます。

○山内閣務大臣 限度額管理というものは郵便貯金は三百万円まででございますので、こういうグリーンカードとは別にこれは厳に守つていかなければいけない問題でございます。郵政省におきましてもオンライン化を図つておりまして、五十三年から五十八年までに完成する、いまその途中の段階でございます。したがって、これは五十八年以降、従来の郵政省方式で名寄せをやるわけ

でございますけれども、グリーンカードが五十九年から実施をされますから、それによつてさらに正確を期することができ、こういうふうに確信をしております。

○依田委員 ところで、もう一つ、最近のこの郵貯の議論の中で、その運用についていろいろ議論が行われておるわけでありまして、郵便貯金が資金運用部を通じていわゆる財政投融資へ回るわけでありまして、一部輸送などを初めとして、使い残りあるいは繰り延べ、こういうものが最近では出ておるといふことが言われておるわけでありまして、その辺の実態につきまして大蔵省の方からお話をいただければと思ひます。

○亀井説明員 お尋ねの財政投融資の使い残しというところでございますけれども、私も資金運用部に郵便貯金をお預かりいたすわけでございまして、資金運用部資金の不用額といひますか、先生御指摘のいわゆる使い残しといふものでございまして、五十四年度は六千六百二十三億円といふことでございまして、若干さかのぼりまして、五十三年度は一兆四千三百八十億円ございまして、五十二年度は四千七百五十一億円、こういう状況でございます。

それから、繰越額というお言葉がございましたが、私も繰越額は使い残しといふふうに認識いたしております。たまたま当該年度の中で計画として運用されていく予定が、工事が若干おくれたりといったことで、法律上翌年度に使用することが許されております。そういう意味で、次の年度に繰り越すものがそのほかにあるわけでございます。

○依田委員 郵便貯金のわれわれに支払われる利子は、資金運用部へ預託されたその利息から払われているわけでありまして、その資金運用部の資金が余つて未使用分が出ていくということになると、その分だけは利息がこつちへ入つてこない、単純に考えればこういうことになるわけでありまして、もつとも、いろいろそのほかの国債とかそういうもので運用されるのでしょうか。

いまみたいに金利が高いときには、国債を買つてその利回りでこちらの方へということになるのではないかと、長い目で見ると、そういうことも国債の利回りがいいというわけでもないと思うのであります。そういうところで、長期的に今後ともそういう未使用分が出ていくことになった場合には、では果たして郵便貯金の特別会計の方へスムーズに利息が入つてくるのかどうか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

○亀井説明員 お尋ねの点でございまして、けれども、現在の郵便貯金の預託に對しまして、法律で定められております金利をお支払いをいたしておりますわけでございまして、お尋ねの御趣旨が、今後の運用がいまのような状況であるのかどうか、それからそういったときにどういったことになるかという非常にロングランなお尋ねでございます。

私どもは、お預かりしております預託金に對しまして預託の利子を貯金会計にお支払いいたしておりますが、一方で、それを政府関係機関であるとか、公社公団であるとか、そういったところへ運用いたしております。それは、お預かりをするものを同じレートで運用いたしておりますので、もちろん今後の金利情勢等がどういふふうになつてまいるかでございますけれども、いかような金融情勢等になつてまいりまして、預託が下がります場合には運用も下がるというふうなことで、状況に応じて、常に収支をいたしましては、はいと申します。運用先をいたしましては、そういう御指摘のような御心配はないものといふふうに考えているわけでございます。

○依田委員 われわれの頭が余り理解がないのか、どうもその辺の仕組みについて、果たして長期にうまいのかどうか。それは一般会計の方から繰り入れる、補助として出す、こういうことになれば幾らでも成り立つわけでありまして、うなれば、タコ足じゃありませんけれども税金でもつて自分たちの郵貯の利子を出して、こういうことになるわけでありまして、これだけ郵貯とい

ものが大きくなってきたわけでありまして、また
財投のいまのあり方など含めまして、郵政省とし
ては、長期的な郵貯の安定的な運用について、い
まのままでいいのか、あるいはこういうふうによ
善、改革をしたい、こういうお考えがあるのか、
その辺について伺いをしたい。

○郵政委員 いまお預かりをいたしております
郵便貯金と申しますのは、国民の皆様の汗の結晶
でありますと同時に、私も関係従業員の汗の結晶
でもありますので、私どもいたしましては、その
運用につきましては大変大きな関心を持っていて
ところでございます。したがって、その運用
につきまして、より有効な、より適切な方法があ
るかどうかということにつきまして大きな関心を
抱いておりますが、たとえば、これから先の問題
をいたしまして、いまお話のありましたような国
債等にさらに運用の枠を広げていくというふうな
ことなども一つの考え方というふうにご考えてお
ります。

○依田委員 時間が参りましたので、きょうはこ
れで終わらせていただきます。
○佐藤委員長 依田委員の質疑は終了いたしました。
次回は、明十六日木曜日午前十時理事会、十時
三十分委員会を開会することとし、本日は、これ
にて散会いたします。
午後五時三十七分散会

郵便法等の一部を改正する法律案
郵便法等の一部を改正する法律
(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五
号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「規定する料金及び損害賠
償金額を超えない範囲において」を「その範囲
が定められている場合にあつてはその範囲内に
おいて、その他の場合にあつては条約の定める

ところにより」に改める。
第十九条中「第五十八条第五項」を「第五十八
条第四項」に改める。

第十九条の四の見出し中「郵便書等」を「切
手類」に改め、同条第一項を次のように改める。
郵政大臣は、省令の定めるところにより、
汚染し、若しくは損壊されたい郵便切手
又は料額印面の汚染し、若しくは損壊されて
いない郵便書若しくは郵便書簡について、
これをその郵便切手又は郵便書若しくは郵
便書簡の料額印面に表された金額により郵便
切手、郵便書若しくは郵便書簡と交換するこ
とができる。

第二十一条第二項中「五十円」を「六十円」に、
「六十円」を「七十円」に改め、同条第三項中「百
円」を「二百円」に、「百四十円」を「百七十円」
に、「二百円」を「二百四十円」に、「三百円」を「三
百五十円」に、「六百円」を「七百円」に改める。
第二十二條第二項中「二十円」を「四十円」に、
「四十円」を「八十円」に改める。

第二十三條第一項中「あらわす」を「表す」に、
「開封とする」を「開封とし、省令の定めるところ
により差し出される」に改める。
第二十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、
同項第一号中「基き」を「基づき」に改め、同項第
五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。
第二十七條中「四十円」を「五十円」に、「五十
円」を「六十円」に、「八十円」を「百円」に、「百十
五円」を「百四十円」に改め、同条第三号を次の
ように改める。

三 前二号に定めるもののほか、省令で定め
る形状、重量、数量、取扱い及び差出しに
関する条件を満たすものであること。
第二十七條第四号を削る。

第二十七條の三中「左の条件を具備する」を
「省令の定める基準により指定する郵便局に同
時に差し出された」に、「ついた」を「付いた」に、
「の料金については」を「で、省令で定める形状、
重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を

具備するものの料金については」に、「こえない」
を「超えない」に改め、同条各号を削る。

第三十四條を次のように改める。
第三十四條(郵便書等の売りさばきの特例)
郵政大臣が次の各号に掲げる郵便書で料額
印面の付いたものを発行したときは、これを
当該各号に掲げる額で売りさばくことができる。
一 対価を得て図画等を記載した郵便書
料額印面に表された金額に満たない額
で省令で定める額
二 対価を得ないで図画等を記載した郵便書
書で省令で定める額
料額印面に表された金額を超える額で
その記載に要する経費を勘案して省令で
定める額

郵政大臣は、前項第一号の省令を定めよう
とするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
第三十七條を次のように改める。
第三十七條(不納料金の徴収) 郵政大臣は、不
納の郵便に関する料金の納付を督促する場合
には、その不納の料金を納付すべき者に対し、
督促状により、期限を指定して、これをしな
ければならない。

郵政大臣は、前項の規定による督促を受け
た者が督促状で指定する期限までに不納の郵
便に関する料金及びこれに係る第五項の延滞
金を完納しないときは、国税滞納処分の例に
よりこれを徴収する。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとする。
第一項の規定による督促は、民法(明治二
十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定
にかかわらず、時効中断の効力を有する。

郵政大臣は、不納の郵便に関する料金の額
につき年十四・五パーセントの割合で、その
料金が不納となつた日の翌日からその完納又
は財産差押えの日の前日までの日数により計

算した延滞金を徴収する。ただし、省令で定
める場合は、この限りでない。
第五十三條第二項第二号中「第五十八條第五
項」を「第五十八條第四項」に改める。

第五十八條第二項を次のように改める。
前項の損害賠償額は、郵便物の内容たる現
金の額(その内容が現金以外の物であるとき
は、その物の時価)を超えない額であつて省
令で定める額を超えないものでなければなら
ない。
第五十八條第五項中「五千円」を「省令で定め
る額」に改め、同条第三項を削る。
第六十條第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、
「重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び
厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を
除く」を削る。

第六十八條第二項第一号中「第五十八條第五
項」を「第五十八條第四項」に、「第五十八條第四
項」を「第五十八條第三項」に改め、同項第三号
中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」
に、「五千円」を「第五十八條第四項の省令で定
める額」に改める。

第九十二條の次に次の三條を加える。
第九十三條(第一種郵便物等の料金の決定の特
例) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金
は、当分の間、第二十一條第二項から第四項
まで、第二十二條第二項及び第二十七條の規
定にかかわらず、郵政事業特別会計の一の会
計年度の郵便事業の損益計算において、欠損
が生じた場合又は欠損が生ずることが確実で
あると認められる場合として省令で定める場
合に限り、当該会計年度又はその翌年度にお
いて、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、
省令で定めることができるものとする。

郵政事業特別会計の「一の会計年度におい
て、郵便事業に係る累積欠損金が生じないこ
ととなつたときは、当該会計年度の決算の完
結後においては、前項に規定する方法により
新たに料金を定めることはできないものとす

る。

第一項の郵便事業の損益計算は、郵便事業（郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務（日本放送協会から委託された業務に限る。）及び同項第四号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る同法第六条第一項第十一号（イ）の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、前項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第九十四条 前条第二項の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の新たな料金を定めることができないまでの間において、郵政大臣が、それらの郵便物又は第三種郵便物、第四種郵便物、小包郵便物若しくは特殊取扱（以下「第一種郵便物等」という。）の料金を定める場合には、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度（以下「実施年度」という。）の末日において実施される第一種郵便物等のすべての料金を基礎として算定する総合改定率が物価等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する総合改定率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される第一種郵便物等の料金の割合及び政令で定める第一種郵便物等の種別ごとの収入構成比に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の物価等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている第一種郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度で実施年度に最も近いもの以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度で実施年度に最も近いもの以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

郵便書簡又は市内特別郵便物の料金の額は、それぞれ重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額又は市内特別郵便物として差し出された場合の料金の額より低いものでなければならぬ。

第九十五条 第九十三条第一項の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三条第四項及び第二十六条第二項中「第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。）の料金の額」と、第二十七条の二中「第二十一條第二項又は第三項」とあるのは「第九十三条第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、第二十七條の三中「第二十一條第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」とする。

（お年玉つき郵便書簡及び寄附金つき郵便書簡等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正）

第二条 お年玉つき郵便書簡及び寄附金つき郵便書簡等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二項中「三万円を五万円に」と、「こえて」を「超えて」に改める。

第三条第一項中「もよりの郵便局」を「最寄り

の郵便局又は簡易郵便局」に改める。

第五条 第二項中「行なう」を「行う」に、「又は交通事故」を「交通事故」に、「当該事業」を「文化財の保護を行う団体又は青少年の健全な育成のための社会教育を行う団体の当該事業」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されているものについては、郵政大臣の定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができ、この場合において、交換を申し出る者は、郵政大臣の定める額の手数料を納付しなければならない。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第九十二条の次に三条を加える改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の郵便法（附則第四項において「新法」という。）第九十三条第一項の規定は、昭和五十六年度以後の会計年度の郵便事業の損益計算について適用する。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間において差し出される郵便書簡に対する新法第二十二條第二項の適用については、同項中「四十円」とあるのは「三十円」と、「八十円」とあるのは「六十円」とする。

5 この法律の施行前の郵便に関する料金の不納については、なお従前の例による。

（簡易郵便法の一部改正）

6 簡易郵便法（昭和二十四年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「取扱」を「取扱」に改め、「第二十条を除く。」の下に、「お年玉つき郵便書簡及び寄附金つき郵便書簡等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）を加える。

理由

最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、郵便物の料金の改定を行うほか、第一種郵便物等の料金の決定について臨時の特例を設けるとともに、利用者に対するサービスの改善を図るため、郵便法その他関係法律について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。